

のは、必ず改名せしめて後ち位に敍し、官に任ずるの例であつたが、敍位除目にあづからざる者には御名を避けざりし輩が有つた爲めに、之が勵行を令せられたといふ。之に依つて觀れば、中古以來御諱敬避の制は、素より弛張は有つたけれども、朝廷に於ては舊に依つて存せられたるものである。

〔續日本紀〕神護景雲二年五月丙午の條に、

勅、入國問諱、先聞有之、況於從今、何曾無避、頃見諸司入奏名籍、或以國主國繼爲名、向朝奏名、可不寒心、中略、復用佛菩薩及聖賢之號、每經聞見、不安于懷、自今以後、宜勿更然、〔下略〕

とある。是に依つて觀れば、諱避は獨り至尊の御名に對するのみならず、佛菩薩、聖賢の號に對しても之を行ふべきものとせられたものである。

天皇の御名は敬避すべきものとしたるが故に、天皇若くは皇室の事を言ひ、又は之を書するには、尊稱に依つて間接に之を表示せねばならぬ。是を以て、古來本邦に行はるゝ天皇の尊稱は頗る多く、古事類苑帝王部に擧げたる帝號

天皇の尊稱

佛菩薩及聖賢の名を敬避せしむ

のみにても、殆んど六十の多きに上つて居る。天皇、天子、皇帝、陛下、聖上、聖皇、聖主、聖王、聖朝、聖代、明朝、明時、主上、今上、當今、當代、上、上様、至尊、我后、御、御一人、あきつ神、皇御孫、命、すめらみこと、すべらぎ、すべらぎみ、すべら、天神、御子、日之皇子、現人神、ひじりのきみ、おほきみ、みかど、朝廷、御所、内裏、禁裏、禁廷、大内、大やけ、公家、國家、宸儀、鳳闕、萬乘の主、萬乘の君、一天の主、一天萬乘の君、九五之聖、南面之主、十善之主、金輪聖主、乘輿、車駕等是れである。

後に記す如く、明治元年に御諱闕畫の令を發せられて、人民の闕畫すべき「惠」、「統」、「睦」の三字並に「仁」の字及御歴代の御諱、御名の文字を名として用ふる者は之を改むべきことゝなつた。翌年、津田眞一郎氏後に法學博士津田眞道は諱避の制を廢すべき議を上つたが用ひられず、明治五年に至り、始めて闕畫の制を廢せられ、尋で翌明治六年三月二十八日、太政官布告第百十八號を以て、

御歴代御諱並御名文字、自今人民一般相名乘候儀不及憚事、
但、熟字ノ儘相用候儀ハ不相成候事、

明治元年に御諱御名の文字を名とするを禁ず

明治六年の布告

と令した。然らば、御歴代の御諡號は、熟字の儘之を用ふることを得べきや否やに付き、東京府よりの伺に對し、當局は次に記す如く、御歴代の御諡號は、熟字の儘之を名として用ふるも差支なしと指令した。

明治六年五月二十八日東京府伺 正院宛

本年第一百十八號御布告ニ付、自今御歴代御諡並ニ御名ノ文字相名乗不及憚、但熟字ノ儘相用候儀ハ不相成云々、就テハ御歴代ノ御諡號熟字ノ儘相用候儀ハ如何可心得候哉、至急御指令被下度此段申上候也、

(指令)六月八日

伺之趣、御歴代ノ御諡號ハ熟字ノ儘相用不苦候事

依つて、御歴代の御諡又は御名を構成する文字の一を取りて之を名とし、又は之を名の一部とすること、並に御歴代の御諡號は熟字の儘之を名とすること、は之を敬避するを要せざること、爲つたが、御歴代の御諡又は御名の文字を、熟字の儘にて之を名とすることを得ざるものとするが故に、いみ名の制度は、

三 避書俗

字形に依る冒瀆

君主の名は避を以て之に觸るることをさへ不敬行爲とし、形を以て觸るるも其尊嚴を冒瀆すること一層大なるものなり。音聲は瞬間にして跡も形は永く其跡を存して多くの人の視線に觸るることを得べきも、其神聖若くは尊嚴を冒瀆するの程度も亦随つて大ならざるを得。是を以て人文稍々上進して文字觸るに及んでは、文書の上に於ても尊貴の名を敬避するに至るは自然の勢なり。殊に支那の如き意象文字を用ふる國に於ては敬避書法大に發達し、（七四）

敬避書法

避文詩

井（七五） 其は其文字の位置を上部に置、又は他の文字と離隔す。
書に臨んで、君父尊長の名の觸るる文字を避して、（七六） 秦漢以後臨文の詩と稱し、
以て之に代へ、或は新字を創製して之を用ひ、或は其文字の點畫を省き、或は偏旁を
加除し、或は其文字を割りて之を書し、（七七） 或は之を削り去る等、避書敬諱の法なり。
故に支那法系に於ける避書、（七八）

を極むるに至り、故に支那法系に於ける避書、

(三) 避書俗
字形に依る
冒瀆

現時猶ほ存するものと云はねばならぬ。

(三) 避書俗

君主の名は聲を以て之に觸るゝことさへ不敬行爲としたから、形を以て之に觸るゝは、其尊嚴を冒瀆すること一層大なるものとしたのである。聲は瞬間にして跡無きも、形は永く其跡を存して多くの人の視感に觸るゝことを得べきものであるから、其神聖若くは尊嚴を冒瀆するの程度も、亦随つて大ならざるを得ぬ。是を以て、人文稍々上進して文字有るに及んでは、文書の上にも尊貴の名を敬避するに至るは、自然の勢である。殊に支那の如き意象文字を用ふる國に於ては、敬避書法、大に發達し、秦漢以後は、臨文の諱と稱して、文書に臨んで、君父尊長の名の文字は之を用ひずして、別字を以て之に代へ、或は新字を創製して之を用ひ、或は其文字の點畫を省き、或は偏旁を加除し、或は其文字を割りて之を書し、或は之を削り去り、或は其文字の位置を上部に置き、又は他の文字と離隔する等、避書敬諱の制式繁縟を極むるに至つた。故に支那

敬避書法
臨文の諱

避書制の種
類

法系に於ける避書敬諱の禮制は、之を概ね不書、代字、造字、變字、隔字及改稱の六種に分つことが出来る。

(い)不書の
制

(5) 不書の制

名を敬避するの極は、之を言はず、之を書せざるにある。故に君父、尊長の名は、常時の交話に之を言はざるが如く、文書に於ても之を書せざるを敬禮の至りとする。或は陛下、殿下の如き避稱を用ひ、或は天子、皇帝の如き尊號を用ひ、或は聖主、明主等の頌德語を用ひ、然らざれば單に其名の位置を空白とし又は□□を畫くことが有る。徳川時代の文書に於て、家康の名を直書するものは極めて稀であつて、公文書に於ては殆んど絶無に近く、皆「神君」、「東照宮」、「權現様」と云ふ如き尊稱を用ひたるが如きは、其近き一例である。慶長十九年に、方廣寺大佛殿成り、將に供養せんとする時、家康は其鐘銘の中に「國家安康」の字を刻んだのは己れを調伏するものとして之を咎め、竟に大阪陣の端を啓き、豊臣氏滅亡の因を成した事は人の知る所である。此家康の糾彈の如きは、前に述

(ろ)代字の
制

(ろ) 代字の制

べた「タブー」の觀念を採つて、之を口實としたものであつて、名は呪詛の目的と爲り得るものであるとの迷信が有る爲めに、之を言掛りの種として、譏を後世に貽したのである。

尊貴の名の文字は之を用ひず、別字を以て之に代へるの避書法は、和漢共に古來其例が極めて多い。秦始皇帝の名「政」に代ふるに「端」の字を以てし、後漢の光武帝の名「秀」に代ふるに「茂」の字を以てした事は、既に前に述べた。漢高祖の名「邦」を避けんが爲めに「國」を以て之に代へ、「漢書」には「尙書」の「以和萬邦」とあるを「以和萬國」と書し、論語の「善人爲邦百年」とあるを「善人爲國百年」と書し、唐太宗の名「世民」を避けんが爲めに「世」は「代」又は「系」の字を以て之に代へ、「民」は「人」の字を以て之に代へ、「治世」を「治代」と稱し、「蒸民」を「蒸人」と稱し、「民部」を改めて「戸部」と爲し、又清朝に於ては、高祖の諱「弘曆」を避けんが爲めに「宏」を以て「弘」に代へ、曆本を「時憲書」と書したるが如く、諱の字と同一又は類似の意義を有する他字を以て之に

代ふるは、歴代の通制であつた。

本邦に於ても、徳川幕府時代に於て、「キリシタン」を始めは「吉利支丹」と書いたが、將軍綱吉の時に至り、其名の「吉」の字を敬諱して「切支丹」と書くことに改めたことは、最も有名な事例である。

(は) 造字の制

(は) 造字の制

支那に於ては、君主の名を避けんが爲めに、類似形の、新字を創製して諱の字に代用した事がある。例へば、後漢の光武帝の名が「秀」であつたから、「香」の字を作つて之に代へ、唐の太宗の名が「世民」であつたから、「世」の字を「卅」と書したるが如きものである。

(に) 變字の制

(に) 變字の制

諱の字形を變じて敬避を表するは極めて普通の例であつた。或は點畫を省き、或は偏旁を加除し、或は文字を割つて之を書するが如きものである。例へば、唐の太祖の名「虎」を避けて「虍」と書し、高祖の名「淵」を避けて「滌」と書し、太宗の

闕畫、偏旁
加除、省字、
割字

名「世民」を避けて「世」を「廿」とし、「民」を「尸」又は「氏」として「廿尸」又は「廿氏」と書し、清朝に於ても、世祖の名「胤禛」を避けて「胤禔」と書し、高祖の名「弘曆」を避けて「弘曆」と書し、康熙帝の名「玄燁」を避けて「玄烜」と書したるが如きは、謂はゆる闕畫であつて、點畫を省いた例である。清の仁宗の名「顒琰」を避け、「顒」の旁を省いて「禺」と書し、晋の愍帝の名「業」を避けて、之に旁を加へて「鄴」と書し、宋の太宗の名「光義」を避けて「光儀」と書したるが如きは、偏旁を加除した例である。唐の太宗の名「世民」を避けんが爲めに、李世勣を李勣を書したるが如きは、名の字を省いた例である。康熙帝の名「玄燁」を避けんが爲めに、其名を解剖して「上字从艹、从玄、下字从火、从華」と書したるが如きは、文字を割つて之を書したる例であつて、蓋し字形を變じて敬避するの最も鄭重なものである。(史學雜誌第十二編第五號乃至第七號中村久四郎博士論文參照)

闕畫の制
唐六典

闕畫の制は、支那に於ては「唐六典」に、

若寫經史群書及撰錄舊事其文有犯國諱者爲字不成、

本論 第二章 「タブー」と主權

本邦令に闕
畫の制無し

儒者の唐制
模倣

とあつて、上書、奏文等に限らず、總て字形を變ずべきものとした。本邦に於て中古唐制を繼受したときには、大寶令に於て平出闕字の制を定め、たが、闕畫の制は採用しなかつた。然るに、徳川幕府時代に至つて、漢學の復興と共に、儒者中往々唐宋の例に倣ひ、將軍の名を書するに當り家康の家を家とし、康を康とし、吉宗の吉を吉とし、宗を宗としたるが如き事があつたが、素より此の如き制度が有つた譯ではない。伊勢貞丈は、安齋隨筆に此事を記して、

是れ近世渡來の書に倣へるなり。然れども朝廷先王の御諱、近く今皇の御諱の字をば憚らず、一を知りて二を知らず、左を知りて右を知らぬと云ふべし。豈儒といはむや。

と咎めて居る。本邦に於て始めて闕畫の制が認められたのは、蓋し文政元年の法令であらう。「二條家番所日記」に、

文政元年五月十八日乙卯、近衛左府様御使中川三河介 御順達如左、

御諱相避、且臨文省末畫之儀、爾來各覺悟之事候、雖然至中古而有不避之

文政の令、
闕畫の制式
を定む

輩、自今以往、不拘異說、從國史職員令、并唐六典之文、一不可犯國諱之由、更被仰出候事、

同十九日丙辰、上仁孝天皇御諱字末畫可憚義に付諸席江被仰渡如左、

上御諱字、私名字に相用候事は、堅可相憚義、且日用筆記文等に無據相用候節は、末畫可相省義は勿論之事候處、今般改而被仰出候間、自今以後、彌以前文之通可相心得旨、御當職より御傳達有之候事、

但、末畫相省候、分は

上御諱 惠

仙洞御諱 兼

右之通相認可然候事、

但草字も可准之候事、

とあり、又、三條實萬傳奏日記嘉永元年八月五日の條に、

一、御諱相避之儀、如別紙殿下昨日被伺定、諸向被觸示之旨議奏、廣橋被示、御

減畫

闕畫に關する明治元年の令

諱相憚之事

當御代、如令條皇祖以下御三代可有減畫事、

右一紙被渡候、向々自議奏去文政元年五月被觸候通被告示之、と見え、明かに闕畫の制式を示された。

明治維新の始に當り、御諱闕畫に關する法令を發せられた。即ち明治元年十月九日行政官の布達を以て、

惠

統

睦

右三字御諱ニ付名字等ニ相用申間敷ハ勿論、刻本等ニハ闕畫可致候事、

と令した。然るに、後ちに記す如く、幾も無くして、當時刑法官權判事であつた津田眞一郎氏が、避諱制廢止の議案を公議所に提出したが、行はれず、此後公文書は勿論、刻本等にも右の三字を闕畫した。例へば、明治三年兵庫縣布達、御

津田氏の避諱制廢止の議

改人別五人組帳の中に、

一、父母へ孝を竭し、主夫を大切にいたし、家内親類睦、敷、家業出精可致事、

一、御年貢假免狀相渡候は、早速村中一統へ披露におよび云々、

とあり、又明治四年七月大藏省中に統計司を置かれるに至つても、闕畫の制に依つて「統」計司と書き、同年刊行の「改正増補地方凡例録」にも「親類よりも睦しく」とある如く、「統」睦の字を闕畫した。然るに、翌明治五年正月二十七日太政官布告第二十四號を以て、

御名睦字自今闕畫ニ不及候事、

但惠統二字可爲同様事、

と令し、之に依つて闕畫の制は廢止せられた。

(ほ) 隔字の制

身體上の離隔を以て尊貴に對する敬禮とした結果、支那法系に於ては、尊貴の名稱、號、行動等を書するに當つても、其文字と他の文字との間に空地を存し、

闕畫制廢止

(ほ) 隔字の制

闕字

平出

擡頭

又は其位置を上げる書式を以て禮制とするに至つた。謂はゆる「闕字」「平出」「擡頭」の制が是れである。闕字とは上表、奏文其他の文書中、尊貴の稱號、行動等を表する文字を記すときに、其上に一字若くは二字を記すべき程の白地を存する書式を云ふ。蓋し之を敬避して、他の字を其頭上に觸接して置かぬのである。平出とは平頭抄出の義にして、尊貴の稱號、行動等を表する文字を其行の中他の文字の下に置かず、必ず之を次行の頭部に抄出して、他行の頭と平等の位置に置くことを云ふ。蓋し之を尊敬して、文書の最上部に置くものである。擡頭とは尊貴の稱號、行動等を表する文字を、普通の行頭より尙ほ上方に出して之を書することを云ふ。蓋し平出の制より出たる最敬禮の書式である。擡頭は主として上表、奏文、其他之に類する嚴肅なる文書に用ひられ、其敬意を表するの大なるに隨うて其文字の位置を上げるものとする。其一字を擡出するを「一字擡頭」と云ひ、二字を擡出するを「二字擡頭」と云ひ、又極めて稀に三字若くは以上を擡出する事も有る。

唐六典

本邦令

平出の制

闕字の制

闕字、平出の慣例若くは禮制が、支那の六朝以前に於て既に存したるや否やは不明であるが、隋唐に及んでは定令と爲り、唐六典には

凡上表、疏、牋、啓及判、策、文章如平闕之式、

と見えて居る。本邦に於ては「大寶令」に於て、唐制に倣ひ、闕字及平出の制を定められた。「公式令」に依れば、

皇祖	皇祖妣	皇考	皇妣	先帝	天子	天皇	皇帝	陛下	至尊
太上天皇	天皇諡	太皇太后	皇太后	皇后					
大社	陵號	乘輿	車駕	詔書	勅旨	明詔	聖化	天恩	慈旨
宮	御	闕廷	朝廷	東宮	皇太子	殿下			

「之類」は闕字すべきものとした。但し是等平闕すべき文字を汎く用ひて、特に尊貴を直指せざる場合は、平闕するの限りではなかつた。例へば「義解」に云ふ如く、「凡人君者、父、天母、地、故曰天子」と言ふが如く、博く人君の體を説いた場合は、

平出又は闕字せざるものとした。而して、平闕すべきもの、範圍は、當時の天皇、及國忌廢務すべき者を限とした。(公式令義解參照)

平出の制は、大寶令に於て採用せられたが、其後ち正しく行はれず、唯上奏文等に往々用ひられ、六國史の如きものにして、文德實錄に至つて始めて平闕の敬避書法を用ひた。其後ち前掲文政元年の令を以て避諱の制を勵行せんとしたが、明治二年に至り、當時刑法官權判事たりし津田眞一郎氏は、避諱制廢止に關し、左の如き議案を公議所に提出した。

津田氏の廢
止案

諱名、闕字、擡頭、闕畫ノ類可廢ノ議

闕字、擡頭、闕畫ノ類ハ、漢土何代ニ始リシヤ、何レモ諂諛ノ惡風ヨリ生ジタル事ニテ、皇國ニ於テ是ヲ襲用スルハ豈可恥ノ事ナラズヤ、且名ヲ諱ム事モ、漢土ノ陋習ニテ、皇國ノ古、並ニ世界萬國ニテハ、帝名ヲ諱ザルノミカ、却テ名ヲ顯ス事ヲ喜ベリ、古代 御名代部ヲ置キ玉ヒ、萬國ニテ新發明、造建等ノ物ニハ、大抵其國王ノ名ヲ附ケテ其國王ノ榮トセリ、幸此度御復古ノ

秋、右等ノ弊習ヲ改メ、皇國太古ノ良風ニ歸シ、名ヲ諱ズシテ却テ名ヲ顯ス事ヲ貴ビ、且擡頭、闕字、闕畫等類シキ諂諛ノ陋習ヲ廢シ度候、謹識(明治二年刊行「官議案錄」第三)

明治五年闕
畫の制を廢
す

然れども、當時は此議尙ほ行はれず、明治五年正月に至り、前掲の法令を以て闕畫の制は廢せられることゝなつたが、平出、闕字、擡頭の制に付ては、其法律上の存否に關して尙ほ疑義が有つたので、同年八月、明法寮、式部寮、左院の間に左の如き問答があり、記録には總て擡頭、平出、闕字を用ひざることゝ定められた。

明法寮より式部寮へ問合

別紙稱謂夫々擡頭、平出、闕字ノ儀御規則モ可有之哉、且天子、天皇、詔書、勅旨等、御歴代同様ニ闕字等可致哉、又ハ御幾代前ヨリハ不及其儀候哉、且又別紙書附ノ外ニモ闕字等可致分モ可有之哉、右ハ此節記録類編修イタシ淨書取掛候ニ付、御寮御取扱振致承知度、此段及御問合候也、六月十三日

先帝 天子 天皇 皇帝 陛下 至尊 天皇謚 皇太后 皇后 大

社 陵號 乘輿 車駕 詔書 勅旨 被仰出或ハ被仰付 宣下 御
沙汰 朝廷 皇國

式部寮回答

先般擡頭闕字等之儀御問合有之候處、右ハ御一新後未タ一定之御規則モ無之、自今記録ニハ左院見込之通り、總テ擡頭平闕等ハ不相用様御治定相成候條、此段及御回答候也。

附 左院答議

別紙明法寮ヨリ伺出候稱謂擡頭平出闕字等ノ儀、熟議勘辨仕候處、闕字平出ノ例ハ支那六朝以前ニハ見及ハス、隋唐代ヨリ初テ著令トナリシヲ、本邦之ニ模倣シテ大寶令ニモ著サレシ也、サレト、舍人親王ノ日本書紀、太安曆ノ古事記共ニ此例ヲ用ヒス、六國史中文德實錄以下始メテ平闕アリ、二書ハ大寶後ノ著ナレトモ、猶カクノ如シ、然ラハ、令文ハ虛設ニテ、世間通用ニ非サリシヲ知ルヘシ、此事ニ限ラスヘテ大寶令ハ唐六典等ヲ模シタル迄ニテ實事ニ行ハレサル事多キナリ、水戸藩大日本史ヲ編ムニ及

記録に擡頭平闕を廢す

左院の意見

テ、平闕ノ例ヲ除キシハ、紀記ノ體ニ基キシト云フ、或說ニ刊行ノ書ハ別段ナ公卿方ノ日記等ニモ、夫レ平闕ハ、臣子上ヲ敬スルノ意ヨリ出ツレハ、必シコノ例アルヲ見ス、モ、禁止スルニ及バジ、但コレヲ定令トスルトキハ、誤テ犯スモノハ不敬ニ陷ル、若シ一々其誤犯ヲ正サハ、事務ノ障害ヲ生スヘシ、古語ニモ臨文不諱トイヘリ、且ツ文字ハ言語ヲ寫スモノナラズヤ、言語ニ平闕ナケレバ、文字ニ限リ平闕スルノ理ナシ、況ヤ和漢トモニ中古以前ニコレ無ク、全ク後世ノ繁文縟禮ヨリ起リシ事ナレバ、自今此例ヲ除テ古禮ノ簡易ニ復シ候方可然ト存候事。(圖書寮記録明治五年八月七日の部)

記録上に擡頭平闕を用ひざることとは、右に依つて明かと爲つたが、諸記録以外の平闕に付ては、尙ほ疑義が有つたので、此後ち明治八年三月に至つて、宮内大少丞と内史との間に左の如き問答が有つた。

宮内大少丞問合

聖上、兩后宮御稱呼並御動作ニ關候儀、及詔勅御沙汰等之文字書式、平出闕

字、不平闕之區別等、御一定ノ制規モ候ハ、委詳御調越相成度、此段御依頼
旁及御掛合候也、

内史答書

聖上、兩皇后御稱呼云々御問合之趣致了承候、右ハ維新以還一定ノ御規程
ハ無之候得共、現今公式令ニ依據シ致書記候儀ニ候、此段及御回答候也、
但記録上ニハ闕字平出不致候、此段御承知相成度候也、

擡頭、平闕
の制尙ほ存
す

公文式及公
式令

之に依つて觀れば、平出、闕字の敬避書法は、事實に於て當時尙ほ行はれて居た
のであつて、諸記録以外に於ては、平出、闕字は「公式令」に依據して行ふべきもの
と定められたのであるから、平出、闕字、擡頭の敬避書法の制は、上書奏文等に關
しては、禮制として之を廢したのではない。
明治十九年勅令第一號「公文式」及同四十年勅令第六號「公式令」は、共に平闕に
關する規定を載せて居らぬが、此法令は詔書、勅書を始め、法令、辭令其他天皇の
大權に基く文書類の書式を定めたものであつて、對上の文書に關するもので

ないから、敬避の書式に付て規定するを要せぬのである。

現時に於ても、公文書にして、皇祖、皇宗、天皇、皇后、皇太子等を直指する場合は
尙ほ擡頭、平出、闕字の禮制に依つて居る。至尊と雖も尙ほ皇祖、皇宗の神靈に
對する御告文に於ては平出の禮制に據り給ふことは、明治天皇の皇室典範及
憲法制定の御告文に依つて知ることが出来る。

告文

明治天皇の
御告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ自サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承
繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ
人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由

スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

擡頭は本邦に於ては「大寶令」を始め、法令を以て明らかに禮制として採用せられなかつたが、徳川時代に至り、漢文學の勃興と共に往々之を用ひる事があつた。就中、「大日本史」を朝廷に獻ずる上表文は擡頭に付ては最も著明なる事例であるから、之を次に掲げる。

進大日本史表

臣治紀言伏惟

太陽攸照率土莫匪

日域

皇化所被環海咸仰

天朝

帝王授受

三器徵

本論 第二章 「タブー」と主權

神聖之謨訓

寶祚之隆與天壤無窮

國家治亂

一統絕姦宄之窺窬

威靈之遠于華夷有光雖然時運盛衰蓋譬諸朝暮是以人事得失宜鑒於古

今彰往考來有述有作(中略)

臣治紀 誠惶誠恐頓首頓首欽惟

皇帝陛下紹

天祖之正統

神明其德照臨八方

守聖人之大寶

寬仁之政子育羣生(中略)故今紀傳二十六卷刊刻已就者裝成一函聊先

上送餘將續

進謹隨表以

聞上塵

天覽下情無任慚懼戰汗屏營之至臣治紀誠恐誠恐頓首頓首謹言

文化七年十一月五日參議從三位左近衛權中將臣源朝臣治紀上表

右の上表文中「帝王」、「神聖」、「皇帝」、「天祖」、「天覽」等の如き、天皇又は皇祖皇宗を直指するものは、いづれも二字擡頭とし、「太陽」、「日域」、「皇化」、「天朝」、「三器」、「寶祚」、「國家」、「一統」、「威靈」、「神明其德」、「守聖人之大寶」、「寬仁之政」の如く、國家、朝廷、皇祚、聖德等に關するものは、いづれも一字擡頭としたものである。故に全文中、二字擡頭十一、一字擡頭三十四にして、通常の行頭より書するものは、版本に據れば僅に二十九行である。

帝國議會開院式の勅語に對する貴族院の奉答は、現時平出闕字擡頭の三式の行はるゝ最も顯著なる事例である。第一回議會は平出の書式に據り、其文中、勅旨の上を闕字し、第二回、第三回議會は、勅語の上を闕字して他は平出し、第

帝國議會奉
答文

四回議會より、勅語をも平出し、第七回議會以來現今に至るまで總て擡頭の書式に據るを例とする。議院の奉答文は、國家に重大事件有る場合を除く外、每議會同一なるを例とするものである。例へば第四十回議會の貴族院の奉答文は

貴族院議長 臣徳川家達 誠恐誠惶謹テ

叙聖文武天皇陛下ニ上奏ス

第四十回帝國議會ノ開會ニ際シ茲ニ盛典ヲ舉ケ優渥ナル

勅語ヲ賜フ臣謹テ

叙旨ヲ奉體シ慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ以テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス 臣家達恐懼ノ至ニ任ヘス

謹テ奉答ス

犯諱の制裁

諱を犯す行爲は素より禮制違反であつて、獨り非禮として道德上若くは社會上の制裁を受くるのみならず、法律上に於ても亦之に對して制裁を加ふる

唐律

に至つたものである。謂はゆる「出禮入刑」ものである。支那に於て、六朝以前に、諱を觸犯する者に對する制裁が有つたか否かに付ては不明であるが、「唐律」に於ては、「職制律」に

諸上書若奏事、誤犯宗廟諱者杖八十、口誤及餘文書、誤犯者笞五十、即爲名字觸犯者徒三年、若嫌名及二名偏犯者不坐、

明律

とあり、「明律」吏律、公式の部「上書奏事犯諱」の條にも、

凡上書若奏事、誤犯御名及廟諱者杖八十、餘文書、誤犯者笞四十、若爲名字觸犯者杖一百、其所犯御名及廟諱、聲音相似、字樣分別、及有二字止犯一字者、皆不坐罪、

清律

とあり、「清律」にも同一の條文が有る。

本邦中古律

本邦の中古律に於て果して此制裁法を繼受したりしや否やは不明である。「律疏殘篇」の「職制律」は、殆んど唐の職制律を其儘に移して之に多少の斟酌を加へたものであるが、只唐律の「職制律」五十九條に對して我律の殘篇に載する所

のものは五十六條であつて、唐律中三條を採用しなかつたものゝ如く見える。而して、其一條は前掲犯諱の條である。是れは果して律編纂の際特に之を採用せざりしものであるか、又は書寫の際に誤脱したものであるかは明らかでない。假令ひ、我立法者が前掲唐律犯諱の條文を採用せざりしものとするも、「諸上書若奏事、誤犯宗廟諱云々」は、次條の「凡上書若奏事而誤、答五十、云々」の中に包まれて居るとして之を省いたのであるまいか。兎に角、我中古律の遺文に依れば、「令」には諱の制が有るけれども、「律」には犯諱の制裁法が無いと云ふことが出来る。然し乍ら、罪文無しとて、直ちに避諱の制に制裁が無いと云ふことの出来ぬのは勿論である。官職の免黜、懲戒、譴責等を始めとし、刑罰に於ても、未だ我憲法第二十三條の如き保障無き時代に於ては、政權者の自由意思に依つて違禮を處罰するは普通の事であつた。

第三章 「タブー」と婚姻

婚姻の基礎
婚姻の要素

婚姻は生物の種族保存作用なる性慾に其基礎を有するものであるが、男女の性交關係が緩き意義に於ても婚姻と稱し得べき性質を有するには、少くとも數個の要素を具へねばならぬ。

(一) 繼續性
交

其一は、性交の繼續的にして且つ終生的關係なることである。文化最低級の蠻民中には、往々不定期又は一時的性交關係の公認せらるゝ事があるけれども、此の如き經過的關係は、固より婚姻なる觀念中に含まれざるを常とする。

(二) 確定配
偶

其二は、個體的に定まりたる配偶者あることである。單數配偶婚なる一夫一婦制あり、複數配偶婚中にも男性複數配偶婚なる數夫一妻制有り、女性複數配偶婚なる一夫數妻制有り、又兩性複數配偶婚なる數夫數妻制等が有るも、要するに其配偶者は個體的に定まり、又は團體的に定まつて個體的に確知し得べきものでなくてはならぬ。彼の一族の男女の無差別的性交關係を公認す

る習俗の如き「ラボック」は之を「同族婚」(communal marriage)と稱するも、是れ畢竟便宜の爲めに附したる名稱に過ぎずして、其無婚姻状態を指すものなるは氏の自ら認むる所である。(Lubbock, Origin of Civilization, 4th ed. p. 98.)

(三)排他性交

其三は、性交の排他的なることである。是れが婚姻の消極的要素であつて、少くとも女性の一方は其配偶者以外の者との性交を嚴禁せられ、其禁を犯す者は宗教的、社會的又は法律的制裁を受くべきものとする。妻を賓客の枕席に侍せしめて、之を歡待するが如き蠻習が往々行はれる事があるけれども、(Westermarck, History of Human Marriage, pp. 73—75) 是れは素と夫の意思に出づるものであつて之を以て貞操を瀆す行爲とはせぬものである。男女兩性の自然的關係をして鞏固ならしめ、倍々純潔ならしむるものは、主として此排他的要素に在る。而して、此排他的要素は嫉妬の本能に起因するものなることは、後に述べる通りである。此要素に對する犯行は即ち姦通であつて、慣習、徳教共に之を醜惡の行爲として擯斥し、之に社會的制裁を加ふるを常とするが、

姦通は「タブー」

冥罰と現罰

其始に於て此排他的要素なる貞操を守らしむるに於て最も力有つたものは「タブー」である。原始的社會に於ては、妻が其配偶者以外の者と性交を爲し、又は男が他人の妻と性交を爲すを「タブー」として、之に違反する者は、獨り其犯者が冥罰を蒙るのみならず、其違犯者を出したる社會も亦神の怒に觸れて、厄災を蒙るものなりとするの信念は、最も廣く行はれたから、超自然的報復たる冥罰以外に、社會が此貞操破壊者を罰して、神怒を鎮め、禍災を免るゝの習慣を生じ、之が爲に兩性關係が純潔にして且繼續的なる端を啓くに至つたのである。後ち宗教の發達するに及んで、姦通の禁を戒律とし、徳教の發達するに従うて、不貞行爲を惡行として、之を禁戒し、國權發達するに及んでは、始め宗教的又は社會的制裁に依て維持されたる此兩性關係は、竟に公權力に依つて維持せられ、其排他的要素たる貞操を破りたる行爲に對して、法律の制裁を加へ、或は之を姦通罪として罰し、或は之を婚姻の強制解除の原因と爲すことを認むるに至つた。「ウニスターマーク」が姦通の制裁の起原に付て論ずる所は、此點に關し

姦通罪
強制解除

「ウェスタ
ーマーク」
の説
本能は主因
恐怖は従因

て最も能く其肯綮に中るものである。彼は災害の恐怖、又は所有の觀念等を以て姦通禁止の從因たるに過ぎぬとし、其主因は嫉妬の本能に在りとして、姦通は農産物を害し、又は災を子孫に及ぼすと云ふが如き信念は、其行爲を非とする觀念が前存するに非ざれば生ずるものではない。(中略) 嫉妬無くしては、姦通罪は有り得ない。

と云ひ、又姦通を禁ずる慣習及び法律は、夫が其妻を獨占せんとする慾情を害されたるを怒るに始まり、社會が之に同情するに成るものであつて、不貞行爲に對する冥罰、祟等の信念は、畢竟此同情より生じたる結果に過ぎないと論じたのは、(Westermarck, History of Human Marriage, I. p. 316.) 獨り姦通の「タブー」のみならず、本能作用に基く總ての「タブー」の起原を説明するに足るものである。其四は、其性交關係の公認せられたるものなることである。隠私の性交關係で、前に擧げた諸要素を具ふるものは、往々無いでもないが、苟も婚姻と稱することを得べきものは、其社會に於ける慣習、宗教、徳教又は法律に依つて正し

(四)公認性交

公認要件

儀式

配偶者數

身分

年齢

儀式

「ホップハ
ウス」は婚
禮を「タブ
ー」の解除
とす

いものとして公認せられたるものでなくてはならぬ。婚姻なる性交關係公認の要件は、前擧の外、其成立に付ては、或は一定の儀式を要するものとし、配偶者の數に付ては、或は一男と一女との間に限るものとし、或は一男數女、若くは數男一女の關係を認め、結婚者の關係に付ては、或は同族人間、又は同級民間ならざる可らずとし、或は異族人間ならざる可らずとし、又或は近親以外の者ならざる可らずとし、其他一定の年齢に達することを要する等、民族に依り、時に依り、所に依り、其の公認要件を異にするものであるが、其中現時婚姻の法定要件たるもの、多くは、其起原を「タブー」に發したものである。

性交關係公認の一要件は婚姻の儀式を擧げる事である。「ホップハウス」が婚禮は「タブー」の解除』(The removal of a taboo)であつて、現時に於ても、婚姻道徳の批判は仍ほ「タブー」の迷信に依つて定まり、必ずしも眞の道徳的批判に依るもので無いとするのは、頗る面白き見方であるから、今左に其要領を紹介する。凡俗の道徳觀に依れば、婚姻は「タブー」を解除して性交を神聖にするもの

であつて、男女が一たび婚禮の式を挙げさへすれば、假令ひ彼等に生兒を養育する能力も資力も無く、又は毫末の愛情無くして、單に性慾満足の爲めにのみ同棲するのであつても、何人も之を惡事として咎める者が無く、之に反して、若し婚禮の儀式を舉げて其罪惡を蓋ふことが無ければ、假令其儀式を舉げないことに如何なる事情有りとも、社會は之を擯斥し、其婦人は如何なる淑徳有るも「タブー」として黒表に載せられて、交際市場の瑕物」(“a piece of damaged goods in the social market”)と爲り、貴婦人達は、恰も「タブー」の感染性を恐れて之を忌避する如くに、各其「スカート」の裾を絞つて、其穢れに觸れることを避けるを常とする。(Hobhouse, *Morals in Evolution*, II. ch. ii. 2.)

原始社會に於て、前舉四要素の保障と爲り、其違反を制裁して、婚姻の習俗及法律を生ぜしめたるものは、主として近親性交の「タブー」及姦通の「タブー」である。而して近親性交の「タブー」は婦人の「タブー」に起因し、姦通の「タブー」は主と

婚姻法は性交の「タブー」に起因す

して近親性交の「タブー」に起因したものである。

太初期の兩性關係
混交状態

元來人類社會生活の太初期に於ける兩性關係が謂はゆる混交状態 (Promiscuity) なりしや否やは、目下の所結局不明であつて、人類學者、社會學者等の所説も、畢竟推斷たるに過ぎぬ。人類が社會生活を爲すの始に於ては、男女定まりたる配偶者有る事無く、各人自由に性交を爲す無婚姻状態であつたと、各人種の神話、傳説、文獻等に遺存するところであり、殊に近世社會學の建設者とも稱すべき諸大家の多數は、婚姻状態前に混交状態の有つたことを説いて居る。「バフンオーフマン」(Bachofen, *Das Mutterrecht*)、「マクランマン」(McLennan, *Studies in Ancient History*)、「モルガン」(Morgan, *Ancient Society*)、「モーツァン」(Avebury, *Origin of Civilization*)、「チロントロン」(Giraud-Teulon, *Les Origines du mariage et de la famille*)、「コロラー」(Kohler, *Ein Beitrag zur ethnologischen Jurisprudenz*)、「キスト」(Geschlechtsgenossenschaften der Urzeit)、「クロボトキン」(Kropotkin, *Mutual Aid*)等の大名を擧ぐれば、其他の多數學者の所説を引用するを待たずして、無批判に

混交状態の前存説を信用するに足るべく見える。然し乍ら、學説は多數決に依つて定まるものではない。混交状態先存説に對しては「ダーウィン」は生物學の見地より原人の無配偶状態を否定し「(Descent of Man, p. 590.)」「ウエスタマー」は、其大著「人類婚姻史」に於て、婚姻を社會と同起原の現象と爲し、極力婚姻の發現以前に於ける眞正の混交状態の存在を否認し、其後ち此二大家の消極説に共鳴する社會學者も亦少くなす。(Westermarck, op. cit. I. ch. iii.-ix., pp. 103-336.; Sumner, Folkways, p. 345.)

混交状態説の根據

人類の原始的兩性關係は混交状態なりとする説の根據は、主として左の二點にある。

(一) 神話、傳説、舊記等に太古は兩性混交の生活であつたとするもの多きこと。

(二) 現時の蠻民中に兩性混交状態の遺習と認むべきもの多きこと。

上記の二點に關して學者の舉説する事實は頗る多く、今茲に悉く之を引用す

る能はざるのみならず、本論の目的は「タブー」と婚姻との關係を論ずるにあるを以て、茲には只其前提として必要なる丈の論據を示すに止める。

(一) 神話、傳説、舊記、婚姻の起原

混交状態先存の論據の第一點に關しては、例へば本邦に於て婚姻は伊邪那岐、伊邪那美妹背二柱の神の始め給ひしものであると云ひ、「エジプト」では「メネス」神 (Menes) が婚姻を始めたこと云ひ、「インド」では「スヴェタケツ」(Svetaketu) が男女混交の舊習を廢したと云ひ、「ギリシヤ」に於ても太古は婦女は男子の共有物であつて、兩性の關係は禽獸に等しく、何人も其母を知つて其父を知らなかつたが、「アテネ」の建國王「ケクロプス」(Kecrops) は之を禁じて、始めて婚姻の法を設けたとの傳説が有る。

此の如く、婚姻は神、君主、又は聖賢等の創始したものであつて、其以前に於ける原始状態は自由性交であつたとする神話、傳説等を有する民族が極めて多く、又古書、舊記等にも、其民族に於ける婚姻の起原を記すものが多いのは、假令其神話、傳説等は事實を其儘に寫すものに非ずとするも、其民族の原始期

に於ける兩性混交状態に胚胎して民衆の口碑に存するものであると説いて居る。

批評

「ウェスターマーク」等は、是等の神話傳説等を混交状態先存の論據と爲すことを排して、是等の傳説等は、獨り婚姻のみならず社會の主なる事物の始原を總て神若くは古代の聖賢、英主等の創始に歸せんとする人心の傾向より生じたるものとし、是等の神話傳説の混交状態先存の信據としての價値は、創世記に於ける「アダム」「イヴ」の神話を一夫一婦の原狀の信據とするに過ぐるものに非ずと論じて居る。(Westermarck, op. cit. ch. III.)

混交の種俗

又、外族民が婚姻制度無くして禽獸に等しき混交生活を爲して居ると云ふ記事は、「ギリシャ」、「ローマ」を始め、諸國の古典に屢々見る所である。例へば、「ヘロドトス」は「アウセア」人(Ausean)に付いて、

是等の人民は結婚を爲さず、家を爲さず、宛も群獸の如き生活を爲す。彼等の子は成長の後ち三箇月毎に開かるゝ民衆會に持出され、衆評に依つ

て其子の容貌の最もよく似た者に附與せられる。(Herodotus, iv. 180.)

と云うて居る。此の如き混交状態に關する記事は、古來地誌、民族誌、旅行記、探検談等に最も多く見る所であつて、前記の社會學者も是等の記事に據つて混交状態の先存を説き、「ロイド、エーヴバレー」の如きは、此状態に communal marriage (共同婚)なる特稱をさへ附して居る。(Avebury, Origin of Civilization, p. 68, sq.)

批評

「ウェスターマーク」は、是等の事實を根據としたる混交状態を詳細に列擧したる後ち、一も信を措くに足るものなしと斷定し、其或ものは數夫一妻、集團婚、離別の自由、婚姻式の無き事、婚姻なる言葉の存せざる事等を混交状態と誤認したものであり、他のものは、或は兩様に解釋し得べき漠然たる證據に基き、或は後ちに其誤報なる事が證明せられたる事實の上に立論せられたものである。其所説は一として權威有るものと云ふことを得ず、又一として混交状態の存在を蓋然たらしむべきものが存在せぬと云うて、徹頭徹尾之を否定して居る。(Westermarck, op. cit. ch. III.)

(二)混交状態の遺習

混交状態先存の論據の第二點として擧げらるゝものは、主として半開の社會に於ける公娼尊敬の習俗、現時蠻民間に存する未婚者自由性交の習俗、級親制及母系制であつて、論者は是等の習俗は婚姻制度發生以來に於ける一般的兩性混交状態の遺習であるとする。

公娼俗と混交状態

「ロード、エーザバレー」の説

古代「ギリシヤ」の「アテナ」、「インド」の「ヴェサリ」(Vesali)、「ジャヴァ」、「アフリカ」の各地方、其他半開の社會に於て、往々公娼を尊敬する習俗が有るのを、其社會の原始時代に於ける混交状態の遺習であるとする者が有る。「ロード、エーザバレー」は、此の如き尊敬は公娼が原始時代に於ける「共有妻」(communal wives)であつた爲めに生じたものであつて、共有妻は素と同族人であり、専有妻 (special wives) は他族より掠奪したる者又は奴隷を娶つたものであるから、前者の位地は却て後者の上に在つたものであると云うて居る。(Avebury, op. cit. pp. 107, 433, sq.) 「マクレンナン」は此説に對し、若し「アテナ」全盛時代に於ける娼婦の位地より、原始時代に於ける何ものかを推斷し得るならば、現時に於ける「ロン

「マクレンナン」の批評

「ウエスターマーク」の批評

ドン」又は「バリー」の状態より古代の混交をも證明し得べしと評し、「アテナ」の野蠻時代の後、全盛時代の遙か前に於て、既に「ホーマー」の史詩中の勇者達は、婚姻に因る正嫡の妻を有して居ると論じた。(McLennan, Studies in Ancient History, p. 343.) 「ウエスターマーク」は「アテナ」に於て公娼が尊ばれた所以は、當時同市に於て教育有る婦女にして貴紳と交歡し得る資能有る者は娼婦のみであつた爲めである。又「インド」に於ては、娼婦は神殿に附屬し、婦女にして文學を學び、歌舞することを得る者は、彼等に限つた爲めに、公人の尊敬を得るに至つたものであつて、之を以て古代に於ける婦女共有の遺習とするの理由は毫も存在せぬと論じて居る。(Westermarck, op. cit. ch. IV.) 此點に關しては、之を江戸時代に於ける「おいらん」の全盛、朝鮮に於ける官妓の位置等に比照して考ふる時は、之を以て謂はゆる「共同婚」の遺習とするの推測説の當否は、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあらう。

現時文化低級に在る民族中に獨身男女自由性交の習俗を有するものがあ

獨身者自由性交俗と混交状態

「ホップハ
ウス」等の
批評

るから、此事實より往時に於ける一般的兩性混交状態の存在を推測する學者が頗る多い。然し乍ら、此推定説に對しては、「ウエスターマーク」を始め、之を否定し又は其當否を疑ふ者も鮮く無し。例へば、「ホップハウス」「ホウイラー」「ギンスベルグ」三氏の如きは、自由性交の習俗有りと稱せらるゝ民族約百二十に就き調査したる結果、之を常習として公認する民族の數と、之を醜俗として排斥する民族の數と、殆んど相半ばすることを發見し、婦女の貞操に關する蠻民の思想に「一般傾向有ること無し」と結論した。(Hobhouse, Wheeler and Ginsberg, *Matrial Culture and Social Institutions of the Simpler Peoples*, p. 167.)

「ウエスタ
ーマーク」
の批評

「ウエスターマーク」は、尙ほ一步を進めて、未婚婦女自由性交は原始習俗に非ずして、後世に至つて發生した墮落の風俗であるとし、最低級の蠻族中にも未婚婦の貞潔を尙ぶもの却て多く、或は文明人との接觸に依つて風俗の腐敗したものも有り、又自由性交とは、誰彼の區別無く其相手を變へる娼婦の如きものに非ずして、自づから定まりたる愛人を生じ、之を以て結婚の準備行爲と爲し、

又は之に因つて妊娠するとき結婚を爲す等の習俗あり、單に一般的混合性交を公認したる遺習と觀るべきものあることなく、又社會の進歩に依り、經濟上の理由等より結婚の困難に成り行くに隨うて、公娼、私娼盛んに行はれ、私生兒の増加する等の事實より推すも、男女性交の自由なると否とは、必ずしも文化の程度に比例するものに非ずと論じて居る。(Westermarck, *op. cit.* ch. IV.)

級親制と混
交状態
「モルガン」
始唱の特稱
式と級別式

混交状態の遺習なりとして引證せらるゝ習俗の一是級親制である。「ルウィス、モルガン」は、曾て親族の名稱に關し、百三十九種族の慣習を檢究して、之を「特稱式」(Descriptive system)と「級別式」(Classificatory system)の二大別と爲した。(Lewis Morgan, *System of Consanguinity and Affinity of the Human Family*.) 特稱式とは、父母兄弟姉妹等の名稱を特定の親族關係有る個人に當て、指稱するものを云ふものにして、「アールリヤ」、「シム」、「ウラル」等の諸人種間に行はれ、級別式とは、或る親族關係に在る者を總括し、之に一の通稱を附するものにして、「ツौरラン」、「アメリカ、インド」、「マレー」、「ポリネシヤ」、「ニュー、ギニヤ」、「オーストラリヤ」、「インド」

「マレー」式

「北アジャ」、「アフリカ」の「ハンツウ」等の諸民族間に行はれて居る。

「モルガン」の説に依れば、級親別中最も簡單なる「マレー」式 (Malayan system) は、他の各種の級親制の基礎であつて、此式より生ずる同級親は、集團として共同婚を爲したものであるとする。彼の謂はゆる「マレー」式は、「ウエスターマーク」が「ハワイ」式 (Hawaiian system) と改稱したもので、全親族を五級親に分ち、第一級は兄弟姉妹級であつて、兄弟姉妹を始め、從兄弟姉妹、再從兄弟姉妹等、同列の總ての從兄弟姉妹を含み、總て之を「兄弟若くは、姉妹」と呼び、第二級は父母級であつて、父母の兄弟姉妹、從兄弟姉妹等の同列親を含み、總て之を「父若くは「母」と呼び、祖父母の同列親、子の同列親及孫の同列親も、總て此例に準じて、各「祖父母」「子」又は「孫」と汎稱するものである。「モルガン」は、各級親に屬する者は互に兄弟姉妹であつて集團婚を爲した爲めに、其直近上級親は無差別に悉く父母であり、其直近下級親は悉く子であり、順次上下して祖父母、孫等の尊卑屬に及ぶものである。故に同世代の同級親は、共同婚状態 (communal marriage) に在つたもので

あつて、此状態は、彼等の遠祖から混交状態に在つたが爲に生じたものとするに非ざれば、其起原を説明することは出来ぬと云うて居る。(L. Morgan, System of Consanguinity and Affinity of the Human Family. p. 12.)

上述「モルガン」の推定説に共鳴する學者は頗る多し。就中「リヴァース」(Rivers, Kinship and Social Organization, p. 85.)「フラー」(Frazer, Totemism and Exogamy, I. 303, 304, 501.; II. 69. sq.; Frazer, Folk-Lore in the Old Testament, II. 311. sq.)「コラー」(Kohler, Rechtsphilosophie und Universalrechtsgeschichte.)などは其主なるものである。

此假定説に對しても、「ウエスターマーク」は全然之を否定して「事實上無根據にして論理上不合理」なりとし、純然たる兄弟姉妹の無制限性交の習俗は、現時の蠻民中に一として存するもの無きのみならず、級親制を有する民族中には嚴重なる外婚俗の行はるゝ事實と相容れざるものであると論じて居る。

(Westermarck, op. cit. ch. VII.)

「モルガン」
の説に賛成
する者

「ウエスター
マーク」
の批評

外婚俗と混交状態

「モルガン」は亦外婚俗の起原を混交状態の先存に歸し、外婚俗は、人類社會の太初期は兩性混交状態であつて、親族間の性交に制限無かりし爲めに生じたる種々の弊害を防止せんが爲めに、同種族間の性交を禁じたるに始つたものであつて、殊に級親制にあつては、兄弟姉妹級の者の間に性交關係を生ずる機會が最も多く、且つ兄弟姉妹は其親系が父系なると母系なるとに拘らず同族に屬するものであるから、同族全體の結婚を禁止することに依つて、親族自由性交の弊を根絶せんとしたものであると説いて居る。(L. H. Morgan, System of Consanguinity and Affinity of the Human Family, pp. 484 sq., 487-490; Morgan, Ancient Society, 58, 425, 426, 498-503.) 「ホウイット」(Howitt) 「フイソン」(Fison) 「スペンサー」(Spencer) 「ギレン」(Gillen) 等は、現時最も原始状態に在りとせらるゝ「オリストラリヤ」の土人に就いて研究した結果、略ぼ「モルガン」と其歸結を同じうし、「フリザイ」も亦此説を是認して居る。(Frazer, op. cit. IV. p. 104. sq.)

母系俗も亦原始的兩性混交状態の遺習とせられるものゝ一である。一八

母系俗と混

交状態

「バッフォ
ーフェン」
と「マクレ
ンナン」

六一年に「バッフォーフエン」が社會學進歩の新時期を劃すべき大著 *Das Mutterrecht* (母權論) を著はしてより、原始的民族は母權制にして親族關係も母系に依るものなることを論じ、後ち幾許も無く「マクレンナン」も「バッフォーフエン」とは全く獨立の研究に依つて同一の結論に達した。(McLennan, *Studies in Ancient History*.) 只「バッフォーフエン」は母權説 (Mutterrecht) を主として、原始社會に於ける婦人の位地を説くに反し、「マクレンナン」は母系説 (‘Kinship through females only’, Matrilineal system.) を主として、原始社會に於ける混交状態又は多夫状態より生じたものなることを説く點に於て、兩者の間に多少の差異を看る。「マクレンナン」は母系俗が混交状態の結果なる事を論じて、

父の不明なる事と親族關係の女系のみ依る事とは、二者必然の因果關係であつて、吾人は其一有れば必ず他の一有ることを確信を以て推斷すことを得るものである。(McLennan, op. cit. p. 88.)

と云うて居る。其後ちの社會學者にして、母系俗の原始社會に於ける一般習

俗なることを説く者は頗る多く、而して是等の學者は、概して此習俗は先存の混交状態の結果なることを推斷するものである。(Avebury, Origin of Civilization; Giraud-Teulon, Les origines du mariage et de la famille; Bastian, Rechtsverhältnisse bei verschiedenen Voelkern der Erde; Lippert, Die Geschichte der Familie; Darwin, Mutterrecht und Vaterrecht; Post, Die Geschlechtsgenossenschaft der Urzeit; Starck, Primitive Family; Letourneau, L'évolution du mariage et de la famille; Frazer, Totemism and Exogamy; Hartland, Primitive Paternity, etc.)

母系俗は前擧の如き人類學、社會學の權威者の壓倒的多數の一致推定説有るに拘はらず、「ウエスターマーク」は敢然として之を斥け、若し此推定説にして當れりとすれば、原始状態に最も近かるべき最低級蠻民中には、特に母系俗の行はるべき筈なるも、事實は之に反して、往々父系俗を有するものあり、其他母系俗と混交状態との因果關係を證明すべき事實は一も存すること無しと斷言した。

「ウエスター
マーク」
の反對説

「人類婚姻
史」の所説

「ウエスターマーク」は婚姻の原始的習俗なることを論述せんが爲めに、其著「人類婚姻史」中、七章二百二十五頁を費して、最も詳細に混交状態先存説を批評したる後、學者の言論としては極端なる劇語を以て其論を結んだ。

民族中或は兩性關係が殆んど混交状態に近きもの有りし事の不可能ならざるは勿論である。然し乍ら、人類の社會發達史上、一般に混交状態が一時期を爲したものであるとの假定説は、余の意見に依れば「チロ、ツロン」の言ふが如き、學問上許容せらるべき假定説に非ずして、從來社會學の全領域内に於て發表せられたる諸説中、最も非科學的なるもの、一である。(Westermarck, op. cit. ch. IX.)

混交状態の先存を否認する學説の最も有力なる根據と爲つたものは「ダーウイン」の説である。彼は、總ての牡性四足獸が嫉妬の本能を有して、性敵と戦ふべき機關を具ふる者多く、殊に似人猿類の如き人類に近き動物が、單數若くは複數の定配偶者あるより推論して、人類は其社會的生活の最原始期に於て無

「ダーウイ
ン」の嫉妬
説

配偶の混交状態なりし事は、不能有事に近しと論じ、

故に、遠く時の流に遡つて観察し、近く人類の社會的習俗に基いて判断するときは、人類は其原始に於て小集團に於て生活し、一人一妻を有し、有力者は或は數妻を有し、各自他人に對しては嫉妬心を以て之を警戒防護したものとすることを最も事實に近き見解とすべきである。(Darwin, *Descent of Man*, ii. 394 sq.)

と云うて居る。其後ちの社會學者にして生物學的基礎に重きを置く者は「ウェスターマーク」、「サムナー」等を始めとし、「ダーウイン」の嫉妬説に依つて眞正の混交状態の原存を否認する者が多し。(Westermarck, *op. cit.* ch. IX.; Sumner, *Folkways*, 360, 371.)

前述の如く、人類の性關係の原始状態に付て學者の所説の一致しないのは、要するに兩者共に楯の一面を見て他面を見ない爲めである。社會進化を説く學者は、動もすれば、社會事物の進化は劃然たる斷層期を成し、或時期に於て

批評

古層より新層に移るものとするが爲めに、往々其真相を誤つて、本論の如き意見の衝突を來し、一は配偶無き純混交生活を以て性關係の原始状態と爲し、他は配偶有る家族生活を以て其の原状と爲し、兩者互に相容れざるに至つたものである。然るに、社會事物の進化は突然變化するものは極めて稀であつて、概ね長年月若くは數世代を経て、漸次變遷化成人であるから、一時期より次の時期に移るに當り、後期の要素は既に夙く前期に胚胎し、前期の要素は尙ほ永く後期に遺存するを通常とするものである。故に若し混交状態を原状とする者にして全然配偶状態の存在を否認し、反對論者にして全然原始社會に於ける放漫なる兩性關係を否定するものあらば、兩者共に之を中正を得たものとは云ふことが出来ぬ。

人類性關係の原始状態を推測せんとならば、豫め其固有の性情を研究せねばならぬ。性慾は人類の最も強い本能であつて、種族保存の原動力を爲すものであるから、隨つて之に關する競争も最も劇烈なるものである。而して、其

性情に基く
原始状態の
推測

性慾と嫉妬

性慾満足の競争より生ずる感情は嫉妬である。嫉妬は第二次感情であつて、自己の欲求する所を他人が占有する爲めに生ずる羨望的怨恨若くは憎悪である。嫉妬の反面には、必ず享有若くは專占等の第一次事實が有るが、其第一次事實は人類存続の原動力たる最も強き性情であるから、随つて其反動的第二次感情も最も強烈である。故に若し第一次事實にして適宜に節制せられること無く、一社會に於ける男女の性交が自由放縱なるときは、之が爲めに屢々第二次事實を惹起し、羨望、怨恨、憎悪等の爲めに同社會員間の凝集力を弛め、之が爲めに、内に在つては團體存続の要件たる協力、分業の互助的作用を缺き、外に對しては一致して外敵の侵寇を防ぐことを得ざるが爲めに、其種族は竟に生存競争に劣敗して、或は衰へ、或は滅びるに至るものである。故に無限性交状態は、其一般的なるもの有りたりとすれば勿論、假令ひ配偶状態と共存するものと雖も、數百年若くは數世代に亘つて存続し得べきものではない。故に原始社會に於ける存続發展の第一要件は、性慾競争の發生を防止して團

兩性相避の「タブー」

體衰滅の源を塞ぐことに在る。性慾競争の弊を未發に防止するには、兩性の接觸を禁ずるより確かなるものはない。茲に於て、兩性相避の「タブー」が發生する。

自然淘汰に因つて生ず

兩性相避の「タブー」は、性慾競争より生ずる社會生活の紛亂を防止する爲めに、自然淘汰の作用に依つて生じたものである。若し兩性の關係が放縱にして、男女の接觸を節制する何ものも存せざるときは、性敵常に相争うて社會に寧日無きのみならず、一家近親の間に於て、平素起居寢食を共にする親子兄弟姉妹の間に於ても、屢々性交關係を生ずること、現時尙ほ往々蠻民間に見るが如きものが有つて、之が爲めに兄弟牆に鬩ぎ、同胞反目して、其結果家族、氏族の團結が弛んで、原始社會の基礎を危うするに至るものであるから、無智の蠻民と雖も、其社會に及ぼす弊害は夙に之を認識し、之を防止するの必要は、各民族期せずして痛切に感ずるに至る。社會の原始期に於ては、或は混交状態に近き習俗が行はれた民族もあらう。然れども、此の如き種族は、前述の如く、生存

兩性相避は
普遍現象

種族保存作
用

競争に劣敗し、獨り兩性關係に適當の節制有るものゝみ團體生活の適者として優存するものである。故に兩性相避は、其範圍及程度こそ異なれ、時の古今と民の文野とを問はず、恒存する人類普遍現象の一である。

文化に準じ
て縮少

上述の如く、男女の無制限接觸より生ずる危険の認識は、原始的民族間に兩性相避の「タブー」を生ずる原因である。故に此「タブー」も亦他の「タブー」に等しく種族保存作用の一である。此「タブー」は、原始社會に發生し、現時に至るまで文化の各程級を通じて存續し、性慾節制の徳性の發達するに隨うて、其必要を減ずるものであるから、兩性相避の「タブー」も亦之に準じて、其範圍及程度を縮少するものである。社會の太原始期に於ける兩性關係は直接に之を知る可らざるも、苟も蠻民が或る文化の程級に達するときは、兩性相避の習俗を生じ、男女席を同うせず、食を共にせず、物を授受せず、相見ず、相語らず、若し之に違ふ者は、獨り社會的制裁を蒙るのみならず、超自然的冥罰を蒙るものとするに至り、甚しきに至つては、後ちに述ぶる如く、母子兄妹其居を異にし、相見ず相語ら

男女有別の
禮教

禮記

ず、其名をさへ稱へざる如きもの有るに至る。此の如く、兩性相避は其始めに於て慣習規範若くは信仰規範として現はれるものであるが、後ちに至つて、宗教規範若くは徳教規範として行はるゝに至るものである。

支那に於ける「男女有別」の禮教の如きは、兩性相避の「タブー」が文化の上進に伴うて徳教化したものである。「禮記」の「内則」篇に、

七年男女不同席、不共食。

とあり、又

女子十年不出。

とあり、「恒居内也」との註が有るから、幼年の頃より男女は席を同じうせず、共に食せざるを禮としたものである。又、

非祭非喪、不相授器、其相授則、女受以篚、其無篚則、皆奠之而后取之。

とあるから、常時は勿論直接に物を手渡す事無く、祭喪の式禮に於て男より女へ物を授くる場合と雖も、直接に手渡しするに非ずして、女は篚と稱する竹製

の箱にて授受し、若し籠無きときは、男が之を置いて後ちに女は之を取るを禮としたのである。後ちに記す如く、此の如く男女席を同じうせず、食を共にせず、物を授受せざるは、兩性相避の「タブー」の普通屬性とも稱すべきものである。又女子は一般に男子に面を見らるゝを避くるが爲めに、或は外出せずして家に籠居し、其外出するに當つては覆面を爲し、被衣をかづき、檜扇の如き覆面の具を携ふるが如き習俗は、廣く諸民族の間に行はれ、又一家の内に於ても、本邦武家時代に大名の家を「表」と「奥」に分ち、朝鮮の貴紳が其家を外房と内房に分ち、又妻を稱するに「御簾中」、「奥様」、「内方」、「家内」等の稱呼が有り、良家の女子が「深窓に人と爲る」と云ふが如きは、總て其源を兩性相避の「タブー」の觀念に發したものである。

兩性相避の「タブー」は、性徳の未だ發達せざる原始的民族に於て最も其必要を見る所であるから、低級文化の民族中には頗る廣く且つ嚴重に行はれる。例へば「マダガスカル」に於ては、男女の爲すべき仕事は劃然之を區別し、男女

兩性相避と
低級性徳

異性別業

分業と言はんよりは寧ろ異性別業と云ふべきものにして、男は耕し女は織るが如き普通の分業のみならず、農業、漁業、家事等に至るまで、一切の細目に亘つて其業を別にし、男女の互に他の仕事を爲すを禁忌「フリーデー」(Fady)とする。其他家屋の構造に於ても「マハフアレー」族(Mahafaly)及「サカラウ」族(Sakalava)に於ける如く、男女門戸を異にし、男子は北口より入り、女子は西口より入るものとするが如き事を始めとし、「バラ」族(Bara)等の如く、死後尙ほ別有り、夫婦は偕老なるも同穴ならずして、其埋葬の地を異にするものさへ有る。

低文化民族中に往々見る所の獨身舎の設置も亦兩性相避の「タブー」より生じた習俗である。「ニュー・ヘブリデス」群島中の「レーバルス」島(Lepers' Island)に於ては、男子が一定の年齢に達したときは、家を去つて「ガマリ」(Gama)と稱する獨身の青年寄宿舎に寢食しなければならぬ。(R. H. Codrington, The Melanesians, p. 232.) 此獨身舎の習俗は「ニュー・ギニア」メラネシヤを始め他の地方にも廣く行はれるものであつて、男女の別を嚴にして誘惑の機會を絶ち、殊に近親姦犯を豫

獨身舎

防する爲めに生じたものであると云ふ。例へば「スマトラ」の「バタ族」(Batta)は性的徳義の觀念甚だ低く、男女共に居るときは假令親子兄弟姉妹の間柄と雖も、必ず不正關係に陥るものなりとし、近親性交は神の怒を招いて種々の禍災を惹起すべきものと信ずるが故に、男子が性情年齢に達するときは、家に居ることを許さず「ジヤムボン」(Djambon)と稱する獨身者合宿所に寢食すべきものとする。有妻者が死亡其他の原因により獨身者と爲つたときも亦、同様に「ジヤムボン」に入らねばならぬ。

西「アフリカ」の「コンゴ」に於ても、近年に至るまでは、各村落又は各町に獨身舎が有つて、男子は十二歳に達したるときは家を去つて之に寄宿すべきものとした。(Frazer, op. cit. II. p. 189; Weeks, "Notes on Some Customs of the Lower Congo People, Folk-Lore XX. p. 309.")

婚姻は公認せられたる性交關係である。故に之を社會制度の進化より觀るときは「ホップハウス」の云ふ如く、婚姻は、兩性相避の「タブー」の解除であり、婚禮

進化上より
觀たる婚姻

婚姻は兩性
相避の「タ
ブー」の解
除
婚禮は解除
式

は、其解除式である。而して其「タブー」解除の要件は、時代と民族とに依り必ずしも同一ではないが、概して之を言へば、文化程級の上進と共に、其解除の範圍の擴まるを常とするものである。然し乍ら、兩性相避の「タブー」は、假令ハ文化の程級が如何に上進するも、全然廢止せらるゝこと無く、少くとも、親子、兄弟姉妹間、稍々廣くしては伯叔父母と甥姪間、從兄弟姉妹間の如き近親間、又は貴族平民の如き身分違の間柄に於ては、相避の「タブー」猶ほ存し、其範圍内に非ざれば公認せられぬものである。

兩性相避の「タブー」は、一般に性交の弊を節制して、社會凝集力の弛緩を防止するものであるが、此「タブー」の特に結婚の禁忌として現はれたる最も廣きものは、外婚俗(Exogamy)及内婚俗(Endogamy)である。前者は同團體員の相婚を禁じ、後者は異團體員の相婚を禁ずる。前述の如く、性關係の競合は、假令ハ一時的のものであつても、動もすれば同社會員間の不和を醸すものであるから、況して男子が同族中に於て定まりたる婦人を占領し、之を専有するときは、競争

外婚俗

者の怨恨は倍々深く、同胞相反目し、時としては分裂の因を爲すことさへ有る。原始社會に於ても、經驗に依り久しからずして其弊を認知し、其禍根を未然に防止せんが爲めに、同團體員間の相婚を嚴禁するに至つたものである。

外婚俗には廣狹二種が有る。其廣いものは、同民族全部を含み、族内の男女は凡て互に結婚することを禁じ、其狭きものは、同民族内の同部族、同氏族又は同民級内に於ける男女の相婚を禁ずる。故に結婚は異族、異姓若くは異「トテム」間に於てのみ之を爲すことを得るものであつて、例へば「オーストラリヤ」の土蠻に於ては、同「トテム」に屬する者の相婚を禁ずるが故に、「熊」は「熊」と結婚することを得ざれども、「鹿」、「龜」、「カンガロー」、「風」等を娶ることを得、支那に於て、劉氏は劉氏と結婚することを得ざれども、呂氏を娶ることを得たるが如きものである。

支那の禮法に於ける「同姓不娶」は外婚俗の一種である。蓋し姓を同うする者は同一祖先の血統に屬する者であるから、同姓結婚を禁ずるは即ち血族婚

廣狹二種の
外婚俗

同姓不娶

を禁ずるものである。朝鮮に於ても同姓不婚の制が行はれて居る。「ビルマ」の北方の「カチン」族(Kachin)にも同姓不婚の習俗が有り、「アフリカ」の「ズールー」族(Zulu)其他の東「バンツー」族(Bantu)も同姓(isibongo)の女を娶らず、例へば「アマニ」族(Amanyabe)は「ツールー」族「ボンド」族(Pondo)「テムブ」族(Tembu)其他の種族に普通なるものであるが、此姓を有する者は、假令互に他族に屬して遠き血統をも知ること能はざるものと雖も、相婚を許さぬ。此の如く、東「バンツー」族は同姓の相婚を禁じ、且つ父方の血族親は如何なる遠親と雖も相婚を許さぬ。「ツールー」の支族なる「マタベレ」族(Matabelo)にも父系に依る同姓不婚の習俗が行はれて居る。(Frazer, op. cit. II. p. 382 sq.)

「トテム」の起原に付ては、此習俗を有する諸民族の傳説必ずしも一致して居らぬが、其象徴たる動植物又は自然物が彼等の祖先であると信ずる者が最も多い。又同姓者は同祖より出でたる者であるから、此點に於ては二者相似たるものである。然し乍ら、同「トテム」同姓の相婚を禁じたる所以は、「サムナ

同「トテム」
の「不娶」

「の云ふ如く、血族婚より生ずる生理上の害を認識した爲めではなく、フレザールの云ふ如く、同「トールテム」員同姓者は、原始期に於て、同所に於て共同生活を營むが爲めに、性情の衝突頻發して其弊害を感ずること痛切なるが爲めに、特に相婚を禁ずるに至つたものである。(Samner, Folkways, 365; Frazer, op. cit. I. p. 162) 是れ、共同生活の基礎が同「トールテム」又は同祖崇拜より同地域居住に移つた後ちと雖も、尙ほ同趣旨に基いた外婚俗が行はれ、又同姓不婚の「タブー」は其範圍を狭めて近親相婚の禁を存する所以である。

内婚俗

内婚俗(Endogamy)も亦異族間に於ける兩性相避の「タブー」である。此「タブー」にも亦廣狹の區別が有つて、其廣きものは、同民族内に於ては一般に相婚を許し、族外人との結婚は之を嚴禁するものあり、其狭きものは、同民族内の同民族又は同部族内に非ざれば結婚を許さざるものもある。是等の異族異民族若くは異部族との結婚の「タブー」は、社會が發達して國家を形成するに及んでも尙ほ往々繼續し、或は外國人との結婚禁止の法制と爲り、又は異民族、異部族間

の相婚禁止の法制と爲る。例へば「ローマ」に於ける *conubium* (相婚能力) の如きは、外に對しては異民族との相婚能力無く、内に在りては異民族との相婚能力無きものとし、「セルマン」民族の *Ehe zur linken Hand* (左手婚) の如きは、貴族と異民族との結婚を正婚とせざるものとし、我邦に於ても、維新前の舊制に於ては、外國人との結婚を許さず、又入内降嫁其他之に類する特例を除く外は、異民族の結婚を許さざるものとした。是等は皆異族相婚の「タブー」の系統に屬するものである。

婦人の「タブー」

婦人の「タブー」は、原始社會に於て婦人を穢れたるものとして之を避けたるものと、男女性交關係より生ずる弊害を實驗したるとより生じたる習俗である。婦人を汚穢物とするは、月經、分娩等の事有るが爲めに生じた觀念であつて、低級文化の民俗は、通常婦人は月經期及分娩期に於ては、他の家族と離居すべきものとし、又文化稍々上進したる後ちに至るまでも、本人は素より家族又は之に接觸した者が、神社に詣で尊貴に近づき、又は公務を執るを禁ずるの法が有

女人禁制
男女有別

つた事は、觸穢を論ずるに當つて述べる通りである。宗教に於ける靈地の「女人禁制」徳教に於ける「男女有別」の如きも、其起原を婦人の「タブー」に發したものであつて、後ちに至り、或は其境内の風紀を維持せんが爲めに之を宗規とし、或は男女の自由交際より生ずる弊害を防止せんが爲めに之を徳教としたものである。男女共に語らず、共に食せず、共に行かず、其室を同うせず、其業を同うせず、出入門戸を異にし、或は婦人は奥室に籠居し、或は覆面し、或は被衣をかづく等の習俗が廣く各民族間に行はれるのは、主として男子の其面を觀ることを避けんが爲めである。

異性忌避の「タブー」は近親婚禁止法及外族婚法の原質

近親相避の習俗

異性忌避の「タブー」は、前述の如く、男女の自由交際より生ずる弊害の實驗も其起因の一を爲して居るから、狭くしては近親婚禁止法の原質と爲り、廣くしては「同姓不娶」の法即ち外族婚法の原質と爲つたものである。近親相避の「タブー」は、其最も嚴重なるものは父と娘又は母と男子との間にさへ行はれるが、其最も普通なるものは兄弟姉妹の間に行はれるものである。

獨身者合宿所

「メラネシヤ」に於ては「男女有別」の習俗は最も嚴格に行はれ、男子は己の母及姉妹をさへ忌避すべきものと爲つて居る。例へば、前述の如く「ニュー・ヘブリデス」の「レ・バルス」島に於ては、男子は一定の年齢に達したる時は、母の家を去つて獨身者合宿所に寢食せねばならぬ。偶々家に歸つて食せんとする時も、若し姉妹が家に在る時は食せずして直ちに去らねばならぬ。若し姉妹無く又は姉妹が外出中なるときは、入口に近い所に坐して食事を爲ることを得るものとする。蓋し是れは、若し食事中姉妹が歸つて來たときには直ちに逃げ去ることの出來る爲めである。若し偶々兄弟姉妹が途上で出逢ふ事が有るときは、姉妹は路傍の林中等に避けて身を隠さねばならぬ。兄弟は砂上に其姉妹の足跡と思しきものを認めたととき、之を踏んで其跡を追ふことを得ず、姉妹も亦兄弟の足跡を踏んで之を追ふことを許されざるものとする。

加之、兄弟は姉妹の名を呼ぶことを避くるのみならず、通用語としても、姉妹の名と同一の言葉を用ふることを避けると云ふことである。又母は己の男

子に對しても、手より手に物を渡さず、之を呼ぶときにも、子として馴々しき親しみの語を用ひずして、餘所々々しき敬語を用ひるを例とする。此の如き嚴格なる近親相避の習俗は、「ニュー・カレドニア」にも行はれて居ると云ふことである。(Frazer, Totemism and Exogamy.)

両性相避の「タブー」は、社會の原始期に於ては、團體の保存發達に最も必要なが爲めに一般に行はれ、結婚の制限としては、外婚俗、内婚俗の如く、廣く民族を基礎としたる禁制の行はるゝものであるが、又一方に於ては、是れが爲めに弊害を生じ、若し外婚俗にして勵行せらるゝとき、配偶者を得るの困難有るが爲めに、族内の風紀を紊るの虞が有り、若し内婚俗にして制限無きときは、性争の爲めに同胞相背き、骨肉相食むに至るの虞が有る。故に外婚俗は適當に之を緩和するの要が有り、内婚俗は適當に之を制限するの要が有る。前者後者伸縮宜しきを得んとするのが、結婚の範圍に關する公認要件の進化である。

外婚俗に於ては、妻を得るには、戰時に他族の婦人を捕虜とし、又は平時に他

公認要件の進化

外婚俗緩和と内婚俗制限

外婚俗と結

婚難

結婚難の緩和としての合併分割

相避「タブー」の變遷

族の婦人を掠奪若くは誘拐し、又は之を買取り若くは貰ひ受けて之を娶るの外に、其途が無いから、若し隣接の民族が悉く敵であるときは、結婚は命懸けの仕事であり、然らざるも、他族との關係上種々の事情の爲めに、結婚の極めて困難なることは言を俟たぬ所である。故に他種族の征服、合併又は分割等に依り、一民族中に數部族有るに至つて、此結婚難が緩和されるに非ざれば、純外婚俗を有する民族には、家族制の發達を見ることが極めて困難である。時としては、他族との交婚の爲めに、異族間の和親を進めて、交互に結婚の困難を緩和することが有り、又時としては、「サビーン」女の掠奪の如く、異族合同の因を爲すことさへ有るが、此の如きは異常の事にして、通常は後ちに述ぶる「オーストラリア」の「トートム」族分割の如き特例を設けて、同族婚の「タブー」の勵行を弛めるに至るものである。

両性相避の「タブー」は、文化の上進と共に漸く其範圍を縮少し、之と同時に其制限をも寛くするに至る。原始的民族が自由性交の弊に耐へず、久しくして

文化と共に
範圍縮少す

漸く本能的に之を忌避するに至るの始に當つては、敢て兩性間の關係に差別を設けず、一般に男女を隔離するの習俗を生じ、或は一家族と雖も男女其居を別にし、共に坐せず、共に食はず、共に語らず、物を授受せず、其外出するに當つては、女子は覆面して男子に其面を見せざるが如き、殆んど絶對に兩性を離隔するが如き「タブー」が行はれる民族も少くなかつたが、性に關する徳性が漸く向上するに隨うて、兩性相避の「タブー」も亦其範圍を狭め、其制禁を緩うし、只男女自由交際より生ずる弊害を豫防するの程度に於てのみ其別を存し、始め「タブー」に依つて行はれたる禁忌が、後ちに至つては、宗教の戒律、道德の教義、禮制若くは法律の規定に依つて維持せらるゝに至るものである。

兩性相避の範圍を著しく縮少するものは、公認性交なる婚姻制度の發達である。結婚禁忌としての兩性相避の「タブー」も、其始めに於ては、其範圍極めて廣く、多數の原始的民族に於ては、同族員の相婚を許さず、獨り外族より奪ひ來り、買ひ來り、若くは貫ひ來つた女子に限り之を專占して妻とすることを許し

結婚禁忌の
範圍

たものであるが、後ちに至つては、稍々其禁婚の範圍を狭め、同民族内に於て同姓同部族の女子に限り之を娶ることを禁じ、異姓異部族の者は、同民族と雖も之を娶ることを許し、尙ほ後ちに至つては、同姓同部族内に於ても、種々の區別を設けて禁婚の範圍を狭め、其結果、擇配の範圍は文化の上進と共に廣まるに至つた。

内婚俗の民族に於ては、禁婚の範圍は素より外婚俗の民族の如く廣からず、其始に於ては往々兄弟姉妹婚さへ行はれたものが有るが、共同生活者間に於ける性争より生ずる種々の弊害を感ずるに至ることは、敢て外婚俗の民族と異なることは無いから、後ちに至つては、漸く一般に兩性相避の「タブー」が行はれ、又或る範圍に於て近親婚をも禁ずるに至るものである。而して其禁婚の範圍も亦、文化の發展と共に漸く狭まり、現時の文明諸國に於ては、廣くとも直系親間の外、伯叔父母、兄弟姉妹、從兄弟姉妹の間に限り相婚を禁じ、狭くしては、直系親間の外、兄弟姉妹間のみに限るもの有るに至つた。(一九一八年「ロシヤ」身

同民族より
同姓、同部
族、近親

近親忌避の
原因

分登記婚姻親族後見法第六九條

近親婚禁止法は、異性忌避の「タブー」に起因し、異性忌避の「タブー」は前述の如く親子兄弟姉妹の間柄にまで及ぶものとしたのであつて、低文化の人民は徳義觀念極めて薄く、若し彼等に自由交際若くは同居を許せば、最近親と雖も尙ほ且つ動もすれば亂倫に陥るの虞が有り、之が爲めに違犯者は冥罰を蒙り、其禍災は延いて族人にも及ぶものと信じたから、最も其危険多き兄弟姉妹の間柄は、多くの民族に於て特に之を嚴重なる「タブー」とし、之に次いで、姑と壻母と子、從兄弟姉妹の接觸を禁ずるに至り、其他の親族に及んで「同姓不娶」の習俗と爲り、竟に一般に「男女有別」の禮教有るに至つたのである。故に「男女有別」の禮教は、一面に於ては最も高尚なる徳義上の規範なるが如き外觀有るも、其反面に於ては禽獸と相距ること遠からざる最低級の蠻性を含示するものである。兩性相避の「タブー」は、其親族關係の近ければ近き程嚴重にして、其違犯に對する應報も随つて峻酷であることを通則とする。故に其血縁の最も近い間

親子婚

「タブー」中
の「タブー」

異例

本邦に於ける親子婚の「タブー」
上通下通婚
國之大祓

柄なる親子間の性交は「タブー」中の「タブー」であつて、民の文野時の古今所の東西を問はず、其間の結婚を許さざるものとする。然し乍ら、極めて稀には蠻地旅行者の記録等に親子結婚の習俗有りとするものが有る。例へば「ニューギニア」の「キワイ」族(Kiway)は、父が其娘を娶つて妻とすることを許し、「マレー」群島中の或種族には親子兄弟姉妹間の結婚行はれ、「ジャヴァ」の原民「カラング」族(Kalang)は母と子との結婚は繁榮の基であると信じ、「ミナハッサ」(Minahassa)地方では、往時親子兄弟姉妹の結婚が行はれたと傳へられる。

近親相婚の中にて、親子の通婚が最も先きに禁ぜられたことは、本邦の古典の記載の中にも、之を認めることが出来る。古事記の仲哀天皇の條に、天皇が訶志比の宮に崩れ給ひし後、國之大奴佐を取りて、生剝逆剝阿離溝埋尿戸上通下通婚馬婚牛婚鶏婚犬婚の如き種々の罪を求めて、國之大祓を行はれたことが見えて居る。此等諸種の罪は、所謂「天津罪」「國津罪」の中に屬するものであるが、此の中の上通下通婚は即ち親子性交の罪である。後の「皇太神宮儀式帳」貞

觀儀式及「延喜式」の大祓詞に、國津罪の一種として擧げてある己母犯罪己子犯罪は、蓋し前記の上通下通婚と同一の行爲を指すものであつて、己母犯罪とは、男子が自己の生母と性交せる罪をいひ、己子犯罪とは、父が自己の女子と性交せる罪を云ふのである。之に付ては、本居宣長は次の如く解釋して居る。

上通下通婚は意夜古多波禰と訓べし、多波禰は交合まじき人に交通なり、此罪は、儀式又大祓祝詞などに、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪とある四種を合せて云る名目なり、但し、種々の罪條の内、略きて云こと多ければ、彼、四種の内の上二種を云るにて、下二種には涉らずとも云べし、太神宮儀式帳などには、上二種をのみ擧げて、下二種をば略けり、されば、此は四種と見ても、二種と見ても、違ふことなし、さて、上通とは己母犯罪にあてて書下通とは己子犯罪にあてて書るなり、子與母犯罪は上通に、母與子犯罪は下通に兼べし。(古事記傳、三十)

尙ほ本居宣長の説に従へば、貞觀儀式及び「延喜式」の大祓詞に擧げたる四種

の姦淫罪の中、母與子犯罪といふは交會たる婦人の女子をも犯すをいひ、子與母犯罪といふは交會たる婦人の母をも犯すをいふことであるが、古事記傳、三十、果して然りとせば、前者を以て下通婚と爲し、後者を以て上通婚と爲すは當つて居るけれども、此の二者は、己母犯罪、己子犯罪の如く親子間の性交ではないのである。

此の如く、古典に記載する國津罪に於ては、始より親子間の性交を禁忌して之を罪と爲し、又、貞觀儀式及「延喜式」の大祓詞に於ては、母と子を犯せる、及子と母を犯せるをも併せて之を罪と爲したるにも拘らず、何れも皆、同母兄弟姉妹又は異母兄弟姉妹の性交を禁忌することに言ひ及んで居らぬのは、近親相婚の沿革を考へる上に、大に注目すべき事實である。

中部「メラネシヤ」に於ては、同姓不娶と其性質を同じうする「同紋不娶」の習俗が有る。例へば「ブーカ島」(Buka)に於ては、全島民が二大部族に分れ、甲部族は鶏を以て部族の紋章とし、乙部族は「マヌー」と稱する鳥(Fregatus. おさ鳥の類)を

紋章とし、又ブーゲンヴィール(Bougainville)及近接諸島に於ても、各々種々の鳥を紋章とし、各部族は外婚俗を有して同紋族の相婚を嚴禁し、且つ母系俗を有するが故に、男子は必ず他の紋族の女を娶り、而して其間に生れたる子は母の紋族に屬するを以て、母と子とは結婚を許されざるも、父と其娘とは相婚を妨げず、故に、ブーカ島及北部ブーゲンヴィールに於ては、父が其娘を娶つて子を擧ぐる事は普通であり、南部及近接地方に於ても素より之を禁ぜず、只北部に比して其例を見ること稍々稀なるのみである。(Frazer, op. cit. II, p. 118.)

其他、往々親子、兄弟姉妹の結婚を認むる習俗有り、と報ぜらるゝものが有るが、「ウエスタマーキ」は、是等の報告は往々矛盾して、或は誤認誤聞に基き、偶ま其實例有るも、社會は之を亂倫の婚として擯斥するもの多く、正婚として之を公認するものは極めて少いと云うて居る。例へば、「マーシャル、アイランド」に於て、親子兄弟姉妹の結婚は、特に會長間に行はれること有るも、素より之を醜行なりとし、必ず後生に於て冥罰を蒙るべきものと信ずると云ふ。(Westermarck,

「ウエスタ
マーキ」
の説

op. cit. ch. XIX.)

異性親子相
避

前述の如く、親子間の性交禁忌は最も嚴重なる「タブー」であるから、一般に其結婚を嚴禁するのみならず、異性の親子は、子が性熟期に達したる後ちは、同居若くは接近をも忌避すべきものとする民族が頗る多い。例へば、「バッター」族(Batta)の性徳は極めて低級であつて、同席者無き男女の會合は必ず醜行に導くべきものと推定し、其結果神の怒を招いて種々の禍災を全族に及ぼすべきものと信ずるが故に、假令ひ親子家に在る時と雖も、父が獨り其娘と同席し、又は母が獨り其倅と同席する事を嚴禁する。性熟期に達したる男子が獨身舎(jambon)に入り、妻を娶ひたる男子が家を去るの習俗の如きも、此嚴格なる兩性相避の「タブー」より生じたものである。英領東「アフリカ」の「アカムバ」族(Akamba)は、未婚の女子は性熟期に達したる時より結婚の時に至るまでは、其父に對して最も嚴重なる忌避の「タブー」を守つて、其身の貞潔を保つべきものとす。故に女子は其父の傍に坐すること能はず、若し道路にて其父に出逢ふと

きは、避けて其身を隠さなければならぬ。一定の夫を有するに及んで始めて親愛なる親子の間柄を復舊し得ると云ふ。「マダガスカル」の「ベツイミサラカ」族 (Belamisaraka) は、總ての血族間の結婚を禁ずるものであるが、特に母と其男子は、室を同うし、席を同うし、又は言葉を交はすことを得ざるものとする。(Frazer, op. cit. I. p. 424; II. pp. 189, 638.) 此の如く、親子間に於ては、單に其相婚を嚴禁するのみならず、其性交を妨止すべき近接の「タブー」は、「オーストラリヤ」の諸民族を始めとし、廣く低文化民族中に行れて居ると云ふことである。

親子間の性交は亂倫の最も甚しいものであるから、其「タブー」は最も嚴重にして、隨つて其違反者に對する制裁も亦甚だ嚴酷であり、死刑其他の重刑に處するの習俗若くは法令有る事は珍らしく無い。例へば、北「メラネシヤ」の「セントラル、ニュー、アイルランド」(Central New Ireland) に於ては、母と子は同「トイテム」に屬するを以て、外婚法に依つて相婚を禁ぜられ、父と女との結婚は外婚法では禁ぜられ居らぬが、慣習に依つて之を嚴禁し、其犯姦者を絞殺に處すると云ふ。

制裁

兄弟姉妹相婚の「タブー」

(Peckel, Anthropos, iii, pp. 465. sq.)

近親性交の弊害は兄弟姉妹間に於て最も多く見る所である。兄弟姉妹は出生以來共に兩親若くは母親の膝下に生長し、其年齢關係に於ても最も性交誘惑の危険多き位地に居るものであるから、其相避の「タブー」も、親子間の年齢の隔り多きに比し、一層廣く且つ嚴重に行はれるものである。前記「オーストラリヤ」の土人が「トイテム」を分割して近親結婚を禁じたるも、先づ兄弟姉妹間に始まり、後に親子に及んだのは之が爲めである。又之と同時に、兄弟姉妹の相婚を認むる變例も、亦親子間に比し、一層多く存する。

兄弟姉妹婚の禁は、蓋し近親結婚の「タブー」の「アルファ」と「オメガ」であつて、結婚の禁忌としては最初に現はれ、最後まで存続するものである。性關係に付ては、兄弟と姉妹とは特殊の位地に立つものであるであつて、幼時より同じく父母若くは母の膝下に養育せられ、其年齢に於ても互に相近く、彼等が發情期に達するの後に於ても、常に其起居寢食を共にするを以て、動もすれば性交關係に陷

兄弟姉妹婚は近親結婚の首尾を爲す

り易き位地に在るのみならず、學者の齊しく認むる如く、近親性交の忌避は人性固有の本能に基くものに非ずして、殆んど無意識なる弊害の經驗より生ずるものであるから、人類が小團體に於て生活を爲し、擇配の範圍が極めて狭かつた原始社會に於ては、繼續的性關係は兄弟姉妹間に存するものが比較的にかつたことも、今より想像するに難く無い。現今に於ても、擇配の範圍が狭い蠻民中には、往々兄弟姉妹の結婚を公認し、又は之を以て最も正當なる配偶とするものも有る。

兄弟姉妹の相婚は、古代より神話、傳説等に遺存し、又史實としても文献の存するものが尠くないのみならず、現時に於ても、低級文化人民中に行はるゝものが頗る多い。「ウエスターマーク」の如きは、極力混交状態を否認するの結果努めて近親相婚の變態なることを論證せんが爲めに、此種の結婚に關する傳説、記事等の信憑力を殺がんとし、二者反對の記事有るときは、當然消極的記事を採用するが如き傾向が無いではないが、同氏の書中に掲ぐる數多の事例中、同氏が

兄弟姉妹の
性關係公認

疑を容れざるものに就て見るも、文化中級以下に位する民族は、之を公認するものが頗る多く、現時の文明人と雖も、往時は之を行つたものが有ることは明らかである。

兄弟姉妹婚に關する神話、傳説、史實及び現時蠻民中に行はるゝ習俗を詳説するは、本論の目的外に屬するから、茲には只近親婚の「タブー」の起原を示すの前提たるべき範例を擧ぐるに止めるが、本邦の神話に於ては、伊邪那岐、伊邪那美、妹背二柱の神の關係を婚姻の起原とし、「エジプト」古代の史傳は、「ファラオ」統 (Pharaoh) の王家は姉妹を后とするを例とし、「トレンミー」統 (Ptolemy) も亦之に倣うたものとし、「ローマ」時代に於ても、農工間には廣く兄弟姉妹の結婚が行はれたと云ふことである。現時の蠻民中、内婚俗の民族に於て、往々兄弟姉妹を公認するものが有るが、其中に就き或は之を禁ぜざるも、之を賤むもの有り、或は之を常事なりとして敢て之を怪まざるもの有り、又稀には美事として之を稱賛するものも有る。例へば、内婚俗を有する「マダガスカル」の「アンタム

神話、傳説、
史實及現状

三種の兄弟
姉妹婚

パホアカ族 (Antambahoaka) は兄弟姉妹の結婚は幸福の基であると信ずる。
(Gennep, op. cit. p. 161.)

兄弟姉妹婚の許否に付ては三種有る。或は全血親即ち父母を共にする者の相婚をも許すものあり、或は半血親中父を同うし母を異にする者に限り相婚を許すものあり、又或は父を異にし母を同うする者に限り相婚を許すものがある。此三種の兄弟姉妹婚の中に於て全血兄弟姉妹婚を認めるものは比較的最も少く、多くは半血兄弟姉妹婚のみを認めるものであるが、就中異父母兄弟姉妹の相婚を公認するものは極めて少く、ゴータマラ及ユーカタンの土蠻が之を許すが如きは蓋し異例であつて、異母兄弟姉妹の相婚に限り之を許すものが最も多い。蓋し是れは原人が父と子との生殖關係を理解せず、血統を母系に限つた事に起因したものであらう。

異母兄弟姉妹の相婚は諸民族の神話傳説歴史中に多く傳へられて居るのみならず、現時蠻族中に於ても其往々行はれて居る事例が少くない。「ユデア」

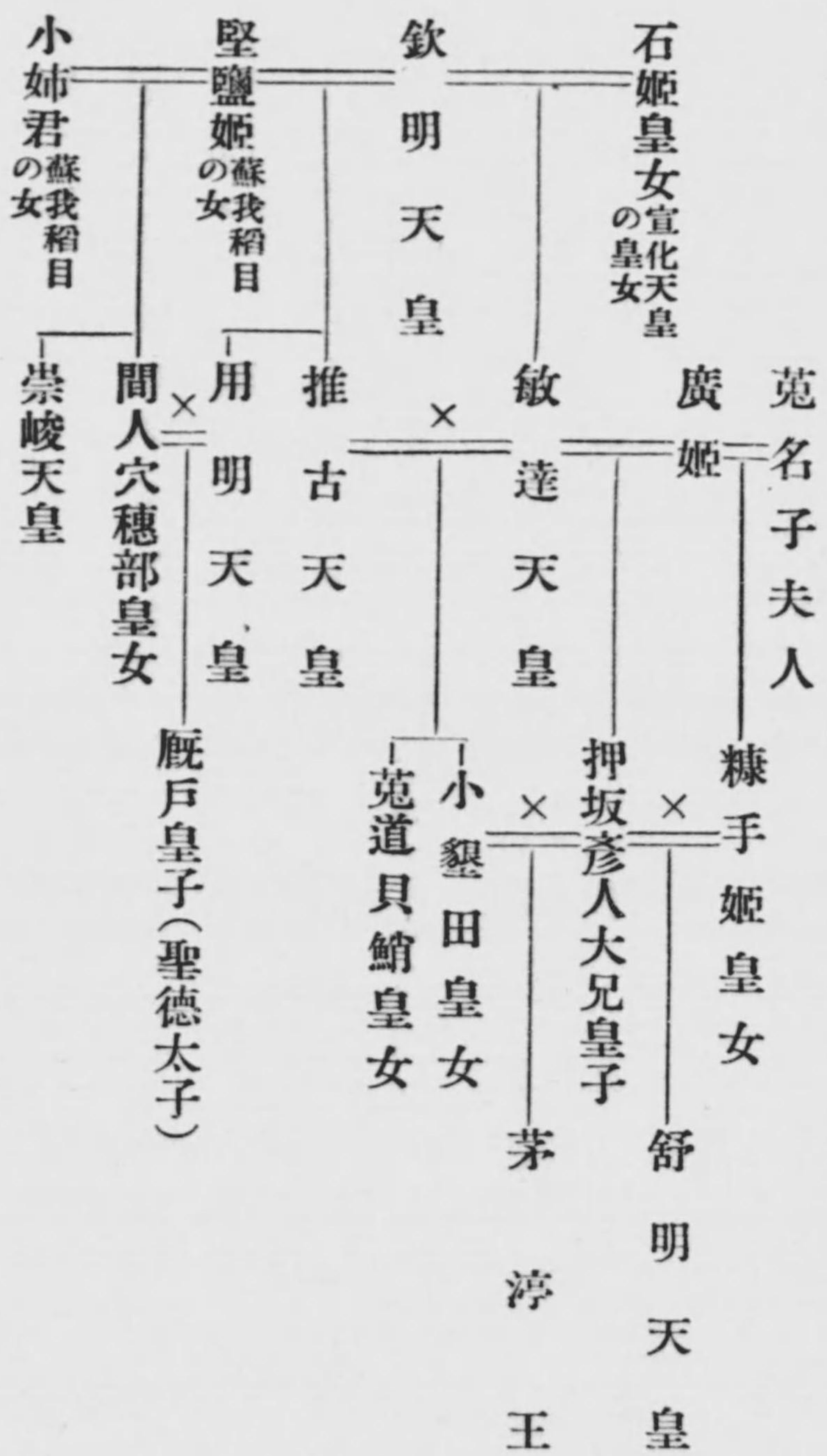
異母兄弟姉
妹の相婚

人中に於ても「アブラハム」(Abraham)は彼の同父異母妹なる「サラ」(Sarah)を妻とし、(Genesis, XX. 12.)「ギリシヤ」の古代に於ても「アテネ」人は異母兄弟姉妹の結婚を爲し、南「スラヴ」人の回教徒も、全血兄弟姉妹の相婚は之を嚴禁し、相姦者を死刑に處するも、異母兄弟姉妹間には之を許し、「ゴールド・コースト」に於ても、異母兄弟姉妹の相婚を許し、「コンゴ」の「バヤカ」族(Bayaka)に於ては、同母姉妹を娶ることを嚴禁し、異母姉妹との結婚は之を禁ぜざるも、之を良俗とは認めぬと云ふことである。英領「ニュー・ギニア」の「モウアット」の土人及「アリウト」族(Aleut)、其他北「ニジエリヤ」(Nigeria)の「フラニ」族(Fulani)、及「エド」(Edo Country)の「グワトン」族(Iwaton)及「オソソ」族(Ososo)等も、異母兄弟姉妹の相婚を公認する。

本邦に於ては、少くとも古代支那文化の繼受以前、皇室に於ては、異母兄弟姉妹の相婚の普通なりしは、左に掲げる表に依つて之を推知することが出来る。
(「日本書紀」)

君家の近親結婚

右の表中×印を附けたものは皆な異母兄弟姉妹婚である。民族の外婚俗を有すると内婚俗を有するとに拘らず、近親相婚の「タブー」に特殊の異例を示すものは、君家の結婚である。君主の家は、其血統の神聖若くは尊貴なるが爲めに、他の血統の混入を許さず、又は其權力の他の血統に移る



貴族の同級結婚

を避くる爲め等の理由に依り、假令ひ外婚俗を有する民族にして近親相婚の「タブー」の最も嚴重に行はるゝものと雖も、君主に限り姉妹其他の近親を娶ることを許すものが少く無い。其他酋長、貴族等の如きも、其血統を重んずるが爲めに、近親結婚、又は同級結婚を爲すの例は、極めて普通である。現に我邦に於ても、華族中には往々其家憲を以て家主及推定家督相續人の配偶者は同族より娶るべき旨を規定し、又假令ひ此の如き家憲無きも、事實上同級婚を爲す者が多きに居る。

「ペルー」の「インカ」王族(Inca)は、己れと同父母の姉妹中の最年長者を娶るべきものとし、又第五世紀の末に至り、「ツパック・インカ、ユーバンキ」(Tupac Inca Yupanqui)は、王は同父姉妹に限り之を娶つて后とすることを許し、其他を禁じたとのことであるが、全血姉妹を娶るは王の特権であつて、一般人民には之を許されなかつたものである。(Prescott, History of the Conquest of Peru, p. 9.) 「ダホメー」族(Dahomey)は、王族のみ同父姉妹を娶ることを許し、「バガンダ」族(Baganda)は、新

王は同父姉妹中の一人を納れて王配とすべきものとした。「マダガスカル」の「アンチメリナ」族 (Antimerina) は近親相婚を罪惡とするに拘はらず、君家に限り姉妹其他の最近親を娶るを通例とする。(Gennep, op. cit. p. 161.)

「ビルマ」に於ては、一般人民は姉妹を娶ること能はざるも、國王は少くとも半血姉妹の一人は必ず之を娶り、「シャム」に於ては、一般人民にも往々半血姉妹を娶る事有り、一九〇〇年には、皇帝の第一后、第二后は共に半血姉妹であつた。(Young, Kingdom of the Yellow Robe, p. 99.sq.)

「ハワイ」に於ては、會長に最も相應はしい配偶は、全血姉妹即ち自己と同父母の姉妹であつて、若し其婚姻に子有れば、其子は「最高會長」(Niau pio) と爲るべき資性を享けて「神主」(Akua) と呼ばれ、之に對しては、平伏の拜禮を爲さざる可らざるものとし、次に大會長に相應はしい配偶は、半血姉妹即ち異父若くは異母の姉妹であつて、若し其婚姻に子有れば、其子は「大會長」(Niau-pio) と爲るべき資性を享け、之に對しては平坐の拜禮を爲すべきものとする。若し最好配偶た

半血兄弟姉妹婚と君家

血統保存の手段

る姉妹を娶ること能はざるときは、兄弟若くは姉妹の子たる姪女を娶るべきものとする。上述の血族に出生の子有りたる後ち、若し夫が他の女を娶らんとし、妻が他の男に嫁がんとするときは、假令ひ其後、配偶者は前配偶者の如き相應はしき血族の者に非ざるも、再婚を爲すことが出来る。(Malo, Hawaiian Antiquities, p. 80. sq.) 但し、此近親結婚は會長の特權であるが、族人中には最も嚴格なる近親相婚の「タブー」が行はれて居つて、「クリスト」教の宣教師が從兄弟姉妹の結婚を許すの事實が、同島に於ける布教の一大障礙物であつたとの事である。

前舉兄弟姉妹の相婚を公認する事例は、「ウェスターマーク」の「人類婚姻史」に據つたもの多きに居る。(Westermarck, op. cit. ch. XIX.) 同氏は、前に述べたる如く、熱心に混交状態の存在を否認する者であるから、延いて兄弟姉妹の相婚に對しても常に懷疑的態度を執り、苟くも其事實に關して其存否兩様の報告有るときは、殆んど無批判的に前者を捨て、後者を取るの傾向の顯著なるものが

有るにも拘らず、數十の實例は之を否認するの餘地を存せざるを以て觀るも、或は人類の大原始時代より神話、傳説時代を経て歴史時代に移るまでの間に於ては、兄弟姉妹の性交關係は、吾人の想像以外に多く有つたものであつたかも知れぬ。

兄弟姉妹婚
公認の原因

兄弟姉妹の相婚を公認する習俗の生じたる原因は、近親性交の嫌忌が人類固有の本能に非ざる事、年齢相近き兩性が性慾旺盛期に於て常に同居する事、原始時代に於ては他血族との交通、少なりし事、或る民級に於ては純血を一家若くは一族内に保續せんとする希望が有つた事等である。

兄弟姉妹婚
禁止の原因

兄弟姉妹相避の「タブー」を生じたる原因は、性愛專占の欲望より生ずる嫉妬心であつて、兄弟姉妹の性交は、動もすれば一家若くは一族内に於ける最近親間に競愛者を生じ、互に嫉妬憎惡するが爲めに、兄弟牆に鬨ぎ、社會的團結の核心たるべき一家内に不和を生じ、延いて社會の基礎を危くするに至るものであるから、若し夙に此解體原因を除去せざる社會有るときは、其社會は自づか

ら存在競争の劣位に落ち、之に反し、若し夙に此團體破壊の一原因を除去する社會有るときは、其社會は自づから優位を占め、自然淘汰の結果、竟に兄弟姉妹其他の近親相婚の「タブー」を生じ、後ちに至り、其「タブー」の或部分は法律化したものである。

兄弟姉妹相
避の「タブ
ー」

前述の如く、徳義觀念の未だ發達せざる蠻民中に於ては、兄弟姉妹は最も性交關係に陥り易き關係に居るを以て、其間に於ける近接の「タブー」は、最も廣く且つ最も嚴しく行はれるものである。性熟期に達したる男子が家を離れて別居する習俗の如きも、主として兄弟姉妹の觸接を避けんが爲めであらう。「オーストラリヤ」の土人中には、殆んど一般に兄弟姉妹相避の「タブー」が行はれて居る。例へば「クウィーンズランド」に於ける諸民族は、一般に男子が性熟期に達したる後には、姉妹と語らず、姉妹の名を言ふことをも許されざるものとす。『メラネシヤ』に於ては、此種の「タブー」は最も嚴重に行はれ、レバールス、アイランドに於ては、年頃の男子が獨身舎に入るの習俗有ることは、既に前に述べ

た通りである。獨身舎に入つた後には、姉妹と交通せず、姉妹の名は普通名詞としても之を用ひず、偶々食事等の爲めに父の家に歸る事有るも、姉妹が家に在れば直ちに踵を旋らして去り、若し家に在らざるも、歸り來るとき直ちに避くることを得る爲めに、入口に近き所に坐して食し、若し途上にて行逢ふこと有るときは、逃れて物蔭に身を隠し、砂上に姉妹の足跡有るときは、之を避けて踏まざるものとする。「ニュー・マクレンブグ」に於ては、兄弟と姉妹とは、握手を爲し又は物を手渡しすることは勿論、近接することをも許さず、若し談話の必要有るときは、遠方より之を爲すべきものとする。此「タブー」に違反する者は、族人の爲めに絞殺せられるのみならず、兄弟姉妹は同「トーテム」に屬するを以て、若し相婚するときは、外婚俗違反の制裁として絞殺に處せられると云ふ。

東「メラネシヤ」の「フィジー」に於ては、相避の「タブー」は、觀視交話、同室、唱呼の禁忌を含み、若し兄弟姉妹の犯姦有るときは、其冥罰は全民族に及ぶものとするが故に、全民族は其禍災を禳はんが爲めに、犯行者に對して報復的現罰を蒙ら

違反の制裁

すものとする。(Frazer, op. cit. I. p. 512, II. pp. 78-145.)

「スマトラ」の「バツタ」族は、前述の如く、親子の間に於てさへ嚴重なる相避の「タブー」が存するものであるから、況して最も誘惑に陥り易き兄弟姉妹の間に於ては、縱令第三者在りと雖も同席同行すべからざるものとする。「マダガスカル」の「ベツミサラカ」族も亦、兄弟姉妹席を同うし又は言葉を交はすべからざるものとする。(Frazer, II. 638.) 「ニュー・ブリテン」の「ガゼル」半島 (Gazelle Penin-
[sic]) に於ては、婦人は結婚の時より、其兄弟と言葉を交はさず、其名をさへ口にすべからざるものとする。

本邦の上古に於て果して兄弟姉妹婚を「タブー」として之を嚴禁したるや否やは問題である。通説に従へば、男女の配偶關係に於て、女性を「め」又は「つまと稱し、一般に男性より其配偶者たる女性を呼ぶときは「いも」妹」といひ、女性より男性を呼ぶときは「せ」兄背、又は「せこ」背子」と云うた。故に夫婦を稱して「いもせ」(妹背)といひ、夫婦の契を稱して「いもせのちぎり」(妹背之契)と云ふは、必ずしも兄

本邦の古俗
と兄弟姉妹
婚

「いもせ」

妹相婚のみを指すものでもなく、又婚姻は兄妹性交に始まるに由るものでもない。

雄略紀

「日本書紀」雄略紀の首めに、天皇が皇后を指して「吾妻」と宣へることを記したる註に、「稱妻爲妹、蓋古之俗乎」とあつて、之を後人の攙入と見る説もないではないが、「日本書紀通釋」第四、二二〇—二二一頁、自己の妻を「いも」といふは、平安朝時代に至るまでも常に用ひられた語である。

仁賢紀

然るに、茲に注意すべきは、本邦の上古に於ては、男性より其配偶者たる女性を「いも」と呼びたりし外に、兄弟姉妹の間に於ても、兄弟より其姉妹を稱して共に「いも」と云ひ、又姉妹より其兄弟を稱して共に「せ」と云うた事である。「日本書紀」仁賢紀六年の條に、

後撰和歌集

古者、不言兄弟長幼、女以男稱、兄男以女稱、妹とあり、又「後撰和歌集」にも、
はらからなる人の、うらめしき事ある折に、

「いもせ」は
兩性相互親
愛の稱呼

萬葉集

君と我いもせの山も秋くれば色かはりぬるものにぞありける。
はらからの中に、如何なる事かありけん、常ならぬさまに見えければ、
むつまじきいもせの山の中にさへだつる雲のはれずもあるかな。
と見えて居るが如く、男女の同胞をも「いもせ」と云うたのである。加之、兄弟姉妹以外の他人の間に於ても、男性より女性を稱して「いも」といひ、女性より男性を稱して「せ」と云うた。但し此は主として互に親愛する意味に於て、兩性相互間に用ひられたもので、敬畏する者に對しては用ひなかつたことは「萬葉集」卷十二の歌に、

本居宣長の
説

妹といふは無禮し恐こししかすがにかけまく欲き言にあるかも。
とあるのでも推知せられる。「いもせ」の語義に關しては、本居宣長は、其著「古事記傳」に於て夙に之を解説して居るが、今其所説を抄記すれば次の如くである。
伊毛とは、古夫婦にまれ、兄弟にまれ、他人どちにまれ、男と女と雙ぶとときに、其女を指て云稱なり。故に「記」古事記をいふ中の例、兄弟を擧るに、兄と妹

となれば妹をば妹某といひ姉と妹となれば弟某と云て妹とはいはず阿
 遲鉏高日子根命次妹高比賣命といひ姉石長比賣其弟木花之佐久夜毘賣
 と云るが如し。心を著べし。古への定まりと見えたり。然れば女と女
 との間にては伊毛と云ことは上古には無かりしなり。(古事記傳卷三)
 勢は兄にて凡ては夫婦兄弟の間のみならず女を妹と云如く凡て男を尊
 み親てよぶ稱なり。書紀に吾夫君此云阿我儼勢とありこれは此の一義
 に於て書る文字なり。夫君の字は那勢の凡ての意にはあらず。袁祁命
 は御兄を指て汝兄と詔ひ又御弟の須佐之男命をしも我那勢命と天照大
 御神は詔へり。萬葉十六に名兄乃君十四に奈勢乃古などもよめり。吾
 背又吾背子など云も同じ。(古事記傳卷六)

兄弟姉妹の間に於て男性より其姉並に妹を稱して同じく「いも」と云ひ女性
 よりも其兄並に弟を稱して同じく「せ」と云うたことは前述の如くであるが男
 が其兄並に弟を稱して年長者を「あに」兄といひ年少者を「おと」弟と云ふと同じ

あに、あれ、
おと

く、女が其姉並に妹を稱するときにも年長者を「あね」姉といひ年少者を「おと」妹
 と云うた。蓋し「あに」と「あね」とは同一語であつて兄弟姉妹の年長者を親しみ
 て云ふ語であり「おと」とは兄弟姉妹の年少者を親しみて云ふ語である。「おと」
 の語義に關しても本居宣長は「古事記傳」の中に次の如く述べて居る。

淤登は男女にわたりて云稱なり又もとはたゞ淤登と云へりしを淤登宇
 登と云は夫を袁宇登妹を伊毛宇登と云類にて宇登は皆人にて弟人大人
 妹人なり。かく人と添へて云は後のことぞ。(中略)古へは姉に對へて後
 に生れたるをば女をも弟と云て妹とはいはず記中の例皆然り心を着て
 見べし中昔まで然にぞありける。後に生れたる女子を妹と云は男兄に
 對へ云稱なり。姉に對へては弟とのみ云て妹と云ることなかりき。然
 るを後世には姉にむかへしも妹とのみ云て男ならでは弟とは云ぬこと
 となれるは姉妹と云るにめなれたるうつりにして皇國の古稱にたがへ
 り。(中略)實は中古までも古への如くにて姉に對へては弟とこそ云つれ、

古今集雜上、詞書に、妻の弟をもて侍りける人に云々、源氏物語花宴、卷に、朧月夜、君のことを、女御の御おとう、と、たちにこそあらめ、などある類にて、姉に對へて妹と云ことは無かりき。(古事記傳卷十六)

前述の兄弟姉妹の相互間の稱呼を表に作れば次の如くである。

男性より

女性より

兄を「アニ」 兄を「セ」

弟を「オト」 弟を「セ」

姉を「イモ」 姉を「アネ」

妹を「イモ」 妹を「オト」

然るに、ルイス、モルガンの記するところに據れば、「ハワイ」に於ける兄弟姉妹相互間の稱呼は、左の如きものであつて、前記本邦上古の兄弟姉妹間の稱呼と全然同様の用法である。

男性より

女性より

兄を「カイクアアナ」(Kaikūāna)

兄を「カイクナアナ」(Kaikūnāna)

弟を「カイクイナ」(Kaikaina)

弟を「カイクナアナ」(Kaikūnāna)

姉を「カイクワヒーナ」(Kaikūwāheena)

姉を「カイクアアナ」(Kaikūāna)

妹を「カイクワヒーナ」(Kaikūwāheena) 妹を「カイクイナ」(Kaikaina)

即ち男性より其の姉及び妹を稱するときは、同じく「カイクワヒーナ」(Kaikūwāheena)と云ふこと、宛も本邦に於て男性より其姉妹を同じく「イモ」と呼ぶが如く、又女性より其兄及び弟を稱するときは、同じく「カイクナアナ」(Kaikūnāna)と云ふこと、宛も本邦に於て女性より其兄弟を同じく「セ」と呼ぶが如く、又男性より其の兄を稱し、女性より其姉を稱するときは、共に「カイクアアナ」(Kaikūāna)と云ふこと、宛も本邦上古の「オト」妹を稱するときには、共に「カイクイナ」(Kaikaina)と云ふこと、宛も本邦上古の「オト」の如くであつて、其用法は全く本邦上古の兄弟姉妹間の稱呼と一致して居る。(Lewis H. Morgan, Ancient Society, p. 404.) 「モルガン」は「ハワイ」に於ける此の如き

「ハワイ」の稱呼法

兄弟姉妹間の關係は「ポリネシヤ」諸部族の多數のものに於て見らるゝ事實であつて (System of Consanguinity, pp. 525—573.) 此の如きは兄弟姉妹及び旁系の兄弟姉妹が一群となつて婚姻を爲したのに其起原を有するものであると説いて居る。(Ancient Society, p. 407.)

本邦の上古に於て男子が自己の妻を呼ぶと同一語を以て其姉妹を「イモ」と呼び、女子が自己の夫を呼ぶと同一語を以て其兄弟を「セ」と呼びたりし事實は、「モルガン」の考へた如く、兄弟姉妹の婚姻が久しい間一般的習俗として行はれた事を示すものではあるまいか。諾冉二神の御子なる天照大御神と素盞鳴尊とは御子生みの業を爲し給ひて、五男神三女神を生み給うたとの神話は、本邦太古に於ける兄弟姉妹婚姻の習俗を髣髴せしめる。然し乍ら、世代を重ね、文化が漸く上進するに及んで、近親相婚に對する思想が次第に變化し、同母兄弟姉妹の通婚は之を不倫乖徳として禁忌するに至つたことは、允恭天皇の時に、皇太子木梨、輕皇子が竊に同母妹の輕、大娘に通じたとき、輕、大娘を伊豫國に

兄弟姉妹婚の禁は後世の發達か

配流した有名な事實に依つても之を知ることが出来る。即ち「日本書紀」允恭紀二十四年の條に、

夏六月、御膳羹汁凝以作氷、天皇異之、卜其所由、卜者曰、有内亂、盖親親相姦乎、時有人曰、木梨輕太子姦同母妹輕大娘皇女、因以推問焉、辭既實也、太子是爲儲君、不得罪、則流輕大娘皇女於伊豫。

此の如く同母兄弟姉妹の婚姻は之を禁ずるに至つたが、然し異母兄弟姉妹の婚姻は、此後尙ほ久しく行はれたことは、史上の實例に依つて之を證する事が出来る。前にも述べた如く、敏達天皇は異母妹豐御食炊屋姫尊、推古天皇を皇后となし給ひ、用明天皇は異母妹穴穗部間人皇女を皇后となし給ひ、舒明天皇の御父押坂彥人大兄皇子は異母姉妹の糠手姫皇女及、小墾田皇女を娶り給うた如きは、有名なる事例であつて、此の事實は平安朝時代に入つてからも尙ほ存したことは後に記す如くである。

本邦の律令に於て「戸令」は完存するも「戸婚律」は他の多くの律篇と同じく殘

本邦の律令と支那律

唐律

闕して、今日に遺存するものは少許の逸文だけに過ぎない。而して、其中には親族間の婚姻に關する規定は見えないが、本邦律の母法となつた唐の「戸婚律」を見ると、同姓婚、外姻婚、近親婚に付て次の如く規定してある。

諸同姓爲婚者、各徒二年、總麻以上以姦論。若外姻有服屬、而尊卑共爲婚姻、及娶同母異父姊妹、若妻前夫之女者、亦各以姦論。(唐律疏議卷十四) 又「雜律」には、次の如く規定してある。

諸姦總麻以上親、及總麻以上之妻、若妻前夫之女、及同母異父姊妹者、徒三年、強者流三千里、折傷者絞、妾減一等。(唐律疏議卷二十六)

かく同母異父姉妹の婚姻は之を禁じたけれども、異母姉妹との婚姻は之を禁じて居らぬ。本邦の諸律は、多くは皆唐律の條規を其儘に繼受模倣したものであるが、前掲唐の「戸婚律」の規定に相當する本邦律の規定が遺存して居らぬ以上は、右の規定が繼受されたか否やは勿論確知し難いが、本邦從來の慣習より見るときは、唐律に於ける同姓婚禁止の規定は、本邦律に於ては勿論之を

異母兄弟姉妹の結婚

繼受しなかつたに相違なく、又近親婚に於て、同母姉妹との通婚は、本邦に於ては、既に夙くより之を禁忌したことであるから、之に關する禁止規定は、本邦律にも存在したかと考へられる。但し、異母姉妹との婚姻は、次に記す如く奈良朝以後に於ても尙ほ行はれたことであるから、之に付ては、本邦律も亦恐らくは唐律と同じく未だ之を禁止するには及ばなかつたものであらう。

異母兄弟姉妹の婚姻が平安朝時代に入りてより後も尙ほ行はれた事は、平城天皇は異母妹朝原内親王(御母は酒人内親王)及び大宅内親王(御母は橘島田丸の女常子)を納れて妃と爲し給ひ、又異母妹甘南美内親王(御母は藤原種繼の女東子)をも納れ給ひしこと、日本後紀及皇胤紹運錄に見え、又嵯峨天皇は異母妹高津内親王(御母は坂上苅田麻呂の女全子)を納れて妃と爲し給ひ、淳和天皇は異母妹高志内親王(御母は平城天皇の皇母と同じく藤原良繼の女乙牟漏)を納れ給うたことが、續日本後紀「皇胤紹運錄」等に見えて居るのに依つて之を知ることが出来る。

尙ほ同母兄弟姉妹の婚姻は、平安朝時代に入りてより後ちにも稀には行はれたものと見えて、桓武天皇は同母妹酒人内親王を納れて妃と爲し給ひ、宇多天皇の皇女均子内親王は同母兄敦慶親王に配し給うたことが「皇胤紹運録」に見えて居る。(但し「大日本史」の皇女列傳には、敦慶親王を以て均子内親王の異母兄としてある。)此記載が若し誤謬無いとすれば、此事實は既に久しく禁忌せられて居つた同母兄弟姉妹相婚の複生現象と謂はねばならぬ。是等の事例は、或は前に述べた君家の近親結婚と其趣旨を同じうする特例であるかも知れぬ。然し乍ら、大祓詞に據つて見るも、民間に於ても親子の性交は之を「タブー」としたが、兄弟姉妹の性交を「タブー」とした跡は見えぬ。

両性相避の「タブー」中、兄弟姉妹の相避に次いで最も顯著なるものは、姑と壻との間に於ける相避の習俗である。此「タブー」は文化最低級に在る民族中には最も廣く行はれるものであつて、殊に「オーストラリヤ」に於ては、土蠻全民族を通じて最も嚴重に行はれる普遍的習俗である。其他「メラネシヤ」、「ポリネ

シヤ」、「アフリカ」等に於ても廣く行はれて居る。例へば「オーストラリヤ」洲に於ける諸民族は、此習俗を表すべき特別の名稱(oo-ah, doo-ah, ngan-yerri, nganya, kenjir, dar-ar-buk 等)を有するの一事を以ても、如何に姑壻相避が普通であるかを推知するに足る。(Cameron, Some Tribes of New South Wales.—Journal of the Anthropol. Inst. XIV. 1885.)

姑壻間に於ける相避の「タブー」の發生原因は、他の両性相避の「タブー」の原因と同一であつて、而も特に其禁忌の嚴なる所以は、其違反より生ずる紛争は、單に親族間の協和を破り、家庭の平和を害するのみならず、直接に舅姑の間に於ける夫婦關係、姑と其娘との間に於ける母子關係、竝に壻と嫁との間に於ける夫婦關係を紊亂し、原始社會に於ける團體の基礎を危うすること最も大なるが爲めである。加之、姑と壻とは、妻を通じて最も親しみ易き間柄であるから、徳性未だ發達せざる民族に於ては、特に之を離隔して誘惑の途を杜絶するに非ざれば、動もすれば、醜關係に陥るの虞が有るが爲めに、殊に文化最低級の民族

「ラボック」
は之を掠奪
婚に歸す

間に嚴重に行はれるものである。

「ラボック」は姑壻相避の原因を掠奪婚に歸し、此習俗は妻の父母が我娘を奪ひ去つた者を恨み、之を敵視したるに起因し、掠奪婚既に廢せられ、其象徴たる儀禮のみ遺存するの時に至つても、父母の劇怒の象徴たる絶交状態は猶ほ繼續するものであると論じて居る。(Lord Avebury, *The Origin of Civilization and the Primitive Condition of Man*.) 然し乍ら、此説明の當らざることは「クロレー」氏が既に之を論じて居る如く、此習俗が掠奪婚の行はれざる民族中にも存するに依つて明らかである。(Crowley, *The Mystic Rose*, p. 405.)

姑壻相避の「タブー」は、觸接の「タブー」は勿論、觀視の「タブー」、談話の「タブー」、稱呼の「タブー」をも包含する。

(イ) 觸接の「タブー」

觸接の「タブー」は、一般に兩性相避に通ずる根本義とも稱すべきものであつて、他の三種の「タブー」は畢竟これが延長たるに過ぎぬ。故に苟も此習俗の存

種類

(イ) 觸接の
「タブー」

授受の禁

する民族に於ては、相互に其身體に觸れる事を嚴禁するのみならず、手より手へ物を渡し、又は食物を贈るが如き物の媒介に依る間接の觸接をも禁ずる民族が頗る多い。今其一二例を挙げれば、「オーストラリヤ」の「クローリン」族(Kulin)に於ては、壻が妻の父に獵の獲物其他の食物を贈つたとき、姑が若し共に之を食はんとするときは、先づ顔面特に口部を炭の粉又は汁にて黒く塗りたる後之を食ふべきものとする。若し此の如くせずして、壻の手に觸れたるものを食するときは「タブー」違犯の罰として白髪と爲るべしと信ずる。(Howitt, *Native Tribes of South-East Australia*, pp. 255, 257.) 又「アメリカ」の「オマハ」族(Omaha)、「インド」人「ダコタ」族(Dakota)に於ては、若し姑が壻に物を與へんとするときは、必ず其妻なる己の娘の手を経べきものとし、若し妻が不在なるときは、姑は其贈物を地上に置いて去り、決して直接に壻に手渡することは無い。此の如き相避の習俗は、最も嚴重に一般に行はれ、或は妻の祖母にまで及ぶものがある。「パウニ」族(Pawnee)の如きは、此相避俗を有せざるが爲めに、他族より「大馬鹿者」と呼ば

れて居るとの事である。(Frazer, op. cit. III. p. 109.)

姑と婿とは室を同じうせず、若し一方が偶然他の居室に入ることあるときは、他は布の類を以て面を蔽ふか、又は他の室に逃れ去るを例とする。(Ponkas, Navahoe, Apache, Bantu, Tinneh 等)又クウインスランド等に於ては、彼等が互に近寄ることさへ嚴禁し、南西ヴィクトリヤ地方の民族に於ては、婿は姑の家の約百歩以内に近づくべからざるものとし、(Dawson, Australian Aborigines, p. 40.) 甚しきに至つては、チェバラ族 (Chepara) の如く、婿の小屋の入口は、必ず姑の小屋の入口と反對の方面に造るべきものとし、若し隣家なるときは、其間に高い垣根を作り、且つ平素も隣に聞える程の大聲を發すべからざるものとし、又「ユーイン」族 (Yuin) の如く、婿は姑の居る方へ向ふことさへ禁ぜられ、己の影が姑に觸れるときは妻を離別すべしとするが如き、極端なる相避俗さへ有る。(Howitt, op. cit. p. 264 ff.)

(ロ) 觀視の「タブー」

(ロ) 觀視の「タブー」

接近の禁

生涯相見ず
途上相避く

姑と婿とは結婚の時より絶交し、互に其面を見るべからざるものとするは、姑婿相避の殆んど一般の通習である。(Dakota, Nariogo, Wagogo, Teton, Navahoe, Apache, Kulin, Ponkas, Baganda, Banyoro, Tinneh, Maidas, Wachandie, Amapondas, Matabele, Tanganyika, Aruwak, Kamilaroi, Solomon Island. 等) 故に、彼等は婚約成立の時より生涯相見ざるを常とし、或は途上にて行逢ふときは、其一方は林中に逃れ、物蔭に隠れ、後ろ向きに立ち、又は手袖、楯若くは布等を以て面を蔽ひて、他の行き過ぐるを待ち、又は姑に出逢ふ危険ある路を避けて、殊更に迂路を取るが如き風習は、極めて普通である。(Bantu, Banks Island. 等) 「ヴァンナラウ」島 (Vanua Lava) に於ては、砂濱に姑の足跡有るときは、婿は波が之を洗ひ消すまでは其濱邊を通らぬと云ふことである。又「バンツ」族 (Bantu) に於ては、草を頭の廻りに縛り附けて觀視を避けるの表徴とする。

「フレリザ」の記す所に依れば、或る歐人の宣教師が「アフリカ」の「ヘレロ」族 (Herero) 中に於て説教を爲て居つた所へ、一婦人が現はれたるに、一人の青年は

「見ぬ人」
「近づく可
らざる人」

驚いて地に身を投げ伏し、其友人は急いで獸皮を以て彼を覆ひ、青年は其婦人の立去るまで、暑さを忍び、全身に汗を流して、其儘に身を隠して居つたと云ふ。其婦人は青年と婚約有る女の母であつた。(Frazer, op. cit. IV. p. 303.) 此の如き觀視相避の「タブー」が一般に行はれる爲めに、「メキシコ」及「アリゾナ」の「ナヴァホー」(Navahoe)語では、姑を「ドイシニ」(doyshini)「見ぬ人」と云ひ、南「アフリカ」の「ヘレロ」族(Herero)に於ては、姑婿相避が最も嚴重に行はれる爲めに、姑婿共に「オムー、ヘネンヅー」(omu-henenduu)即ち「近づく可らざる人」と云ふ。「アフリカ」の「コンゴ」に於ては、若し婿が姑に途上に行逢ふも、身を隠すことを爲さざる時は、輿論は風紀紊亂の甚だしきものとして大に之を咎め、贖品として野牛一頭を出さしめ、之を姑に與へる。(Frazer, op. cit. II. p. 623.)

(ハ)談話の「タブー」
音聲の相避

姑と婿との間に於ては音聲の觸接をも相避すべきものとする。故に姑と婿とは言葉を交はすことを許されざること、亦姑婿相避の「タブー」の一要素

として廣く行はれる習俗である。若し談話の必要あるときは、妻又は第三者を介し、後ろ向きに立ち、物を隔て又は遠方よりすべきものとする。(Dakota, Bantu, Wagogo, Baganda, Banyoro, Tlingits, Haidas, Tinneh, Maidas, Molechus, Matabele, Caribs, Yanna Lava. 等)「トルレス」海峡(Torres Straits)の諸島に於ては、若し緊急已むを得ざる場合には、極めて低き聲にて話すべきものとする。中央「アフリカ」の「アカムバ」族(A-kamba)に於ては、姑婿交話の「タブー」は極めて嚴重に行はれ、若し夫が妻の母と途中で談話すること有るときは、妻は夫を捨てる風習が有る。故に若し彼等が談話する必要有るときは、婿は暗夜に姑の家に行き、壁を隔て、用談を爲すべきものとする。(Frazer, op. cit. II. p. 424.)

(ニ) 稱呼の「タブー」

他人の名を唱ふるは音聲を以て、其人に觸れるものである。故に身體觸接の「タブー」は、延いて避名の「タブー」と爲ることは前に諱に付て論じた通りである。姑と婿とは互に其名を言はず、若し必要有るときは其姓を云ひ、又は他の

(ニ) 稱呼の「タブー」
聲を以て觸接するを避く

語を以て之を指すべきものとする。(Dakota, Torres Straits, Manna Lava, New Hebrides, Bantu. 等)「ニュー・サウス・ウエールズ」の「ニャリゴ」族(Ngarigo)に於ては、姑は婿の名を聞くことをさへ忌避すべきものとし、若し他人が偶然其婿の名を言ふことあるときは、姑は遽しく指を耳の穴に入れて聴かぬ様にする云ふ。(Howitt, op. cit. p. 199.)

制裁
超自然罰
姑婿相避の「タブー」の違犯に對する制裁は、冥罰より現罰に移るの経過を明かに示すものである。前舉數種の「タブー」を犯したる者は、一般に超自然制裁を蒙るべしとするものであるが、之と同時に又は之に附加して、人定の制裁をも蒙るべしとするものも尠くない。例へば、冥罰としては觀視の「タブー」を犯した者は盲目と爲り、(Navahoe等)談話若くは稱呼の「タブー」を犯すときは齒が腐れ(Australia 等)其他白髪に成るべしとするもの、(Kulin 等)禿頭と爲るべしとするもの、(Australia 等)又は子無かるべしとするもの、(Yucatan 等)等が有る。然し乍ら之と同時に前に述べたる如く、若し夫が妻の母に途中に行逢ひ、立留つて

盲目、蝕齒、白髮、禿頭、無子等

人定罰

離別、追放、死刑等

話を爲すときは、妻は其夫を捨て、去ることを得るものとし、又は若し婿が姑の影に觸れたるときは、妻を離別すべきものとし、又は若し婿が姑と言葉を交はすときは、婿は其部落より遙に離れたる處に於て粗末なる小屋を作つて之に籠居し、姑と話したる罪の消滅せりとせらるゝまで之に留るべきものとし、又は死刑に處する種族さへある。(Kamilaroi 等) Hawitt, op. cit. p. 208.)

從兄弟姉妹の相婚は公認の境線
嚴禁、嫌忌、獎勵、強制、公認

從兄弟姉妹の相婚は近親性交認否の境線である。此種の結婚に付ては、時と所とに依り、其習俗極めて多様にして、或は之を近親婚の「タブー」として嚴禁するもの有り、或は之を公許するもの之を嫌忌するもの有り、或は最も適當なる配偶として之を獎勵するもの有り、或は從姉妹を娶るを從兄弟の權利若くは義務として之を強制するものあり、又或は單に之を一般結婚と同視して公認するものも有る。

禁止の理由

從兄弟姉妹の相婚を「タブー」として之を嚴禁し、或は之を嫌忌する理由は、敢て他の近親婚の「タブー」と異なること無く、却つて其中に就き最も輕きもので

公認の理由

血統保存

財産保存

婚價低廉

あつて、古來各民族の習俗若くは法律に於て、或は之を嚴禁し、或は之を公認し、其許否相半ばしたものである。

從兄弟姉妹の相婚を公認し、或は之を最も適當なる配偶として之を獎勵し、或は之を權利なりとし、若くは義務なりとして之を強要する理由は、民族に依つて多少の異同は有るが、祖先の血統を純潔に家に保存するが爲めとするものが最も多く、之に次ぐものは財産を血屬に保存するが爲めとするもの、様である。「ウェスターマーク」及「フレージャー」は共に從兄弟姉妹の相婚を重んずる原因を經濟的動機に歸し、父の姉妹の女又は母の兄弟の女を娶るの婚價が他人を娶るよりも低廉なるが爲めなりとする。(Westermarck, op. cit. II. 68 sq.; Frazer, Folklore in the Old Testament, II. 263 sq.) 然し乍ら其婚價の比較的低廉なるは、寧ろ之を權利とし若しくは義務とし若くは當然とするの結果と觀るべきものと思はれる。故に經濟的動機は其主因に非ずして、寧ろ從因に屬すべきものである。

從姉妹を娶る權利

古代の「アラビヤ」人は、我父の兄弟の女「ビンタム」(bint'am)を娶る權利を有した。此權利は親族權の一であつて、之に依つて血屬の縁を固め、財産を親族中に保存する爲めに存するものであると云ふ。回々教徒の諸民族中には、今も尙ほ往々從兄弟が「ビンタム」を娶る優先權を認めるものが有る。例へば「アラビヤ」の「ベドウィーン」族(Bedouins)に於ては、若し從兄弟の一人より、相當の婚價を提供して從姉妹の一人を娶らんことを請ふときは、其女の父は之を拒むこと能はず、且つ其婚價も他人の女を娶るよりも低廉である。從兄弟は必ずしも從姉妹を娶るの義務は無いが、若し從姉妹が他人に嫁かんとするときは、其父は必ず其女の從兄弟の承諾を得ることを要するものとする。(Robertson Smith, Kinship and Marriage in Early Arabia. pp. 82, 138, 164.; Wilken, Das Matriarchat bei den alten Arabern. S. 59.)

「マルヤ」の「チン」族(Chin)又は「Khyen」に於ては、兄弟の女と姉妹の男とは相婚の權利を有し、義務を負ふものとするが、若し其一方が結婚年齢に達するも、他方

が未だ其年齢に達せざるときは、之を待つ義務無く、他人と結婚することを
得るものとする。前記の義務に違反して他人と結婚する者は、罰金を拂はね
ばならぬ。「インド」の「アッサム」州の「ミキル」族 (Mikir) に於ては、往時は若し男子が
母方の従姉妹を娶らざるときは、母方の伯叔父は其甥を咎つことを得るもの
とした。又或場合に於ては、若し父母が其女を求婚権利者なる近親以外に嫁
せしむるときは、其級民籍(カスト)を褫奪される事が有る。(Westermarck, op. cit.
II. p. 73.)

交叉従兄弟姉妹の相婚を其一方の権利なりとし、又は之を一方若くは双方
の義務なりとして、之を強要することを得るものとする民族は頗る多い。茲
に其一二の範例を挙げれば、「セイロン」の「シンハレス」族 (Sinhalese) は「二兄弟又
は二姉妹の子の相婚は「タブー」として之を禁ずるも、女子の父の姉妹の男又は
女子の母の兄弟の男は、其従姉妹に對する求婚の優先権を有するものと爲し、
「ライジー」に於ても、父の兄弟の女又は母の姉妹の女を娶るを禁ずるも、男子は

求婚優先権

其出生の時より父の姉妹の女又は母の兄弟の女の豫定の夫と看做される。

(Thomson, Fijians, p. 183. sq.)

「バレスチオン」及「モロッコ」に於ては、若し従姉妹が他人に嫁く事有るときは、其
従兄弟は嫁入りの行列より彼女を奪ひ去ることを得るものとする。「モロッコ」
の「リーフ」人 (Rif) は、従姉妹の父が其女を従兄弟の承諾を経ずして他人に婚嫁
せしめたるが爲めに、甥に殺された例も屢々有ると云ふ。又「モロッコ」に於ては、
「アラビヤ」の如く、従兄弟が父の兄弟の子なる従姉妹を娶る場合に於ては、其婚
價は他人を娶る場合よりも少額なるを例とするも、若し女の父が其結婚を欲
せざるときは、故らに高價を請求して間接に之を拒斥するの手段とする事が
有る。此の如く、一方に於ては従兄弟の従姉妹を娶る優先権を認むると同時
に、従姉妹を娶るを従兄弟の徳義上の義務として、之を奨励し、従姉妹有るに拘
らず之を措いて他の女を娶るを不正なりとする。宗教上に於ては、従姉妹を
娶る者は、復活の日に神より罰を受くる事無しと云ひ、又夫は祖先を代表する

義務

者であるから、妻が夫を呪へば即ち祖先を呪ふものであり、夫に逆らふは即ち祖先に逆らふものであるとするが爲めに、從姉妹にして妻たる者は、其夫に對して極めて柔順であると云ふ。又、他人を娶る者は德利より水を呑むものであつて、姉妹を娶る者は茶碗より水を飲むものであると云ふ俗諺が有る。蓋し其性質を知らずして之を娶るの危険なると、其性質を熟知して之を娶るの安全なるとを譬へたものであらう。(Westermarck, op. cit. II. p. 68 sq.)

「インド」の回々教徒間に於ても、從兄弟姉妹の相婚は最も適當なるものとして之を奨励する。其理由は外族の血の混ざるを防ぐと、家産を血族に保存するとの二つにある。(Westermarck, op. cit. II. ch. XVIII.)

「マダガスカル」に於ては、兄弟の子なる從兄弟姉妹の相婚は、「ロヴァツイ、ミフィンドラ」(Lovatsi-mihindra, 「家産保留」の義)と稱し、最も適當なる配偶として之を奨励し、兄弟の子と姉妹の子との結婚は近親婚なれど除祓式を行へば之を許し、同母姉妹の子なる從兄弟姉妹の結婚は亂倫として之を嚴禁する。蓋し此是

奨励

認許可、禁止は母系親俗の結果であらう。南「アフリカ」の「バンツ」族(Bantu)中、内地の山に住む種族も、家産が異血統に移るを防がんが爲めに、父の兄弟の娘を娶るのを通例とする。其他交叉從兄弟姉妹婚即ち父の姉妹の女又は母の兄弟の女を娶る (crosscousin marriage) を最も適當なりとする慣習を有する民族は最も多い。例へば、印度に於ては南部地方に最も盛んに行はれ、其他各地方に於ても廣く行はれる。

從兄弟姉妹の相婚を惡事なりとする習俗には三種有つて、或は之を通常の「タブー」として之を忌み嫌ひ、其災厄を招くことを恐れて之を避くるものあり、或は其タブーは硬性のものに非ずして、祓の如き除災式を行ふことに依つて其惡結果を免るゝことを得べしとするものあり、又或は其祟りは獨り其犯人の之を受くるに止まらず、其親族又は曾族若くは其地方にも及ぶべきものとするが爲めに之を嚴禁し、其違犯に對して他働的制裁なる現罰を加へるものが有る。

三種の「タブー」

災厄を恐れて之を避るもの

前記三種の「タブー」中第一種は、從兄弟姉妹の相婚は災厄を招くべしとするも、其災厄は一身若くは一家に止まり、且つ其制裁は自働的なるを以て、其行はるゝと否とは主觀的信念に依つて定まること、宛も本邦に於て丙午生れの女を娶ることを嫌ふ迷信の如く、單純なる避婚の習俗たるに止まり、他働的制裁に依る強制力を有するものではない。然し乍ら、此種類の「タブー」は、高文化の社會にも猶ほ往々遺存して相應に效力を有するものであるから、況して低文化社會には、從兄弟姉妹婚に限らず、各種の婚姻に付て存し、事實上其效力に於ても敢て他働的制裁に依る強制力有るものに譲らぬものがある。

從兄弟姉妹婚禁止の第二種は、除災式の舉行に依つて之を解除し得べものである。例へば「ダイヤック」族は、從兄弟姉妹の相婚は、其祟として禍災を全族に及ぼすべきものとして之を嚴禁するも、若し其結婚希望者が「ベルガプート」(Bergaput)と稱する災厄祓除の式を行ふときは、其結婚を許すものとする。「ベルガプート」の祓除式は、先づ其結婚せんとする男女が河邊に赴き、小さい瓶に

除災式を要するもの

装身具を入れて、之を水に流し、又は庖刀と皿とを水に投げ入れ、次に贊として豚を屠り、血を搾り取つて、其屍を水に投げ入れたる後、參列者は兩人を河中に突き落とし、襖を爲して身を淨めしめ、終りに兩人は右の豚の血を盛りたる竹筒を携へて部落内を巡回し、其血を灌いで地を清め、然る後、始めて婚姻の式を行ふことを得るものとする。若し從兄弟姉妹が此祓除式を行はずして結婚するときは、米穀登らず全族饑饉に陥るものと信ずる。(Frazer, Psyche's Task, p. 34.)

中央「セレベス」(Central Celebes)の「トモリ」族(Tomori)は前に述べたる如く、近親婚を嫌忌すること甚だしく、其犯人を絞殺するも、伯叔父と女姪とは豫め祓除式を行ふことに依つて結婚することを得るものとする。祓除式は其男女の上衣を銅盤に載せ、之に生贄の山羊又は鶏の血を灌ぎて河水に流し、之に依つて災厄を攘ふものとする。(Frazer, Psyche's Task, p. 37.)

從兄弟姉妹婚を最も重大なる「タブー」として之を嚴禁するものも頗る多い。

嚴禁するもの

英領東アフリカの「ナンディ」族(Nandi)は、從兄弟姉妹婚其他の近親婚を嫌ふこと甚しく、若し之を犯す者有るときは、群衆は、其家を包圍して犯人を引出し、婦人は老若を問はず皆な裸體と爲して之を袋叩にし、彼の家は破壊され、彼の農作物は荒され、彼の家畜は沒收される。(Frazer, *Psyche's Task*, p. 43.)

「ホッテントツ」人も從兄弟姉妹及再從兄弟姉妹の相婚を嚴禁し、其違反者は棍棒を以て撲殺する。此制裁法は同人種間に古來極めて嚴重に行はれ、尊卑、貧富、親疎を論ぜず、其判決有るや否や直ちに執行せられると云ふ。(Peter Kolben, *The Present State of the Cape of Good Hope*, i. 159.) 蓋し此の如き慘酷なる刑罰の行はれた所以は、破倫の性交は其祟として災厄を全族に及ぼすものとの迷信が有つたが爲めである。

「アフリカ」の「ヘロ」族(Herero)に於ても、二兄弟、二姉妹の子の相婚を嚴禁する。(Bensen, *Das Recht der Herero*, *Zeitschr. f. vergl. Rechtswiss.* xiv. 300.; Dannert, *Zum Recht der Herero*, pp. 33, 37.)

「アフリカ」の東南地方の諸民族は、從兄弟姉妹の相婚に付て、沿海地方と内地と其俗を異にし、沿海地方に於ては、男子は從姉妹、再從姉妹等總て姉妹級の女子を單に姉妹と總稱して、其保護者たるものとし、之と性交又は結婚するを大悪事として之を嚴禁し、之を犯す者は、往時は男子は之を死刑に處し、今は重き贖品を出さしめ、女子は贄を献供して淨罪式を行ふに非ざれば、自己及子は必ず冥罰を蒙るべしと信ずる。内地の諸民族は之に反し、家族の財産を保存する爲めに父の兄弟の女を娶るを通常とするを以て、沿海の諸民族は此習俗を醜陋なりとし、其結婚者を犬の夫婦なりと詈り、内地に狂者、痴者の多きは其祟りなりと稱して居る。(Frazer, *op. cit.* II. p. 383.)

前記第三種の「タブー」中、他働的制裁が一定の人若くは一定の團體其他の社會的機關に依つて行はれ、而も其人若くは其團體等の權力が公權化するときは、其「タブー」の規範も漸く移化して、法性を享受するに至ること、敢て他の「タブー」に異なること無きものである。

他働的制裁
の法性享受

姦通の「タブー」

婚姻は適法性関係である。性関係をして貞純ならしめ、婚姻なる社會的、法律的制度を確立するに至らしめたるものは姦通の「タブー」である。姦通の「タブー」は兩性相避に關する禁忌中、最も重要なものであつて、是れ無くば婚姻は存在せず、是れ無くば社會は成立せぬと云ふことも出来る。戀愛の對象を獨占せんと欲するは人の常情であつて、若し此愛物獨占の状態を破る者あらば、嫉妬の炎は忽ちにして燃え、之が爲めに一家の平和を害するのみならず、原始團體を結束する血統關係の源泉を濁らせ、延いては社會の基礎を危うするに至ることあるを以て、少くとも妻の私通を嚴禁する習俗の存するに非ざれば、社會の發展を期することは出来ぬ。故に少しく發展の途に上つた原始的社會に於ては、姦通を「タブー」として、之を犯す者は冥罰を蒙るべきものとする。彼の謂はゆる兩性混交状態 (promiscuity) 團體婚 (group marriage) の如きは、之に依つて社會の基礎たる一 가족 を作る事が出来ぬものであるから、到底一般習俗として永く遺存することの出来ぬものである。(Westermarck, History

「ダーウイン」の説

of Human Marriage, ch. IX.) 「インド」の「トーダー」族 (Toda) の如く、姦通を不徳とせざるのみならず、妻と他人との性交を認容するに吝なる者は死して直ちに天國に昇ることを得ず、一旦地獄に墜ちて淨罪したる後、極樂の地に赴き、兩脚の摩り切れるまで歩きたる後、天主より兩足を授かるに非ざれば、此世に生るゝことを得ずとするが如きは、蓋し女子の少かりしが如き其民族に特殊なる原因が有つて生じたる異習である。(Rivers, The Todas, pp. 397—400, 529. ff.) 「ダーウイン」は、四足動物の多くは、性交の競敵と戦うて此を專占すべき特別の武器を具有するものであつて、嫉妬は高等動物の通性であるから、人類も其原始時代より、一男は一女に配するを常とし、強き者に限つて數人の女子を占有し、男子は各自熱心に他の男子の之を奪ふことに對して警戒防禦したものである。故に女子の貞操たる徳義も、男子の嫉妬心に依つて養成せられたるものであると云うて居る。(Darwin, Descent of Man, ii. 394 ff.)

婚姻關係の不可侵は、前述の如き性的本能より生じたものであつて、而も家

婚姻の不可
侵は嫉妬の
本能より生
じたる姦通
の「タブー」
に依つて維
持せらる

族及社會の存立の基礎とも稱すべきものであるから、文化低級の社會に於ては、姦通の「タブー」の信念に依つて維持せられ、文化中級以上の社會に於ては、宗教の禁戒、道德の教旨及社會の慣行に依つて維持せられ、最後に法律の力に依つて制裁せられるものであるが、姦通は男女の正當なる性交關係を直接に侵害し、甚しく嫉妬の情を刺戟して社會の平和を破るの結果は、知能低き蠻人と雖も夙に其害を知ることを得るを以て、「タブー」違反に對する制裁は、冥罰のみならずして、同時に人爲罰をも加ふるものが少くない。故に、此の如く社會に及ぼす公害の明らかなるものは、「タブー」の超自然的制裁より法律の人爲的制裁に移ることが最も速かなるものである。

「タブー」よ
り犯罪へ
一身の私事

姦通は原始社會に於ては「タブー」であり、文化社會に於ては犯罪である。姦通は甚しく夫の嫉妬心を刺戟するものであるから、其始に於ては一身の私事にして、被害者たる夫の姦夫に對する復讐に止まるものであるが、一方に於ては、同社會員が自己の場合に引き較べて、其行爲を惡み、被害者なる夫の怒に同

社會の公事

婚姻發達の
四期

姦通の「タ
ブー」違反
に對する冥
罰
姦通者又は
子に對する
災

情するのみならず、族人も復讐の義務を負ふに至り、他方に於ては、姦通の「タブー」違反より生ずる冥罰が、同民族及同地方に及ぶものとするに至つては、最早一身の私事に非ずして社會の公事である。故に社會は其冥罰の有無に拘らず、直接に其匪行に對して報復を爲すに至る。

此の如くなるを以て、婚姻の不可侵性の發達は、之を四期に分つことが出来る。其第一期は個人報復時代、其第二期は「タブー」の冥罰時代、其第三期は社會の懲罰時代、其第四期は國家の刑罰時代である。

「コンゴ」の「バムバラ」族(Bambara)は、姦通者の生兒は必ず死するものと信じ、東南「アメリカ」の「トンガ」族(Tonga)は難産は姦通の結果であると信ずる。又妻の姦通は、其夫と姦夫との間に神祕的因縁を生じ、其一方が病むときは他も亦病み、一方が死するときは他も亦死すると云ふが如き迷信が、前記「トンガ」族「チリー」の「アラウカニヤン」族(Araucanian)等に存する。(Westermarck, op. cit. p. 315.) 中央「アメリカ」の「バガンダ」族(Baganda)に於ては、若し子の分娩後、命名前に於て、

其父又は母が姦通を爲すときは、薬人に乞うて祓災式を行ふに非ざれば、其子は必ず夭死すべきものとし、又妊娠中の妻が他人と姦通するとき、姦婦は産褥に悶死するか、然らざれば發狂して生兒を殺し、之を啖はんとするものであるとの迷信を有する。故に若し妻が産褥に死する事あるときは、之を以て妻の不貞の確證なりとし、不幸なる夫は其妻を喪ふのみならず、妻の生前に於ける不取締と想像せらるゝ罪科の爲めに、親族より過料を徴せらるゝの冤辱を受ける。

妻に不貞行爲あるときは、其夫は狩獵に於て不運にして、常に不獵なるか、又時としては猛獸毒蛇等の爲めに負傷し、若くは喰殺される事ありとの信念も、亦廣く蠻民間に行はれる。東「アメリカ」の「ワゴゴ」(Wagogo) 其他の種族、南米「ボダイリウイヤ」の「モクスス、インディアン」(Moxos Indian)、「アリュエーシヤ」の臘虎獵者の如きは、此迷信を有する民族中最も顯著なるものであつて、是等の民族は、若し偶々非常に不獵なる事あるか、又は出獵中に負傷し、或は斷崖より墜落し、或は漁

不獵

戦死、戦傷

疾病

悪疫、獸害

舟の顛覆する等の事ある時は、之を妻の不貞行爲の祟なりとし、夫は激怒と猜疑とを家に齎して無辜の妻を呵責し、屢々流血の慘又は破鏡の悲を見るに至ることがあると云ふ。「マダガスカル」に於ては、婦人の徳操は一般に極めて低きに拘らず、戦時夫の出征中其妻に不貞行爲有るときは、夫は戦死するか又は負傷すべしとの迷信有るが爲めに、妻は嚴に其行爲を慎むと云ふ。「ゾール」人は、不貞の妻が豫め或る藥草を食せずして夫の器具に觸れるときは、夫は突然咳嗽の發作を起し、窒息して死すると云ひ、又姦通者が其姦婦の夫又は其姦夫の妻の病床を見舞ふときは、病人は必ず冷汗を流して悶死するとの迷信を有する。「セレベス」の東方なる「バンガイ」群島に於ては、地震を島民の不正戀愛の祟であると信じて、姦通を戒めるとの事である。(Fraser, op. cit. IV.)

姦通の「タブー」違反の祟として、疫病流行し、又は猛獸、毒蛇等の害を蒙るものとする蠻族も頗る多い。例へば「インド」の「ラジマハリ」族 (Rajimahali) は、其族人中に隠れたる姦通者が有つて、未だ淨罪せられざるときは、族人間に悪病流行

し、又は虎其他の猛獸の害が有るものと信ずる。故に若し是等の災害が有るときは、彼等は之を神の怒に歸し、神占に依つて犯人を發見し、淨罪を爲さしめる。此場合に於て、若し姦通者が恐怖の念に驅られ、其罪を白狀するとき、族人は姦夫をして贖罪品として豚一頭を出さしめ、之を殺して其血を姦夫姦婦に灌ぎ、其罪を洗祓し、之に依つて族人の災を除くものとする。「スマトラ」の「バタ」族(Bata)、安南の土蠻「オーラングライ」族(Orang stai)も、姦通は鰐魚、虎、其他の猛獸の害を招くものと信ずる。

饑饉

姦通の「タブー」違反の冥罰として生ずる災害中、最も普通なるものは饑饉である。多くの民族は、姦通の汚行は其種族又は其土地を穢し、其祟として旱魃、霖雨、暴風、蟲害等が有り、之が爲めに五穀登らず、饑饉至るものと信ずる。饑饉は食糧を絶つて社會存在の基礎を脅威するものであるから、若し是等の災害有るときは、族人は大に恐れて、彼等の中に犯姦者有りとし、卜占、禱審、其他の方法を以て、其犯人を捜査檢出し、或は献供して神の怒を鎮め、或は修祓して災を

除き、又或は招害者を懲罰して恨を晴らす等の事有るを常とする。例へば、緬甸の「カーレン」族(Karen)は、旱魃又は霖雨の爲めに饑饉有るときは、之を天神地祇が族人中に姦通有るを怒つて災を降すものなりとし、族人は神の怒を鎮めんが爲めに、生贄を献供し、又姦夫姦婦をして贖罪品として豚一頭を買ひ、之を殺して地味回復の祈禱を爲さしめる。地味回復の祈禱は、姦夫姦婦各右の豚の一足を取つて地に溝を掘り、之に豚の血を流し込み、兩手を以て搔き乍ら謝罪及地味回復の禱詞を唱へるを式とする。

「ボルネオ」の「バハウ」族(Bahau)は、族人中に姦通者有るときは、神罰に依つて五穀登らず、全族饑饉の災厄を蒙るべしと信ずるから、族人中に姦通者あることを知るときは、宛も文明社會に於て傳染病の發生したる場合に於けるが如く、其汚行者を族人より離隔して、其災厄の無辜の族人に及ぶを避けんが爲めに、姦夫姦婦を其財産と共に河流の中洲の如き孤立の地に置き、巫女は豚と鶏とを殺し、其血を汚行者の財産に塗りて之を淨むるの禱式を爲すこと、宛も石炭

酸を撒布して消毒を爲すが如く、然る後ち、姦夫姦婦に鶏卵十六個を與へ、兩人を筏に乗せて流し、若し此汚行者が水に投じて岸に上らんとするときは、蘭草の如きものを槍に擬して之に抛つを式とする。是れは、往時姦通者を溺刑に處し、岸に上りて逃れんとするを撃退した遺習であると云ふ。中央「アフリカ」の「バガンダ」族(Baganda)は、姦通の神罰の全族に及ぶを恐れ、姦通の嫌疑ある者は、之を厳しき拷問に付し、若し有罪なりと信ずるときは、姦通者を死に處する。又海邊の「ダイヤク」族(Dyak)も、姦通者の踏みたる地は汚れ、之が爲めに淫雨降り、穀草腐るものと信ずる。故に、若し霖雨降り續き農作物に被害有るときは、之を「ペタラ」神(Petara)が族人中に姦淫の行爲有るを罰するものなりとし、長老は姦通者及親屬相姦者を捜査検出して之を罰し、豚の血を以て土地を淨め、神の怒を鎮めて日和乞を爲すを例とする。其他印度の「アサーム」を始めとし、世界各地の蠻民にして、姦通の「タブー」違反は農作物に害を及ぼすものであると迷信する者は極めて多し。(Frazer, Psycho's Task, IV.)

冥罰の種類
と制裁の人
爲化

姦通の「タブー」違反より生ずる災害は、前述の如く、無子、難産、生兒の死亡等の如く、一身若くは一家に止まるものであるか、又は旱魃、霖雨、饑饉、疫病、地震、火山爆發、猛獸、毒蛇の害等の如く、同民族、同地方にまで及ぶものであるかに依つて、之に對する人爲制裁の發生に遲速の有るは自然の勢である。

災害が一身一家に止まるものは、社會の同情を俟つて後ち始めて人爲制裁有るに至るものであるが、災害が同民族、同地方に及ぶものは、社會が其社會員の行爲の爲めに直接に禍害を蒙るものであるから、社會は直ちに其招害者に對して報復し、或は同時に神、靈鬼等に對して犠牲を供して贖罪し、又は其穢れに對して除災の淨祓を行ふものである。而して、其社會的制裁は、後ちに公權力の發達するに従つて刑罰と爲るものである。

現時高級文化の社會に於ても「タブー」の猶ほ習俗として最も多く遺存するものは婚姻及葬祭に關する禁忌である。「タブー」は素と其違反より生ずる災厄を恐れる信念に起因したものであるから、婚姻、葬祭の如き人生の禍福に關

婚姻に關する「タブー」の法律化

すること最も大なる事柄に付ても、動もすれば種々の迷信を生じ、無知の民衆間に傳播して、竟に一般習俗を成し、識者にして其愚を嗤ふ者と雖も、之に遵ふことを餘儀無くせられるに至るものである。例へば、我邦に於ても、丙午の干支に當る年に生れたる女を娶るを忌み、四目十目と云ふが如く結婚者の年齢の或る差異を忌み、申の日に結婚するを忌み、其他「干支」、「年廻り」、「方角」、「日取り」等に關し、種々の禁忌が尙ほ俗間に行はれて居るが、是等は單に習俗として遺存するに過ぎぬものである。然るに、婚姻に關する「タブー」中、姦通の如く婚姻の根本を破壊し、又は近親婚の如く、性争の爲めに共同生活の基礎を危くするもの、其他社會に重大なる實害顯著なりとせられるものは、超自然的制裁以外に公權制裁を附加せられるに至り、之に依つて法律化するに至つたものである。

第四章 「タブー」と財産權

生存資料專
占の保障

人類は外物を以て其生存の資料と爲すものである。衣食住の如き生活の必要物より、裝飾、玩弄物の如き贅澤品に至るまで、皆外物を採取して自己の需要若くは嗜好に充當するものである。故に、其文化程級の如何を問はず、自己の欲求を満足すべき外物を採取占有し、其目的に従うて直ちに之を消費し、又は之を保管せんとするは、人類生存作用の一大現象である。然し乍ら、文化低級の社會に於ては、所有の事實有つて未だ所有の權利無く、其所有物の占有は自己の實力と不斷の注意とに依つてのみ持續せられ、自己より強力なる者よりは之を略奪せられ、自己より黠智ある者よりは之を騙取せられ、又時としては、自己より劣弱なる者よりも竊取せられる等の事が有るから、外物利用の保障は未だ一も存して居らぬ。此の如き原始時代に在つては、鬭争熄むこと無く、飢餓亦屢々至り、各人は不安の状態に置かれたから、人類は未だ文化の途に

我有、他有の觀念

「タプー」は我有、他有不可侵の保障

「ニュー、ジラランド」

物的「タプ

上ることが出来ぬ。然し乍ら若し此の如き粗野なる社會に於て、一種の超越的勢力が存在して、各人をして互に他の分を侵さしめず、尋いで我有、他有 (mine and thine) の觀念を生ずるに至るときは、其勢力は即ち人類進化に一大徑路を開くものであつて、人類の物質的、知識的進歩は、此時より頓に其速度を加ふるに至るものである。而して、多數の原始的社會に於て、此自他專有不可侵の觀念を生ぜしめる超越的勢力は即ち「タプー」である。換言すれば、自我專有專用の事實が、後ちに至つて社會の公權力に依つて保護せられ、法律に依つて其不可侵性を保障せらるゝに至つた一大原因は「タプー」の信念である。

「ニュー、ジラランド」に於ては、所有物專用の保障は殆んど悉く「タプー」に依らざるもの無き有様であるから、多年同島に居住して最も其民俗に精通せしと稱せられた一著者は、人的「タプー」は元と財産保護の目的の爲めに起つたものであると論じて居る。(Old New Zealand, by a Pakeha Maori, pp. 94—97.)

「タプー」は、人が或物に觸れるときは、殃災忽ちに至り、或は疾病を得、或は生命

「」は財産權の起原

財産權の原因たる「タプー」の二大別
從屬の「タプー」

を喪ひ、其他種々の冥罰を蒙るべきものとするが故に、一方に於ては物に不可侵性を賦與して其物と他人との間を離隔し、他方に於ては其物と其所持者との關係を固くし、之が爲めに自他の所有を尊重するの慣習を生じ、其慣習は竟に法律上の權利を生ずるに至つたものである。

物的「タプー」にして財産權の原因と爲るものは、物の從屬關係に依つて生ずるものと、設定に依つて生ずるものとの二大別が有る。

從屬關係より生ずる物的「タプー」は、主として人的「タプー」の延長性、若くは感染性より生ずるものである。例へば、國王、會長、僧侶等の如き人的「タプー」を固有する者の所持若くは使用する物は、其住居、衣服、器具、兵器、食料、奴隸、其他何物たるを問はず、他人の之に觸れ又は之を觀ることをさへ禁忌し、若し之に觸れ又は之を觀るときは、人罰を待たずして冥罰立どころに到り、或は身體痺れ、竦み、或は眼昏む等の事が有るものと信ずるが故に、其物を以て其所持者若くは使用者同様、神聖にして犯す可らざるものと爲すに至る。然し乍ら、

若し之を犯す者有るときは、縦令ひ其者が迷信の恐怖に打たれて自發的に超自然罰を招く事有るも、國王等は必ず之を捨置かずして懲罰に處するものであるから、後ちには冥罰、現罰並びに行はれ、竟に法律の制裁を附して其不可侵性を保障するに至るものである。

「ポリネシヤ」群島

「ポリネシヤ」群島の土人の信念に依れば、人の所有物が一たび「タプー」されるときは、其所有者以外の者は之に近づき、又は之に觸るゝ能はざる神祕的威力を具ふるものと爲る。故に「ニュー・ジールランド」に於ては、家屋衣服を始め如何なる貴重品と雖も「タプー」の標示に依つて安全に其專有を保障し得べく、例へば獨木船を作る爲めに林中の樹木を用ひんとするときは、其幹に一束の草を結び附け置けば、何人も之を伐採する者無く、又旅行せんとするときは、麻絲を結んで注連繩の如きものを作り、之を戸口に掛置くときは、其家は忽ち不侵界と爲り、何年間留守と爲し置くも安全であるが如きものである。斯の如き物的「タプー」は人的「タプー」の結果であつて、國王、會長、僧侶、其他の貴人の身體が、神聖に

物的「タプー」は人的「タプー」の延長

「ニュー・ジールランド」

して「タプー」性を固有するものなるが爲めに、其禁諱性が其居所、什器、其他の所有物に延及し、又は是等の人は自己の身體が「タプー」性なるを以て、觸接等の方法に依り特に物の上に「タプー」を設定する權利をも有するに至つたものである。例へば「ニュー・ジールランド」に於ては、獨り國王、會長のみならず、小會長、戰士、其他の「ランガチラ」(rangatira、紳士)は、各其地位の尊卑に従つて多少の「タプー」性を固有するものとせられ、其身體の「タプー」性は、衣服、兵器、日用品、其他一切の動産にして之に觸れるものに感染して、之を禁諱物と爲し、他人が之に觸れ、之を毀損し、又は之を盗むときは、忽ち冥罰を蒙つて疾病、其他恐るべき災に罹るものとする。而して、是等の物件は、原始社會に於ては、鐵器の刃物が無い爲めに、單簡なものでも、之を作るに多大の勞力と日子とを要し、従つて其數も極めて少く、其貴重なること殆んど文明人の想像すること能はざるものであつたから、其專有に關する「タプー」の保護の有益であつたことは、素より言を俟たぬ。物の上に「タプー」を設定するは、宛も先占に因りて所有權を取得するが如き

設定の「タプー」

設定の三方
法
宣言、標示、
觸接

ものであつて、之に依つて其物は自己の専有に歸し、苟も他人の之を侵すことを許さざるに至るものである。而して、其設定方法に宣言、標示、觸接の三種が有る。例へば國王、會長、僧侶、貴族等にして「タプ」設定の特権を有する者が、自己の専有に歸せしめんとする物を「タプ」なりと宣言し、又は之に標符を附し、或は之に觸接し、之に依つて其物に禁諱性を賦與することを得るものである。若し他人が其物を盗み去り、又は其物を毀損し、又は其物に觸れ、若くは之を觀る等の事あるときは、其侵犯者は忽ち神罰に依つて死亡し、又は惡疾を得、盲目と爲る等の災害を受くべきものであるとの信念が一般に存在する爲めに、之に對する恐怖の念は、水火刀鋸の刑を畏るゝより甚しく、隨つて其物に關する占有、使用、收益の保障は、其實效に於て、敢て開明諸國の法律に於ける所有權の保護に劣るものでは無かつたのである。然るに「タプ」設定者は「タプ」侵犯者が直接に己の利益を攻撃したるを觀て怒に耐へず、往々神明の冥罰を待たずして自ら報復的制裁を加へんとし、或は捕へて之を笞うち、或は之を殺す等

宗教的制裁
より法律的
制裁に移る
端緒

土地所有權
と「タプ」

の事が有る。「ニュー、ジールランド」の「マオリ」人(Maoris)間に於ては「タプ」侵犯者は神罰を蒙るのみならず、或は笞うたれ、或は殺戮せられ、其所有品は隣人の自由掠奪に委せる等の事が有る。是れは蓋し「タプ」侵犯の行爲は、神人共に惡む所であつて、侵犯者は全然其社會の權力者の保護を失ひ、謂はゆる法外人(Out-laws)に等しき者と看做されるに因るものであつて、宗教的制裁が之に依つて、法律的制裁に移るの端緒である。

「マルクエーサス」群島(Marquesas Islands)に於ても「タプ」は土地所有權を生ずる原因と爲つた。同島に於ては「タプ」は神意であつて、僧侶に啓示さるゝものであるとする爲めに、僧侶は之れを利用して土地の上に「タプ」を設定し、之を以て自家の世襲不可侵の財産と爲した。其結果「タプ」は地主階級の貴族を作り、僧侶以外の人民は、漁業其の他の勞働に依つて生活を爲すに至つた。

(Frazer, Psyche's Task. pp. 18—20.)

標示に依つて「タプ」を設定し、之を物件専有の保障と爲すの習俗は、低級文

「サモア」に於ける五種の「タブー」

毒魚の「タブー」

白鯨の「タブー」

横木の「タブー」

潰瘍の「タブー」

化の民俗間に最も廣く行はれる所であるから、一々之を證示するの煩に堪へぬが、サモア群島に行はれる習俗の如きは、其最も顯著なるもの、一である。「ターナー」の「サモア誌」に據れば、「サモア」人の中に行れる「タブー」中最も著しいものは五種有るが、いづれも皆な標示に依つて之を設定するものである。其一は「毒魚のタブー」であつて、「パン」果を保護せんが爲めに、椰子の葉にて毒魚の形を作り、之を「パン」の樹に吊して、其樹の禁諱物たるを標示するものである。此禁諱を犯して其果實を盗む者は、海に入るときに、必ず毒魚に刺されて死ぬるものと信ぜられて居る。其二是「白鯨のタブー」と稱するものであつて、椰子の葉を以て作つた白鯨の模形を樹に懸け、其果實を盗む者は、鯨の餌食と爲るべきを警示したものである。其三是「横木のタブー」であつて、果樹の幹に横木を懸け、其果實を盗む者は、身體を貫通すべき悪瘡を發して死すべきものとする。其四は「潰瘍のタブー」であつて、貝殻を地に埋め、其上に蘆を束ねて作つた人の首の如きものを立て置いて、禁諱の標と爲すものである。此の如き標示ある

雷の「タブー」

地より物を盗む者は、滿身に腫物を發すべきものとする。「サモア」人中には上記の如き迷信が有るから、此禁諱地より物を盗んだ者に、偶々後日に至り身體中に一小腫物を生ずるときは、忽ち恐怖の念に襲はれ、「タブー」設定者に其罪を自白して、禁諱の祓除を哀請し、設定者が若し之を赦さうとするときには、之に藥草を與へて、赦免の證票と爲すのである。其五是「雷のタブー」であつて、椰子の葉を以て作つた方形の筵に、白布の吹流しを附したるものを樹に懸けるのを以て式とする。其樹に觸れる者自身、又は其子女は、冥罰に依り、雷に打たれて震死すべきものと信ぜられる。(G. Turner, Samoa. pp. 185—188.) 是等の「タブー」標示は、恰も本邦に於て盗賊除の御守札を門戸に貼附し、或は案山子を稻田に立てると、略ぼ其趣を同じうし、而も其效力は遙に之に優るのである。但文化低級の人民間に在つては、本邦現時に於て盗賊に信仰心無く、雀鴉が弓矢を恐れない爲めに、之に依つて貨財、穀物を防護するに足らないのとは、異なつて、全民が迷信に支配せられ、惡人と雖も迷信の心繩に縛られて居る爲めに、彼

「マレー」群島

等の冥罰に對する恐怖は、刀鋸の威嚇よりも遙に優るものが有るのである。「マレー」群島に於ても「タプー」の標示に依つて果樹等を保護するの習俗は一般に行はれて居る。例へば「チモール」島 (Timor) に於ては「タプー」(pamali, pomali, Penali) 又は Poso, Potu, bososo.) の印として椰子の葉を果樹園、菜園等に立てるときは、其土地は禁諱物と爲り、盜人は冥罰を恐れて其内に足を踏入れる事が無いと云ひ、「アムボイナ」島 (Amboyna) に於ては、白き十字形に畫いた壺を果樹の枝に懸けるときは、其實を盗み食ふ者は癩病と爲るものとし、又樹の下に鼠の形をしたものを置くときは、其樹は禁諱物と爲り、之を犯す者の鼻及耳に、恰も鼠に咬まれたる如き痕跡を現はすものとする。「セーラム」島 (Ceram) に於ては、豚の顎骨を果樹の枝に懸け置くのを「タプー」設定の方法とし、其違反者は野猪の爲めに引裂かるべきものとし、又鱈魚の形を標示して設定するときは、其違反者は鱈魚に食はれ、蛇の形を標示したるときは、其違反者は毒蛇に咬まれるものとし、猫の形の標示は、盜意を以て其樹に近づく者の胃臓に恰も猫に抓き

「マダガスカール」

「ジェンネップ」の研究

物の利用は事實關係

裂かれる如き激痛を與へ、燕の形の標示は、盜人に恰も燕に其眼を突かれるが如き痛感を與へると云ひ、其他之に類する「タプー」設定方法に依つて、果樹其他の物を保護する例が極めて多し。(Frazer, *Psyche's Task*. pp. 24—25.)

「マダガスカール」に於ける「タプー」に關しては「ジェンネップ」氏の研究を以て最も詳密なるものとする。同氏は、一般に財産權の起原を論じて、財産は其原始に於ては凡て宗教的なるものである。随つて財産保護の方法も、其原始に於ては宗教的なるものであつて、「タプー」の標示は即ち所有權の標示であると説いて居る。(Genep, *Tabou et Totémisme à Madagascar*. p. 184.) 同島に於ては、外物所有に神聖なる性質を賦與するには、必ず有形の標示を爲すべきものとし、之に依つて其物は始めて不可侵の性質を享けるものだとする。換言すれば、同島に於ては、總て物の利用は事實上の關係であつて、人は自己の智力と腕力とに依つて外物を保有するに過ぎぬものとし、點智又は腕力の他人より優つた者は、恣に他人の保有物を掠奪して、己れ其智勇に誇るとも人は敢へて之を怪

盗罪存せず

まない。故に同島に於ては、未だ社會に盗罪なるものが存在せず、只被害者の報復あるのみである。斯の如き社會に於ては、文化社會に於ける所有權に相當するものは、獨り「タブー」の保護有るのみであり、財産に相當するものは、只禁諱物あるのみであり、盗罪に相當するものは、只禁諱侵犯の行爲あるのみである。故に信念のみに依つて維持せられる社會に於ては、物の「タブー」は法治社會に於ける所有權であつた。

「マダガスカル」に於て「タブー」の習俗と盗奪公認の習俗とが對立して存在するのは、「タブー」が財産權の起因と爲つた事實を説明するに、最も適切なる例である。盗奪は財産權の絶對的否定であるから、竊盜と財産權とは二者相容れざる正反對の觀念である。然るに「マダガスカル」に於ては、盜賊を公認する種族が頗る多く、就中南部に於ける「サカラヅ」(Sakalava)、「マハフア」(Mahafaly)西部に於ける「バラ」(Bara)等の諸部族間に於ては、竊盜は道德上及宗教上是認せられたる習俗であつて、全族皆盜を以て職業と爲すものと稱することを得

盗奪公認と
財産權の起
原

窃盜は智行

盜品は神賜

べく、族人互に穀物、家畜等を竊取するを事とし、何人も之を以て罪惡と爲さざるのみならず、却て之を智者の所業と思ひ、之を以て致富の最良手段と爲す者が多いと云ふことである。「サカラヅ」族は、竊盜に依りて獲たる物を以て上帝「アンドリアナナハリ」(Andrianahary)の賜物なりとし、子供が物を盗んで發見せられたるときは、之を叱り罰するも、是れは其行を罪惡として咎めるのではなく、却て其盜み方の拙劣なるが爲めに發見せられたるを懲罰するものであり、此の如くして子孫に竊盜の巧手段を攷究せしむる一種の教育法たるに外ならぬと云ふことである。(Genep, Tabou et Totémisme à Madagascar. pp. 185, 186.)

竊盜の行爲が公認せられ、而も其成功に神明の加護ありとするが如き社會に在つては、固より財産なる觀念の存すべき筈は無いが、若し斯の如き蠻習が存在するときは、利益の衝突の爲めに、各人の間には常に猜疑危惧の念を存し、社會員間の團結は極めて脆弱となつて、紛争が絶えること無い爲めに、其社會は必ず久しからずして崩壊するに至るものである。然し乍ら、若し斯の如き

「タプー」は
盜奪公認に
對する神護
有る反對習
俗

無財産状態の中に於て外物の繼續的利用の反對習俗を生ずるときは、之に依つて其社會は崩壊を免れ、徐ろに物質的進歩の途に上ることを得るものである。而して既に盜行公認の習俗は神の加護有るものとするときは、之に對抗して此蠻俗を壓抑し得べきものは、亦神の加護ある習俗でなくてはならぬ。「タプー」は神意に基く習俗であつて、其禁諱を犯す者は神の冥罰を蒙るべきものとするのであるから、「マダガスカール」に於ける如き盜行公認の社會に於ても、此習俗あるが爲めに、其社會に於ける勢力階級の財産は、「タプー」に依つて事實上所有權に等しき保障を有し、此習俗の漸次普及するが爲めに、其社會も全然無財産の悲境に陥ることを免れることを得たのである。

顯著なる
「タプー」標
示の必要

上述の如き蠻習ある社會に於ては、通常の財産は悉く竊盜の目的物とも稱すべきものであるから、之を盜兒の毒手外に置かうとするには、一見其物の禁諱性を認識するに足るべき顯著なる表徴が其物の上に存在することが必要である。「マダガスカール」に於て、「タプー」の設定は、概ね皆な標示の方法に依る

のは、蓋し之が爲めである。

「マダガス
カール」に
於ける四種
の「タプー」
「キアデー」

「マダガスカール」島に於ける「タプー」の最も通常なるものは、通行の「タプー」、果實專有の「タプー」、境界の「タプー」、及動産所有の「タプー」の四種である。通行及果實專有の「タプー」を標示するには、長き竿の先に草を結び附けたるものを立てるのを最も普通に行はるゝ方法とし、之を「キアデー」(Kiady)と稱する。「キアデー」とは「竿を立て、禁止す」との義であると云ふ。斯の如き禁諱の證標を土地に立てるときは、其土地は禁諱地と爲つて、他人の通行を許さず、其土地に生ずる野菜、穀物、果實等は禁諱物と爲つて、他人の之を盜むことを許さざるものと爲る。境界の「タプー」は、土塀、柵、垣の類を以て土地の一區劃を繞らすに依つて之を設立し、其土地は之に依つて禁諱地と爲り、他人の之に侵入することを得ざるものと爲る。故に同地に於ける塀、柵、垣等は、事實上の侵入障礙物たるのみならず、亦た精神上の障壁である。

動産の「タ
プー」

動産に至つては、特に何人も容易く認識し得べき記號に依つて其禁諱物た

ることを標示するの必要が有る。故に通常の器具には、外部より一見して其禁諱品たるを知り得べき記號を附して、其物の盜奪を豫防するを例とする。動産の中最も盜み易くして、且つ最も他人の物と混同し易きものは家畜類である。故に牧畜を事とする民族は、家畜に目印を附けて自他認識の標と爲すは、通常行はるゝ所である。マダガスカルMadagascarの如き盜奪公行の國に於ては、家畜を禁諱物とする必要が最も多く、随つて家畜の「タブー」を標示する方法も亦た最も發達し、或は其身體の一部に焼印し、或は耳を切るが如き、種々の符號を附するを常とし、其符號は同時に「タブー」の標示と爲るものである。「タブー」の符號ある家畜其他の動産を盜む者は、宗教上の冥罰を蒙るべしとの信念が存在するは勿論であるけれども、現に自己の所有物を盜み去られた者が、犯行者が神の冥罰を受けるからと云うて、其怒を押へて之を不問に付するは決して人の常情ではない。故に、其盜奪が現行犯であるときは勿論、若し後日其竊盜にして露顯するときには、必ず報復を爲すか、然らざれば報復に代へて一定

報復又は賠償

の賠償を求むるに至るものである。例へば「サカラヴァ」入中にありては、通常の家畜は之を盜むも罪と爲らぬが、「タブー」の符號ある牛一頭を盜む者は、科料として十頭を課せられる。又「タブー」の符號を變更することは、擅に「タブー」を解除し、禁諱物を竊盜の目的と爲すに等しいものであるから、其罪は單に家畜を盜むよりは更に重く、牛一頭を盜んで其符號を變更したる者は、一頭に付き四十頭の科料を課せらるゝものとする。(Genep, Tabou et Totémisme à Madagascar. ch. XI.) 此習俗の如きは、明らかに宗教罰が法律罰に移る過程を示すものであつて、之に依つて宗教上の禁諱が法律上の所有權に進化するの徑路を知ることが出来る。

冥罰より刑罰へ

文化低級の民族間に於て、外物利用の繼續的專有が「タブー」の習俗に依つて保障せらるゝこと有るは、上來叙説したる事例に依つて之を證するに餘り有るべしと信ずる。我輩は「タブー」を以て所有權の觀念の低級民族間に發生したる一大原因とする者であるが、之と同時に、此習俗が所有權發生の唯一の原

「タブー」は所有權を生ず

因である、と爲す者に非ざることを特記せねばならぬ。總て財産權は其基礎を人類の生理上の需要に有するものであるから其起因を生活資料の欲求に發し、一人が他人と共存する場合に於て生存競争上自己の欲求嗜好するものを安全に専有し、他人の爲めに奪取せられざらんことを欲する心的状態より其専有及防護の方法を講じ、之を侵奪せらるゝときは、忿怒の情を發して報復を爲す等の事より、他人の報復を恐れて敢て侵さざるの風を生じ、社會組織の稍々整備するに及んでは、共同生存者間の利益の衝突に對し、社會力を以て之を調和するの種々の方法が行はるゝに至り、幾多の世代を累ねて、竟に財産權の觀念確立するに至るものであるから、必ずしも「タブー」の習俗に因つてのみ發生するものではないが、「タブー」は強き信念に基因する禁諱に依つて一定の物に不可侵性を賦與し、これが侵犯に對する超自然的制裁の恐怖に依つて維持せらるゝが爲めに、所有權の觀念を完成するに最も有力なる原因であつたことは明らかである。

第五章 「タブー」と刑法

「タブー」と
刑法の通性
消極的規範
惡報
超越力より
來る心的強
制
超自然力と
超個人力

「タブー」は行爲の消極的規範にして、其違反者は惡報を蒙るべしとするものであるから、其根本に於て刑法と性質を同じうするものである。而して、其惡報は超越力より來るものなりとし、之に對する恐怖の心的強制が其規範の實行を保障するものなりとする點に於ても、亦二者其趣を一にするものである。只前者は其超越力は超自然力なりとし、後者は之を超個人力なりとするの點に於て異なるもの有るのみである。而して、前者に謂はゆる超自然力は、各自の信念に内在するものであるから、實は客觀的存在を有するのではなくて、主觀的存在を有するに過ぎぬものである。後者に謂はゆる超個人力は、即ち公權力であつて、國家の首長其他の機關に存する客觀的實在である。前者、後者共に人類に或る行爲を避止せしむるの心的強制有るは一であるが、原始的民族が「タブー」の禁忌違反より生ずる禍災を恐るゝの念は、迷信深き彼等の間に

災害必至の
確信

於て「タブー」の威力を絶大ならしめ、其行爲の規範としての効力は、却つて文明國に於ける制裁法より優つたものがある。原始的社會に於ては、非違を檢舉すべき警察機關は未だ存せず、罪科を審糺すべき司法機關も亦未だ備らぬから、人民の行爲に關する規範の實行を保障すべきものは、警察に非ず、刑法に非ず、又裁判所にも非ずして、人民各自が其腦裡に有する信念である。而して、其信念は「タブー」違犯に對する災害必至の確信であるから、其迷信の威力は、人定にして苟も免るゝ望有る刑罰よりも遙に大なるものであつた。「タブー」の制裁は主觀的であつて、自家恐怖心の呵責たるに外ならぬものであるが、彼等は神、靈鬼、又は其他の超自然力が其冥罰を蒙らしむるものとするが故に、彼等に取つては主觀的に他働的制裁である。「タブー」俗の盛んに行はるゝ民族間にあつては、其信念の強さが爲めに之を犯したる者は、自ら恐怖の苦惱に責められて迷信的制裁を實現し、或は重病に罹り、或は苦悶して死する者多く、之が爲めに一層其制裁力を強からしむるに至つたものである。

主觀的働
的制裁

自動的制裁

他働的制裁

上述の如き制裁は、主觀的には他働的であるが、其實は自動的である。然るに「タブー」違犯の行爲中には、其應報が違犯者一身に止まらず、直接に他人に損害を及ぼすものが尠くない。是等の場合に於ては、其違犯者は獨り幽冥の責罰を蒙るのみならず、通常其被害者若くは其親族、族人、首長等より現實の報復的責罰を受けるのである。此場合に於ては、其制裁は之を受ける者の觀念に於ても他働的である。例へば會長、高僧等に對する「タブー」を犯したる者有るときは、會長等は自己の尊嚴を侵犯したることを怒り、神罰を待たずして之を笞ち、之を殺す等の事が有る。又「タブー」を犯したるが爲めに、其祟りとして全族が災を蒙るべしとの信念ある場合、例へば、神聖なる河流に汚物を投じて之を穢すときは、惡疫流行すべしとか、早魃あるべしとか、五穀登らざるべしとか云ふが如き信念ある場合に於ては、全族は復讐的に其破戒者に責罰を蒙らしめ、或は之を追放し、若くは生贄として神に謝罪し、其殃を免れんとするが如きことが有る。又「タブー」を犯したるが爲めに、其違犯者の親戚に至るまで災禍

神祕的制裁
より現實的
制裁へ
宗教的制裁
より法律的
制裁へ

を蒙るべしとの信念有るときは、其親戚も亦其違犯者を憎み、之に責罰を蒙らしめる事が有る。又縱令其災は一身に止まり、其害を他人に及ぼさざるものと雖も、タブーの禁忌に觸れる者は、族人より忌み嫌はれて擯斥せられ、或は責罰を受けること有るに至るものである。茲に於て、タブーの制裁は神祕的なるより現實的なるに至り、随つて、タブーの規範は、獨り宗教的なるのみならず、社會的にして且法律の素質たるに至り、其制裁も獨り宗教的なるのみならず、社會的にして且國家的制裁なる刑罰の素質たるに至るものである。

支那法

支那法系に於て、近接の「タブー」の法律と爲つて最も顯著なるものは「衛禁律」である。帝王の宮殿に入るの禁に關して、古來嚴制の存した事は、既記荊軻の事件に付ても之を知る事を得るが、之に關する法規を纏めて一篇の律と爲た

宮衛律
禁衛律

のは、賈充の晋律であつて、之を「宮衛律」と稱した。北齊に至つて之を「禁衛律」と改め、隋に至つて更に之を「衛禁律」と改め、唐律も之を襲用し、我中古律も唐律に

衛禁律

倣うて之を採用した。衛禁律は、大廟、山陵、宮殿、宮苑、車駕等を犯す罪に對する刑罰を規定したものであつて、即ち近接の「タブー」に法律的制裁を加ふるに至つたものである。例へば、唐律「衛禁律」に、

諸闕入太廟門及山陵兆域門者、徒一年。

諸闕入宮門、徒二年。

諸於宮殿門、無籍及冒承人名而入者、以闕入論。

諸車駕行、衝隊者、徒一年。

本邦律

の如きものである。我中古の「衛禁律」の規定も、其殘篇より推せば、殆んど唐律の規定を其儘に繼受したものと、如く、只其刑は唐律に比して一般に輕減せられて居る様である。例へば、前記車駕を犯すの罪に對する刑は杖一百であるが如きものである。而して、君主の不可侵を制裁する衛禁律は、各律の中最も重いものとして、之を總則とも稱すべき名例律の次に置いて、各特殊律の首篇とした。「唐律疏議」に之を説明して、

敬上防非、於事最重、故次名例之下、居諸篇之首。
と云うて居る。

「イギリス」法に於て、一切の刑事訴訟は國王其原告と爲り、「皇帝對某」(Rex v. John Doe)の形式に於て起訴せられるのも前に述べたる如く、犯罪は其始に於て近接の「タブー」たる「國王の治安」(King's peace)を害するものとした爲めである。刑事起訴狀 (Indictment)の法式は、「起文」(Commencement)「本文」(Statement)及「結文」(Conclusion)の三部より成り、起文には其裁判管轄地及大陪審員の起訴申告を記し、本文には犯罪事實を記し、結文には本文記載の事實が犯罪なる理由を示すものであるが、其理由には必ず「國王の治安」を紊亂したる旨を記するを要式とするものである。例へば、次に掲げる起訴狀の例文中、「Middlesex」以下が起文で、「John Styles」以下が本文、「against the peace」以下が結文である。總て起訴狀は、

「イギリス」
法の刑事起
訴狀

“against the peace of our Lord the King, his crown and dignity” (皇帝陛下の治安を害し、皇位及尊嚴を冒せり。)

を以て法式とするが、古來の慣習法なる普通法(Common Law)に依つて罪と爲つたものには「國王の治安」を害したることのみを書し、後に成文法に依つて罪と爲つたものには「皇帝の治安」云々の上に “against the form of the statute in such case made and provided” (之に關し制定せられたる法律の條文に反し)なる數語を加へるのを定式とする。左に其例文を示さんが爲めに竊盜罪の起訴狀を掲げる。

Middlesex to wit: The jurors for our Lord the King upon their oath present that John Styles, on the first day of June, in the Year of our Lord 1900, three pairs of shoes, and one waistcoat, of the goods and chattels of John Brown, feloniously did steal, take, and carry away; against the peace of our Lord the King, his crown and dignity.

「國王の治
安」を害す

「アメリカ」
法の起訴状

「アメリカ合衆國に於ける起訴状も略ぼ之に類似し、"against the peace and dignity of the State or commonwealth" (州又は共和の治安及尊嚴に對して)」と書するを法式とするものが多い。是れは其母法たる「イギリス」法にて、總ての犯罪を「國王の治安」の紊亂と看做した觀念を繼襲したものである。

迷信的黑表

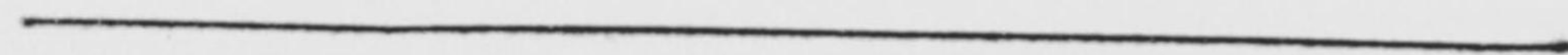
英國其他の諸國に於て、危険人物、常習犯罪者、對敵取引禁止者、其他犯罪可能性を有する注意人物の住所、氏名を掲ぐる帳簿を黒表 (Black list) と稱し、警察監視の祕典とするものであるが、「エスキモ」族には迷信に依る黒表の如きものがあるが、有つて「タプー」の禁忌を犯した者には、黒い怪影が付き纏ふものとし、其怪影は常人の眼には見えぬけれども、藥人 (アンガクト) 及動物は明らかに之を見得るものであるから、其違反者は狩獵に出獵するも、鳥獸魚類は其黑影に恐れて逃げ去り、之が爲めに一般に不獵、不漁を生じて、全族饑饉に陥る事有るものと信ずる。然し乍ら若し「タプー」の破戒者が懺悔して禳災式を行ひ、公けに其犯行

を自白するときは、之に依つて罪障消滅し、食料の收獲舊態に復する事を得るものとする。故に若し不獵、不漁等の災厄が有つても、其原因たるべき「タプー」違反に付て自白者が出て來ないときには、「アンガクト」は民衆の公會を招集し、仙術に依つて犯人を發見し、之を死に處し、又は之に其他の罰を加へ、之に依つて其罪障を祓除し、社會を常態に復せんとする。(Goldenweiser, Early Civilization, p. 38.)

前記「エスキモ」族の習俗は、「タプー」の自働的制裁より法律の他働的制裁に移る経過を示す一事象と視ることを得べきものである。「タプー」違反者の迷信的良心の呵責、災厄の恐怖は、「タプー」の禁忌の第一保障であるが、若し自發的除災の懺悔式を行ふ者無き時に於て、始めて公人の權力者なる「アンガクト」が犯人を検出して、之に制裁を加へるのである。故に若し此の如き社會の公權的組織が發達して、豫言者、藥人等の權力が政權化するとき、之に隨うて其制裁も亦漸く法律化するに至るものである。

自動制裁よ
り他働制裁
へ

附録 「タブー」と法律



「タブー」と法律

緒言

法の起源に
關する學說
の二大派
法は作られた
るものとの
説

法の起源に關する學說は、概して之を二大派に分つことを得べし。其一は、法は作りたるものなりとし、他の一は法は成りたるものなりとす。前者は國に法あるは神の之を作りて人に與へたるものなりとし、或は君の之を定めて民に布きたるものなりとし、又或は民の約束に依りて之を定めたるものなりとす。其神の法を作るや、或は直接に神意を啓示して、法規を人間に授くることあり、或は神使、豫言者、僧侶、占者、藥人、聖人等に神託を下し、若くは有徳に天命を下して君權を授くるが如き方法に依り、間接に神意を啓示して、法を作らしむることありとし、其君の法を作るや、或は勇武に依りて衆人を威

服し、或は智徳に依りて民心を懐け、之に依りて君權を掌握したる者が、其臣民に命令を下し、若くは慣習を認めて法を作ることありとし、其民の法を作るや、衆人相約して國を建て、法を設くるものなりとす。

法は成りたるものとの説

後者は法の作成物なることを否認し、法は自然に發生したるものなりとす。「ドイツ歴史派の法學者が民心を以て法の原質と爲し、法的確信の發生を以て法の起原と爲すが如き是なり。近世に於ける進化論に據りて法の起原を觀察すれば、法は立法者の創意に依りて制作せられ、突如として現出したるものに非らずして、數百年に亙る社會の進化に因り、社會力が慣習、禮儀、宗教、徳教等の如き行爲の規範として體現し、尙ほ其規範が政治上の權力に依りて維持せらるゝに至りて、始めて社會に法律なるものを現出するに至りたるものなりとすべきなり。」

造化説と進化説

前者は法の造化説なり。後者は法の進化説なり。造化説の事實に反することは、從來余の屢々論述したる所なり。進化説の獨り能く眞理を表彰する

「タブー」の研究と法律進化の論證

ものなることは、將來余の尙ほ論證を試みんとする所なり。余は今社會力の作用が進化變遷して法規を生ずるに至る徑路を示さんが爲めに、現今廣く文化低級の民族間に行はれ、又現時文化高級の域に進める社會に於ても曾て行はれたることある「タブー」の習俗を概叙し、之に依りて法律進化の論證に資せんとす。

前 論

第一 「タブー」の定義

「タブー」とは行為の禁諱にいて、之に觸るゝときは災害を蒙るべしとする信念より生ずるものを云ひ、又時としては此原意より轉化して禁諱の目的たる事物をも「タブー」と稱することあり。

迷信に依り、或種類の行為を忌み避くる習俗は、未開の民族間に於て最も廣く行はれ、文明諸國に於ても尙ほ未だ全く其跡を絶つに至らず。就中太平洋の諸群島に於ける民族間に於ては此習俗最も發達し、人民日常の行事は大小と無く殆んど皆禁諱の支配を受け、社會の秩序も之に依りて定まる如きものあるを以て、人類學者、社會學者は「ポリネシヤ」諸群島に行はるゝ「タブー」(taboo)又は (tabu)なる原語を其儘に採用して、汎く此習俗を表示すべき普通語と爲し、

「タブー」は行為の禁諱

太平洋諸群島に於ける民俗

taboo 又は tabu

原語を其儘採用す

「タブー」は人類の行為に關する消極的規範の普遍的現象

敢て之に對する譯語を作成し、又は之が爲めに新たに自國語を鑄造する事を爲さず。本邦に於ても、或は「禁諱」「禁忌」「諱避」「忌諱」等の語を用ひて之を反譯し得られざるに非ずと雖も、殊更に此の如き異を立てんよりは、寧ろ現今各國學者間の通語と爲れる「タブー」なる語を其儘に襲用するを穩當とすべきなり。

第二 「タブー」の本質

「タブー」は人類の行為に關する消極的規範にして、人又は物に對する諱避を要求するものなること前に述べたるが如し。而して此習俗は全人類に通じて存する普遍的現象にして、民の文野、所の東西、時の古今を問はず、必ず之を見ることを得べきものなるを以て、固より之を特別の事情に基く一時又は一處の偶存事實と看做すことを得ず、必ずや人類共通の事情の其中に存するありて、之が基礎を爲すものならざる可からず。「タブー」の消極的規程には、其反面に於て其目的たる人又は物の安全なる觀念を含むものなり。原始状態に於

人類の保身作用と「タブー」

ける蠻民間に於ては、殺害掠奪は普通の事なるを以て、他人を身邊に近づくるは最も危険の事なり。故に他人をして自己又は己の物に觸れしめず、又は近づけしめざるは生命、身體、財産の安全を圖る第一の方法なり。故に「タブー」は人類の保身作用より生ずる生存競争の一現象に外ならずして、社會的進化の過程に於て一時期を爲すものなりと云はざる可らず。

離隔は何れの時代に於ても危害に對する最も確實なる豫防方法なるを以て、特に生命、身體、財産等の保障に關する規範未だ存せざる原始社會に於ては、酋長、君主、豫言者、僧侶、巫女、卜者、藥人等の如き權威者は、其身を全うし、其權力を維持し、其資産を保續せんが爲に、其身邊又は資産に他人の觸接又は近接するを嚴禁するに至りたるものなり。而して自己の身體又は資産を防護するは、實力を以て其侵害を反撃するを以て最も自然なる方法とすべきものなり。雖も此の如き積極的防禦法の効力は畢竟自己と侵害者との實力の比較に依りて定まるべきものにして、確實なる防護法として恃む可らざるものなるは

超自然力に依る規範

言を、埃たず。故に是等の權威者は、彼等の慣用手段に依り、神威を假りて特定の人又は特定の物に對する諱避を強要し、冥罰を以て其違反を威嚇するに至れり。此の如く超自然力に依る規範は、迷信深き人民に對し最も有效にして且確實なるものなることは、何人にも自然に浮び來るべき思想なるを以て、生存競争の作用上、期せずして各民族間に類似の習俗を現出するに至りしなり。原始社會に於ける諱避の利益は、夙に一般の認むる所と爲れるを以て、時の進むと共に倍々廣く行はるゝに至り、「タブー」は單り權威者の爲めに存するのみならず、社會の有力者等の爲めにも亦設定せらるゝに至れり。

「タブー」と敬避

「タブー」の目的たる人又は物は、神聖なるが爲めに物質的又は精神的に之に接觸する事を敬避すべきものとしたるを以て、後世に至り、竟に遠ざかるを以て敬禮の至なりとし、褻れ近づくを以て不敬の行爲なりとするの觀念を生ずるに至れり。孔子が鬼神を敬して之に遠ざかる「論語雍也篇」と云へるが如きは、素と「タブー」の思想に基くものにして、後世之を「遠ざく」と訓じ、或は陽には之

「敬鬼神」
「遠之」

を敬ひ、陰には之を疎んずる義とするは誤れり。又英語に“respectful distance”
 「恭しき距離」なる成語あるが如きも、其由來する所遠く「タブー」の習俗にあり。
 斯の如く「タブー」に基因する敬遠の習儀は、今日尙ほ一般に文化高級の社會に
 遺存し、何れの國に於ても、尊貴に對して其名すら直接に之を呼び掛くるを避
 け「陛下」と云ひ「殿下」と云ひ「閣下」と云ふが如く、其呼び掛けらるゝ人と自己との
 間に距離あることを示す語を用ふるを以て敬禮なりとするが如き事あるに
 依りて觀るも「タブー」の習俗には自然の基礎ありて、社會進化の或程級、即ち人
 類が規律的生活に入るの初期に於て必ず行はるべきものなりと云ふことを
 得べきなり。

第三 「タブー」の語義

「タブー」なる語の原意に付ては、學者の解説一ならずと雖も、此名稱が禁諱若
 くは忌避の習俗を表するものなることに付ては、各説略ぼ一致するもの、如

「タブー」の
 習俗には自
 然の基礎あ
 り

「タブー」の
 原意
 禁諱、忌避

神聖

し。「フレージャー」(Frazer, The Golden Bough; Encyclopaedia Britannica.)の解説に依
 れば「タブー」又は「タプー」(tapu)なる語は「タ」標示するなる動詞と「プー」なる強意副
 詞とより成りたるものなるを以て、其原意は「強く標示せられたるもの」なるも
 通常嚴に或物を指定して之を神聖なりとする意義に用ひらる。例へば、神裔
 なりと稱する酋長は「アライ、タブー」即ち「神聖なる酋長」と稱し、神殿を「ワヒ、タブ
 ー」即ち「神聖なる場所」と稱するが如し。「ブリンントン」(Brinton, Religions of Primi-
 tive Peoples. Lect. III. p. 108.)は畧ぼ之に類似したる見解を採り「タブー」は「タ、
 (tapu)指名するなる動詞より來り、嚴肅に神聖なるものとして指定せられたる
 が故に、凡俗の褻れ瀆すを許さざるもの」の意義なりとし、又「タ、プ、イ」(tapui)と云
 ふときは「神聖なるもの」とすの意義を有し「タ、ブ、イ」(tabui)と云ふときは「避ける」
 の意義を有するものなりとせり。「ポリネシヤ」群島中の「トンガ」島(Tonga)に於
 ては、此習俗を「タ、ブ、ー」(taboo, tabu)と云ひ「サモア」タヒチ「マルケサス」ニユー、ジ
 ランド」の諸島に於ては之を「タ、ブ、ー」(tapu)と云ひ「ハワイ」島に於ては之を「カ、ブ、ー」

「ポリネシ
 ヤ」群島

「メラネシヤ」群島

「オーストラリヤ」

「マダガスカル」

(kapu)と云ひメラネシヤ群島に於ては之をタムプー又はタブー (tambu, kapu)と云ひ、多少其語音を異にするものありと雖も、其語原は同一なるべしと思惟せらるゝものにして、其忌み避くるの意義を有するに至りては何れも同一なり。

「オーストラリヤ」の土人は禁諱の習俗をクイニウンダ (Kinnyunda) と稱し、「メラ」群島中「チモール」等に於ては之を「パマリ」「ボマリ」又は「ペマリ」(pamali, poma-
三、Penali)と稱し、他の所にては又之を「ボツ」「ボツ」「ボボツ」(boso, botsu, boboso)とも稱すと云へり。「マダガスカル」島に於ては此習俗を「フアデー」(fady)と稱す。「フアデー」なる語に「神聖」「忌諱」「褻瀆」「禁戒」「凶兆」等の意義あり。其動詞なる「ミフアデー」(mifady)は「禁戒する」「忌み避くる」等の意義を有すと云ふ。(Gennep, Taboo et Totémisme à Madagascar) 蓋し或ものを神聖なりとする結果、之に褻れ之に觸れて之を瀆すことを避くるに至り、又之に褻れ之を瀆す可らずとの禁戒あるに至り、禁戒を破りたる者は其制裁として冥罰を蒙るべきを以て、凶兆なる意義あるに至りたるものゝ如し。

或文化低級の人類間に存する普遍現象

「ユダヤ」

「ギリシヤ」

「タブー」は現今「ポリネシヤ」群島「メラネシヤ」群島を始めとし、太平洋中の諸島に最も盛んに行はるゝのみならず、印度、アメリカ、其他世界の各方面に於ても、此習俗を存する民族頗る多く、現時此習俗の存せざる地方に於ても、往昔其民族間に於て廣く行はれたる痕跡を留むるを常とし、多少の例外は固より之あるべしと雖も、概して之を云へば「タブー」は或る文化低級に於ける人類間に存する普遍的現象にして、各民族は一たびは「タブー」の如き習俗を経て、規律ある社會的生活に慣るゝに至りたるものなるが如し。

「ユダヤ」人中にも神聖日に労働を爲すの禁、死穢産穢等を始めとし、「ポリネシヤ」に於ける「タブー」と同一なる禁諱令の多く行はれたるは、「バイブル」舊約全書に依りて之を知ることを得べく、就中「ナザリテ」(Nazareto)に屬する人の如きは、禁諱齋戒を嚴守する者にして、「ナザリテ」とは「離隔したる者」又は「神聖なる者」の意義を有し、「タブー」と同義なりと云へり。(Lev. xii; Num. vi, 1-21.)

「ギリシヤ」人中にも往昔此習俗の存したることは「ホーマル」其他の古典に徴

して之を知ることを得べく、*tyros* なる語は「タブー」と同じく「神聖」及び「汚穢」の二意義を兼有し、國王、會長及び其宮殿、車駕、其他軍隊、殊に哨兵等の如きは神聖にして諱避すべきものとせるは、オデッセー詩篇中に屢々觀る所なり。(Od. vii, 167; viii, 405. etc.) 「ラテン語の *sacer* も亦「ギリシヤ語の *tyros* に同じく「神聖」なる意義あると同時に「神罰を蒙りたるもの」「忌み避くべきもの」等の意義を有せり。故に歐洲現時の文化の源泉とも稱すべきユダヤ人、ギリシヤ人及び「ローマ」人の習俗にも「タブー」の存したるは明かなる所なりとす。其他「アリヤン」入種中にも、一般に此習俗の存したることは、輒近に於ける人類學者、社會學者の研究に依りて倍々明かなるに至れり。

邦語に於て「タブー」の意義に適當するものは蓋し「いみ」(忌)なるべし。「いみ」は「いむ」の名詞と爲りたるものにして、倭訓栞に依れば「齋忌」と書し「敬しむ」の古語なりとあり。「神代紀」には「畏」の字を「いむ」と讀み、又「惡」の字を「いむ」と讀めり。蓋し「忌み嫌ふ」の義なり。又「崇峻紀」元年の條には「戒」の字を「いむ」と訓じ、同

本邦の「いみ」

「いみ」は神聖、忌避、禁戒の意有り

(一)神聖の義

紀及び「推古紀」三十二年の條には「戒法をいむこと」の「り」と訓ぜり。又「令集解」に引用せる「延暦二十年五月十四日の官符」には「禁忌の語を用ひたり。之に依りて之を觀れば、我「いみ」なる語は「ポリネシヤ語の「タブー」、ギリシヤ語の「ハギオス」、ラテン語の「サーケル」の如く、神聖、忌避及び禁戒の三意義を兼有するものゝ如し。

「いみ」の語を神聖の意義に用ひたる例亦少からず。「古事記」「日本書紀」等に據るに、天照大御神の親ら御神衣を織り給ひし機殿を「忌服屋」或は「齋服殿」といひ、「古事記傳」に之を釋して「忌」と云は、神御衣を織る屋なる故に萬を「齋慎ゆゑなり」といへり。又神聖なるべき殿舎、器物等を稱するに「忌殿」「齋筭」「齋鉏」「齋柱」「忌鎌」「忌竈」「忌火」等の語あるも皆同一義なるが如し。此他、神を祭る種々の物を造り、又然らざるも、總べて「齋潔清はりて事を爲す職に當る氏族に忌部氏あり」(古事記傳十五、日本書紀通釋八) 平田篤胤は「忌部」の意義を解釋して「忌部は伊美部と訓べし、伊美は伊波比と本同言にて、古大人達も云れし如く、齋字をも書て、諸

の凶惡事汚穢事などを忌避て、萬を慎むを云なり、故に多く神に仕奉る事に言へり、其は伊波比、伊波布と云ひ、伊波閉とも活き、波と麻とは横に親しく通ふ音なる故に、伊麻比、伊麻布、伊牟と活き、體言にすゑて伊美とも云しと聞えたりと云へり。日本逸史に、延暦二十二年三月、右京人正六位上忌部宿禰濱成等改忌部爲齋部とあるを以て見れば、延暦以後は齋部とも書きたるもの、如し。記紀に、天照大御神の天石窟に入り給ひし時も、忌部首の遠祖太玉命は、中臣連の遠祖天兒屋命と共に祈禱を爲したる事を記し、古來中臣忌部の二氏は祭祀を掌る職務を有せり。

(11)忌避の義

「いみの語を忌避の意義に用ひたる場合は最も多く、避くべき言語をいみことば、又はいましめ」と云ひ、貴人の名にして避けて之を唱へず、又は書せざるものをいみ名」と云ひ、死穢によりて憚るをいみ」と云ひ、神佛を祭るときなどに若干の時日沐浴し、飲食を慎み、穢に觸れざることをいみ」と云ひ、物忌又は「齋戒」と書するが如し。故に忌避には二意義ありて、敬畏の爲めに觸接又は近

敬畏と嫌惡

接を避くるものあり、嫌惡の爲めに觸接又は近接を避くるものあり。君上の名を避くるが如きは前者に屬し、死穢を避くるが如きは後者に屬す。而して、神に奉仕するは總べて汚穢を避け清淨なる身を以て之を祭らざる可らざるを以て、神聖と忌避との兩意義の間に聯絡を生ずるに至りたるは、ギリシヤ語の *hyios* 「ラテン語の *sacer*」 と同一なるもの、如し。

(12)禁戒の義

「いみの語を禁戒の意義に用ひたるは、前に擧げたる「崇峻紀」推古紀の用例の外、禁戒をいましめ」と云ひ、禁縛もいましめ」と云ひ、縛繩をいましめのなは」と云ふが如きは最も普通なる用例なり。

三意義の關係

前擧「いみ」の三意義中、其孰れを以て原意とすべきかは、妄斷曲解の虞れ無くして容易く之を決定し得べき問題に非ずと雖も、今姑く「タブー」其他之に類似する他國語の解釋より類推するときは、神聖若くは敬畏は、其第一義にして、事物の神聖なる結果は之を犯すべからざるものとするにあり、之を犯さざるは、之に褻れ近づかざるにあり。茲に於て、神聖若くは敬畏なる第一義は、忌避な

神聖若くは
敬畏より忌
避へ

忌避より禁戒へ

責罰

る第二義を生ずるに至る。蓋し嫌惡すべきものを忌み避くるは、敬畏の爲めに忌み避くるより轉化して生じたる意義なるか、然らざれば始めより其原因の如何を問はず、汎く忌避するの意義を有したるものなるべし。既に或事物に對する忌避の念を生じ、之を以て極めて重要なるものとし、又は其信念にして恒久的なるときは、其念は行爲の消極的規範と爲り、禁戒なる第三義を生ずるに至り、若し其禁戒を守らずして、神聖なる事物に觸接して之を冒瀆することあらば、神明の冥罰を蒙る等の信念あるより、第四義を生じ、いましめを破りたる者の受くべき結果即ち責罰をも、いましめと稱するに至りたること、宛も「ローマ」に「サーケル」なる語が「神聖及び神罰を蒙りたるもの」の兩意義を有するに至りたるが如きものあり。

第四 「タブー」の種類

「タブー」の

「タブー」は種々の標準に依りて交叉的分類を爲すことを得べし、即ち左の如

交叉的分類

し。

- 第一 一般の「タブー」と特別の「タブー」
- 第二 永久の「タブー」と一時の「タブー」
- 第三 特權の「タブー」と無能力の「タブー」
- 第四 人の「タブー」、行爲の「タブー」と物の「タブー」
- 第五 保護の「タブー」と撲滅の「タブー」

第一、一般の「タブー」と特別の「タブー」

第一 一般の「タブー」と特別の「タブー」
 「タブー」は禁諱の範圍を基礎として一般の「タブー」と特別の「タブー」とに分類することを得べし。一般の「タブー」とは、或種類の事物の上に總括的に存するものを云ひ、特別の「タブー」とは、特別なる原因によりて、個的事物が「タブー」と爲りたるものを云ふ。最も普通なる例を擧ぐれば、神像、神殿、神器、國王の身體、姓名、居所、衣服、其他の財産等は、常に之を神聖にして、侵す可らざるものとし、若し之を犯す者あるときは、現世的若くは來世的冥罰を蒙るべきものとするを以

て、之を一般の「タブー」と稱すべく、國王が「此森林は「タブー」なり」「此鸚鵡は「タブー」なり」と宣言したるときは、其指定せられたる森林又は鸚鵡は特別の「タブー」と爲るが如し。

之を要するに「タブー」の目的が汎稱によりて定まるときは一般の「タブー」にして、特稱に依りて個體的に定まるときは特別の「タブー」なり。故に春日の鹿、嚴島の鹿を「タブー」なりと云ふときは一般の「タブー」にして、特別なる一個の鹿を指して「此鹿は「タブー」なり」と宣言したるときは特別の「タブー」なり。又特別の「タブー」の如くにして、其實は一般の「タブー」の延長なるものあり。例へば國王が人民の有する斧を見て之を好み、その斧は朕が腕なり」と云ふときは、其斧は忽ち王の支體の如く看做されて、王の身體に對する一般の「タブー」の効力が其斧に及ぶものとするが如し。

第二 永久の「タブー」と一時の「タブー」

第二、永久の「タブー」と一時の「タブー」

「タブー」は其存在の期間を基礎として之を永久の「タブー」と一時の「タブー」と

「タブー」

に分類することを得べし。永久の「タブー」とは期限の豫定せざる「タブー」を云ふ。例へば神像、國王の身體、靈山、靈地の「タブー」の如きものを云ひ、一時の「タブー」とは確定又は不確定の期限あるものを云ふ。例へば此椰子樹の實は「タブー」なりと云ふときは、其「タブー」は其果實の熟するまで繼續して止み、此畑の麥は「タブー」なりと云ふときは、其麥を刈り取るまで繼續して止み、其他産穢、死穢等の「タブー」も一定の期限を経過して止むものとするが如し。

第三 特權の「タブー」と無能力の「タブー」

第三、特權の「タブー」と無能力の「タブー」

「タブー」は又其効果を基礎として之を特權の「タブー」と無能力の「タブー」とに分類することを得べし。是は「フレイザー」氏の分類にして、謂はゆる Taboo of privilege 及 Taboo of disability なり。特權の「タブー」とは之に因りて特權を生ずるものにして、國王の身體財産に關する「タブー」に因りて不可侵の特權を生ずる場合の如き是なり。無能力の「タブー」とは之に因りて無能力を生ずるものにして、例へば産穢、死穢に觸れたる者、忌服者等が神殿に參拜することを得

第四、人の「タブー」行為の「タブー」と物の「タブー」

ず、又は朝廷に出で、君主に謁し、若くは公務を執ることを許されざるが如し。

第四 人の「タブー」行為の「タブー」と物の「タブー」
「タブー」は禁諱の目的を基礎として之を人の「タブー」行為の「タブー」及物の「タブー」の三種に分類することを得べし。禁諱の目的が人なるときは之を人の「タブー」と云ひ、行為なるときは之を行爲の「タブー」と云ひ、物なるときは之を物の「タブー」と云ふ。例へば國王の身體を見るべからず、國王の名を唱ふべからずとするが如きは人の「タブー」なり。友引の日に葬儀を行ふべからずとするが如きは行為の「タブー」なり。神苑の鹿を殺すべからずとするが如きは物の「タブー」なり。

第五、保護の「タブー」と撲滅の「タブー」

第五 保護の「タブー」と撲滅の「タブー」
「タブー」は又其作用を基礎として之を保護の「タブー」及撲滅の「タブー」に分類することを得べし。是れ「サムナー」氏の分類にして、謂はゆる protective taboo 及 destructive taboo なり。保護の「タブー」は其目的物の保全の爲めに存するもの

にして、例へば神殿に入る可らず、神鹿は殺す可らず、國王の身體には近づく可らずと云ふが如きものを云ひ、撲滅の「タブー」は其目的物の驅除、撲滅の爲めに存するものにして、例へば汚穢に觸る可らざるものとし、汚穢は之を祓除し、又は穢れたる者は之を追放し、若くは死に處するが如きものを云ふ。(Sumner, Folkways, p. 31.)

第五 「タブー」の起原

「タブー」は恰も法に慣習法、成文法あるが如く、慣習に因りて存するものあり、設定に依りて生ずるものあり。「タブー」にして何人の創定に係るやを知らず、廣く人民の信念に存して久しく行はるゝものあり、或は其起原は一個の事件にありて、衆人が之に倣ひて恒例と爲り、年を経たるものあり。此の如きは慣習に因る「タブー」なり。又或は會長、豫言者、僧侶、巫祝等が特殊の行為に對して禁諱を創定することあり。此の如きは設定に因る「タブー」なり。

慣習に因る「タブー」と設定に因る「タブー」

「タプー」の
設定者

「タプー」は人民の信念に依つて存し、信念に依つて行はるゝものなるを以て、「タプー」を創定することを得べき者は、人民より半神なりとして崇敬せられ、又は神通力を有する者として信仰せられ、或は又智勇超凡にして衆民より畏敬若くは崇敬せらるゝ者にして、其人の言動は人民に強度の信念を惹き起すに足るべき力を有する者ならざる可らず。故に此の如き精神的權威を有する者は何人と雖も、「タプー」を設定し得べく、殊に高僧、豫言者の如きは、最も普通に「タプー」を設定して之を宗教上の戒律と爲すものなり。

「タプー」は原始的社會に於ける社會的規範の殆んど全部を包含するものにして、教律之に依りて行はれ、法律之より生ずるものなるを以て、「タプー」を設定する權力は文化高等の社會に於ける立法權に等しきものなり。故に一民族の會長、一部落の頭目たる者は、「タプー」を創定するの權力を有するを常とするも、或社會に於ては、一般の支配權を有する會長の外特に「タプー」創定權のみを有する會長あることあり。例へば東印度の「チモール」島に於ては、二人の王(Raja)

「タプー」設
定權と立法
權

政治王と
「タプー」王

あり。其一人は政治上の王にして人民を支配し、他の一人は「ラツジャヤ」、(Raja pomali) 即ち「タプー」王にして、「タプー」を創定する權力のみを有するものとす。又英領「ニューギニヤ」の「メケオ」(Mekoo) 地方に於ても二王あり。其一人は戦王にして、他の一人は「タプー」王(Tapi) なり。此「タプー」王は禁諱令を發する者にして、例へば一定の地方又は一定の時期に於て椰子の實を採ることを諱避せしむるを得るが如き是なり。

此の如く「タプー」王と政治王との兩立するは、一方に於ては其社會の文化が宗教法律の分岐點に在るを示し、他方に於ては文化低級社會に於ける立法權と行政權との分立とを示すものなり。通常の場合に於ては、會長は宗教上の權力と政治上の權力とを併せ有するものなるも、時としては從來主として宗教上の權力に依りて會長たりし者の外に、他族との戦争の場合に武勳ありし爲めに、族民の人心を獲て會長たるに至る者あり。此の如き場合に於ては、舊會長は尙ほ宗教上の權力を維持するが爲めに、教王と俗王との兩立を見るに

國王、會長
の「タプー」
設定權

至ることあり。又之に反し、時としては、從來の會長以外に僧侶、豫言者等が人民の信仰を得て、竟に會長に等しき權力を得、之が爲めに二王の兩立を觀るに至ることあり。此の如き場合に於ては、「タブー」創定の權力は教王に屬するを常とするも、其他の場合に於ては、「タブー」創定の權力は會長權中の最も重要なものなり。

國王、會長
以外の「タ
ブー」設定

國王及會長は「タブー」を創定する權力を有する外、僧侶其他の人にして、社會に於て權力を有し、又は衆人より信仰せらるゝ者は、通常「タブー」を創定する權力を有するものとす。通常人は「タブー」を創定する能力を有せざるを常とするも、慣習に従ひて之を設定し、又は他人の創定したる「タブー」を或る事物に付て設定することを得る場合鮮しとせず。例へば慣習又は國王の創定したる方法に従ひ、自己所有の椰子林へ注連繩を張るときは、何人と雖も其林中に入ることを得ずとするが如し。

第六 「タブー」の設定

「タブー」の
設定方法の
三種

「タ〇ブ〇ー」設定の方法は一ならずと雖も、其最も普通なるものを宣〇言〇標〇示〇及〇觸〇接〇の三とす。

(一) 宣言

一 宣言

「タ、ブ、ー」は國王、會長、僧侶等の如き「タブ、ー」創定權を有する者の宣言に依りて原始的に設定せらるゝものとす。例へば國王が此森林は「タブ、ー」なりと宣言するときは、其地域は忽ち禁林と爲りて常人の之に入ることを許さず、之に入り又は竹木を伐り、鳥獸を捕ふる者は神罰を蒙るべきものとし、會長が鸚鵡は「タブ、ー」なりと宣言するときは、鸚鵡は禁鳥と爲り、之を殺し又は之を捕ふる者は神罰を蒙るべきものとするが如し。又慣習に依りて存在する「タブ、ー」中にも、宣言に依りて設定せらるゝものあり。例へば高僧が祈禱を爲して或事物を神聖清淨なるものとし、他人の之に觸るゝことを禁じ、又は或物に付き呪文

を唱ふるときは、其物は忽ち「タブー」と爲るものとするが如し。是等の「タブー」設定の方法は、社會の發達したる後に於ても尙ほ遺存し、其國王、會長等に依りて設定せらるゝものは、法律上の法制と爲り、其僧侶等に依りて設定せらるゝものは、宗教上の戒律と爲るものとす。「日本書紀」天武紀四年四月甲戌の部に、「莫喰牛馬犬猿雞之肉、以外不在禁限、若有犯者、罪之」とあるが如きは、其一例にして、蓋し既に存せる「タブー」を法律上の禁令と爲し、之に世俗的制裁を附したるものなり。

(二) 標示

二 標示

「タブー」は又禁諱の物體又は場所に符號を附することに依りて之を設定する場合極めて多し。例へば「ニュー、ジ、ーランド」に於ては、獨木船を造る爲めに木材を要するとき、樹の幹に藁を結び附くるときは、其樹は「タブー」と爲りて他人の之を伐採することを許さざるものと爲り、又蘆葦を「タブー」とするには、棒に藁を結び附けて之を沼中に立つるを式とし、外出の際家に留守番なきとき

「ニュー、ジ、ーランド」

「マレー」群島

本邦の注連

尻久米繩

古事記

は、門扉に麻を結び附け、之を以て其家を「タブー」と爲し、盜人の侵入を防ぐ習俗あり。(R. Taylor, *Te Ika A Maui, or New Zealand And Its Inhabitants*. 1870. pp. 167-171.) 又「マレー」群島の「チモール」にては、椰子の葉を以て「タブー」の符號と爲し、其他木の幹に符號を刻み、棒に筐又は白布を結び附けて、之を禁諱の場所に立て、之を以て不可侵の標識と爲すが如き習俗極めて多し。

本邦に於ける注連繩は、大和民族間に行はれたる「タブー」の標識なること殆んど疑を容れざるものゝ如し。注連繩は「古事記」に「尻久米繩」と書し、「日本書紀」には「端出之繩」と書して、共に之を「シククメナハ」と訓み、「古語拾遺」には又之を「日御綱」と書けり。後世は「標繩」、「七五三」、「鎮」、「注連繩」等の字を用ふることあり。注連繩の古史に初めて見えたるは、有名なる天照大御神の天磐戸隠れの段にして、この時の事を「古事記」に記して、

天手力男神、取其御手引出、即布刀玉命、以尻久米繩控度、其御後、方白言、從此以內、不得還入。

「日本書紀」にも亦此時の事を記して、

手力雄神則奉承天照大神之手引而奉出、於是中臣神、忌部神、則界以端出之。繩乃請曰勿復還奉。

尻久米繩の意義

尻久米繩の意義に付ては、古事記傳中に引ける加茂真淵の説は「尻は後方の意、久米は限目にて、今天照大御神の御後方に引わたし限目の繩なる意なり」とせり。本居宣長は「古事記傳」に、

尻久米繩は今いふ志米繩なり。約むれば、おのづから理久は略て志米といはるゝなり。(中略) 尻は藁の本をいひ、久米は許米にて、藁の尻を斷去ずて、さながら許米置たる繩なり。書紀に端出之繩と作て此云、斯梨俱梅儼波とあるにて知るべし。端出とは、斷ざる藁の尻の出たる由にて、即後世の志米繩の状なり。

又思ふに、志米は標結などの標の意か。然らば、尻久米と物は一にて名は別なるか。但標も本はこの尻久米より出たる言にや。然らば活用て志

牟ともいふは、やゝ後のこと歟。

天照大御神天磐戸隠れの際に、尻久米繩を御後方に引き渡したるは、當時既に一般に行はれたりし習俗に依りて此事ありしものにして、此際新たに案出せられたる事柄に非らざるは、殆んど疑を容れざる所なり。古傳説に始めて存し、又は古史に始めて見えたるを以て、之を其起原と爲すは、古學者中屢々見る所の誤斷にして、尻久米繩の名稱及之を張るの習俗が此時に生まれりとする説は、蓋し當を得たるものに非ざるなり。

中古に於て「標」又は「標繩」なる語が如何なる意義に用ひられたりしかを知らんが爲めに、今左に「萬葉集」中「標」に關する歌を検出し、鹿持雅澄著「萬葉集古義」に就きて其解説を見れば、同書卷二、勅穗積皇子遣近江志賀山寺時、但馬皇女御作歌に、

遺れ居て戀ひつゝ、あらずば追及かむ道の阿回、に標結へ吾がせ

歌、意は、遺され居りて戀つゝ、あらんよりは、君の跡をしたひ行て追付む

標又は標繩の意義

萬葉集

ぞ、其の通りませる道の隅隅の迷ぬべき所には、標繩結てしるしをしおかせ給へとなり。

目標又は標識

是に據れば標は目標。または標識として用ひられたることあるは明かなり。

次に同書卷三譬喩詞の中の、大伴坂上郎女が親族と宴する日に吟へる歌に、
山守の有りける知らに其の山に標結ひ立て、結の辱しつ

歌意は、大伴駿河麻呂の他方にて約れる女の有とも知らず、駿河麻呂を吾が聲ぞとしめ置し、其のしるしなくて、今更其のしめ結し辱を見つとなり。

又同卷の大伴宿禰家持の歌に、

足日木の石根こゝし、み菅の根を引かば難みと標のみぞ結ふ

歌意は、石根凝々しさに直に引得ることこそ難からめ、他人には得させじと、標結ひ廻すと云て、得がたき女なれども、遂には我が物とせむと、かねて用意する意を譬へたるなり。

占有の標識

是に據れば標は自己の占有物又は自己の領有に屬するものなることを標識せむが爲めに結ひたるものなること明らかなり。此用例に依れば、注連繩は、或はしめ繩にして占有の標識とも解し得べきが如し。

更に同書卷二、挽歌の中の石川夫人の歌に、

神樂浪の大山守は誰が爲めか山に標結ふ君も在さなくに

歌意は、花紅葉を窺覽し給はむ爲に、雜人を猥に入らしめ、じとて、山守を置せ給へるに、崩御の後も猶堅く守れるを見て、誰が爲にとて、彼波の御山守は山に標繩結ふぞ、御爲にすべき天皇も今はおはしまさねば、山も用なき物をとひへるなり。

といひ、又同書卷七、問答歌の中の寄稻の歌に、

石上振の早田を秀でずとも、繩だに延へよ守りつゝ居らむ

歌意は、未だ穂には出されば刈取べき時にあらずよしや、刈取ずとも標繩なりとも引はへよ、吾それを他人に刈らしめず守りつゝ居らむとな

り。いまだ幼なき女なれば、取得べきに非ず、されど美しき少女なれば、他人には得させじ、遂に吾が物とせむと思へば、他人の得ぬやうに契りて置き、よと仲媒に語らふ意を喻へたるなるべし。

と云へるに據りて見れば、標を延へ渡したるものは、其人の権力に屬するものなるが故に、他人の猥りに之を犯し難きものなりとせる事、是にて知ることを得べし。而して彼の神社の社頭に用ひらるゝ注連繩は、此不可侵なる意義の最も嚴格なる標識として用ひられたるものなることは、同書卷七に載せたる次の警諭歌によりても之を知ることが得べし。

不可侵の標識

祝部等が齋ふ社の黄葉も標繩越えて落るちふものを

歌意は、祝部等がいみきよめていともく、嚴かなる社の注連をば何かは犯して越るものあらむと思ふに、其の社の木の葉の秋たけてうつろふ時は、さる嚴かなる注連を犯し越えて散るといふこともあるものを、我が思も大方の事ならば、制禁をも守り、人目をもはゞかりて、さて止む

事もあらむを、さるおぼろげの事ならねば、いかで止むべきぞとなり。

「古事記」日本書紀に記したる尻久米繩と、萬葉集以下に記したる注連繩との名稱上の關係は暫く之を措くとするも、其性質に於ては兩者全く同一なり。即ち天磐戸に引き延へたる尻久米繩は「これより内に還り入り給ふ勿れ」との意義を表したるものにして、前記「萬葉集」中の諸歌に見えたる「シメ」も皆なこれより内に他人の猥りに犯し入ることを禁ずるの意を示したるものにして、即ち不可侵の標識たり。之に依りて觀れば、本邦に於ては、古來神聖なるもの、崇敬すべきもの、敬畏すべきもの、禁忌すべきもの等を標示すべき爲めに注連繩を引き渡すの慣習ありたるものゝ如し。

注連繩の意義

注連繩の類を不可侵の標識と爲す習俗「インド」

注連繩若くは之に類似する物を以て神聖不可侵の標識と爲すの習俗は、世界の各方面に於て普通に觀る所にして、獨り南洋諸島に於ける民族間に於て存するのみならず、印度の「サンタル」人(Santals)が竹に藁束を結び附けたるものを森林、竹藪、田畑等に立つるときは何人と雖も之に入ることを得ざるもの

「マダガス
カール」

「アフリカ」

南「アメリ
カ」

とし、又古樹等に之を結び附くるときは、其樹は神聖にして、斧鉞の之に觸る可らざるものなることを示すを始めとし、(Westermarck, *The Origin and Development of Moral Ideas*, II. p. 64.) 「マダガスカール」に於ては、竿に草束を吊して立つるを以て通行禁止、收穫物保護等の標示とし、(Genep, *Tabu et Totémisme à Madagascar*, p. 184. et seq.) 東「アフリカ」の「ウサムバラ」人 (Wasambaru) が「バナナ」の葉を巻きたる竿を立て、侵界を禁じ、(Steinmetz, *Rechtsverhältnisse* S. 263.) 南「アフリカ」の「バロツエ」人 (Barotze) が藁を物品に結び附くるとを以て之に觸るゝことを禁止するの符號とし、(Deele, *Three Years in Savage Africa*, p. 77.) 南米の「クマナ」人 (Cumanas) 「ニューリウス」人 (Juris) 等が木綿の糸を張るを以て禁忌の標識と爲すが如き、(Martius, *Rechtszustände unter den Ureinwohnern Braziiliens*, S. 37 ff.) 其他注連繩を張ると其形に於ても類似し、其效用に於ても略ぼ相等しきもの極めて多く、一々之を引證するの煩に耐へざるものあり。

三 觸接

(三) 觸接

身體の觸接は「タブー」設定の原因と爲ることあり。例へば國王の身體は神聖にして、其觸るゝ物は悉く「タブー」と爲るものなりとするは、最も廣く行はるる習俗にして、國王の宮殿は之を禁、廷又は禁、裡とし、其宮門は之を禁、闕とし、其庭園は之を禁、苑とし、常人の之に入るを禁じ、國王の行幸、行在の場所は、神聖不可侵なる國王の身體の觸れたる所なるを以て、之を禁諱の地として、人の之に入ることを禁ずるに至るが如きは、廣く各民族間に行はるゝ習俗なり。例へば「タヒチ」の王又は女王の踏みたる地は「タブー」と爲り、「ニュー・ジラランド」に於ては、酋長が旅行の途次に休憩せる場所は悉く「タブー」と爲り、竹矢來を繞らして爾後人の之に入ることを禁ずると云ふが如きは是れなり。其他、國王の衣服、飲食、車輿等を始めとし、苟も國王の觸れたる器具は直ちに「タブー」と爲るを常とす。此の如きは其設定者が固有する「タブー」性の延長にして、觸接に因りて其物に傳染するものと云ふことを得べきなり。

「タブー」性の延長

本論

第一 「タブー」と法律觀念

抑も人類は近代に至るまで泰西の學者の想像せる如く、其原始状態に於ては自主自由にして毫も束縛を受ること無かりし者に非ず。又彼等は決してかゝる不羈獨立の生活より突如として整然たる國家生活に移りたるものにも非ずして、一團體が進化發展して國家的組織を爲し其團體の成員が法律的生活を爲すに至るまでには、必ず數百年若くは數世代に亙る歲月と幾多の準備とを要せしなり。而して其準備中最も重要なものは服從の習性なり。同一地域に生活する多數人が同一の目的に對して畏敬恐怖若くは親愛の情感を有し、而も其情感が繼續的なるものなるときは、其共通の目的に對して同一の情感を有する者の間には、自づから心的結合を生じ、彼等は團體を組成し、

國家生活及法律生活の準備要件

服從の習性

心的結合
行爲の統一

て生活するに至るものなり。加之、其畏敬、恐怖、親愛の情感を同うし、風土、氣候、動植物等の環象を同うするが爲めに、自づから彼等の間に行爲の統一を生じ、人民の規律的生活の素質を成すべき慣習を形成するに至る。「マダガスカル」に於て「タブー」より生じたる慣習最も廣く行はれ、土人の之を稱して「リリン・ドラガ」(Tilim draga)と云ふが如きものは是れなり。國家組織の未だ成らず又は將に成らんとする文化の初期に於て、社會的規範と爲り、衆民の行爲を羈束するものは、神其他の不可思議勢力に對する畏敬又は恐怖に因るもの最も多く、且つ最も強力なるものとす。故に或事を爲す可からず、若し之を爲すときは災禍を招くべしとの信念が、一般に或民族間に行はるゝときは、其信念は其民族間に行爲の規範を生ずる原因にして、即ち法律感覺(Rechtsegefühl)の萌芽なり。原始的民族が規律に従つて生活する習性を得て久しきに亘るときは、彼等は半國家とも稱すべき公的社會生活を爲すことを得るに至る。「ニュー・ジブランド」の土蕃は極めて野蠻にして、未だ國家若くは法律なる觀念を有せずと雖

法律感覺の萌芽